

第百四十七回国 参議院財政・金融委員会會議録第七号

平成十二年三月二十三日(木曜日)
午前十時開会

委員の異動

三月十七日

辞任

世耕 弘成君
中島 啓雄君
日出 英輔君

補欠選任

岡野 裕君
尾辻 秀久君
脇 雅史君

三月二十一日

辞任

尾辻 秀久君
岡野 裕君
脇 雅史君

補欠選任

中島 啓雄君
世耕 弘成君
日出 英輔君

出席者は左のとおり。

委員長

平田 健二君

理事

中島 眞人君
平田 耕一君
寺崎 昭久君
海野 義孝君
池田 幹幸君

委員

岩井 國臣君
片山虎之助君
河本 英典君
世耕 弘成君
中島 啓雄君
林 芳正君
日出 英輔君
伊藤 基隆君
久保 亘君
櫻井 充君
浜田卓二郎君

國務大臣

大藏大臣 宮澤 喜一君
國務大臣(金融再生委員会委員長) 谷垣 禎一君

政務次官

大藏政務次官 林 芳正君

事務局側

常任委員会専門員 吉田 成宜君

政府参考人

金融監督庁検査部長 五味 廣文君
法務省民事局長 細川 清君
大蔵省主税局長 尾原 榮夫君
大蔵省金融企画局長 福田 誠君
国税庁次長 大武健一郎君
通商産業大臣官房審議官 林 洋和君
房審議官 小粥 正巳君

参考人

日本政策投資銀行総裁 小粥 正巳君

本日の會議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件

○参考人の出席要求に関する件

○租税特別措置法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○法人税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○関税定率法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(平田健二君) ただいまから財政・金融委員会を開会いたします。

政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

租税特別措置法等の一部を改正する法律案及び法人税法の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に金融監督庁検査部長五味廣文君、法務省民事局長細川清君、大蔵省主税局長尾原榮夫君、大蔵省金融企画局長福田誠君、国税庁次長大武健一郎君及び通商産業大臣官房審議官林洋和君を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(平田健二君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(平田健二君) 次に、参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

租税特別措置法等の一部を改正する法律案及び法人税法の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に参考人として日本政策投資銀行総裁小粥正巳君の出席を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(平田健二君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(平田健二君) 租税特別措置法等の一部を改正する法律案及び法人税法の一部を改正する法律案の両案を一括して議題といたします。

両案の趣旨説明は既に聴取しておりますので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○寺崎昭久君 本日は、今回の租税特別措置法のうち、不動産の所有権移転に伴う登録免許税の引

き上げを中心に質問させていただきたいと思

います。改正内容に入る前に、まず登録免許税はどういうところに課税根拠があるのか、権能は何かというところについてお尋ねさせていただきたいと思

います。不動産の所有権を登記簿に掲載しようとした場合には、登録免許税を支払ってそれで必要な登記をすることになっております。この登録免許税を支払うというのが登記の大前提、これを納めない

と受け付けられないという仕組みになっております。それでは、それによって所有権が発生するのかとい

えば我が国の法制はそうなっております。双方の意思表示確認に基づいて所有権の移転というものが成り立つ、そういう法制度を建前にしていると思

います。となりますと、この登録免許税というのはどこに課税根拠を求めているのか、登記するということとはどういう意味合いがあるのか、これについての確認が必要だと思っておりますので、大蔵大臣にその辺の御所見ございましたら。

○政府参考人(尾原榮夫君) お答え申し上げます。登録免許税の課税根拠についてのお尋ねがございました。

登録免許税でございますが、登記等によりまして生ずる利益に着目いたしまして、その行為の背後にある担税力に応じた負担を求めるといのが登録免許税の課税根拠でございます。もう少し詳しく申し上げますと、不動産登記について申し上げれば、登記を受けることにより取引における第三者対抗要件を得て財産権の保全が図られるという利益に着目いたしまして、この登記に至ったその背後にある原因、例えば売買であれば売買という

こととなるわけでございますが、それに担税

力、登記の背後にある担保力に負担を求める、という税だと承知しております。

○寺崎昭久君 課税根拠は第三者対抗力を付与するというのが第一で、金額については担保力に着目するということでありませうけれども、普通担保力に着目するというのは所得税とか一定の利益を得るとかそういうところに課税するべきであつて、権利創設に対して税額、税率の大小を決めるというのはちよつと筋違いではないかなと思ふんです。

この登録免許税というのは言うまでもなく国民の財産権を守るという基本的な部分でございます。したがつて、一億円の不動産を守るのでも、百万円の不動産を守るのでも国民としてはひとしく守つてもらなければならぬということでありませうから、その限りでは例えば一律一百万円の登録免許税という考え方も成り立つと思ふんです。その上に担保力というのは、ちよつと税の性格とは違ふんじゃないかと。例えば登録免許税を百万円払えば大きい権利を上げますよ、十万円だったから十分の一ですよということではないと思ふんですけれども、これは一律にするとおかしいです。

○政府参考人(尾原榮夫君) ただいま申し上げましたように、登記によつて生ずる利益が出てまいりますが、それに着目いたしまして、それではどの程度の御負担をいただくかということになりますと、その背景にございます売買なら売買、つまり多額の土地の譲渡によつてそれを登記する、そのような譲渡がなされる売買が原因としてあるわけでございますが、そういう多額の譲渡がなされることにはそれ相応の担保力があるだろう、こういう考え方に立っているわけでございます。今、先生がおっしゃいましたように、登記の利益は同じではないかということではこの税が成り立っているわけではないかということを御承知いただきたい、こういうふうに思っております。

○寺崎昭久君 法務省にお尋ねしますが、所有権の認定をめぐるA、B両者間の係争問題を生じた

場合に、例えばA、Bとも登記をしていないといった場合には係争問題については国の権力の関与するところではないから受け付けませんということを法務省は言うんでしょうか、裁判所は言うんでしょうか。

○政府参考人(細川清君) ただいま御指摘の事例はいわゆる二重売買の事例ではないかと思ひますが、その場合に民法上どちらに対抗力があるかは、先に登記の申請をして受理した者が対抗力を持つということが民法の基本的な考え方でございます。ですから、ただいまの事例でございますといずれの方が申請されましたも登記所は受理するということになります。

○寺崎昭久君 ということになりませうと、結局残るのは担保力という問題で、それが妥当かどうかということになりませうね。権利創設税というのは私は少し違ふのかなという気がしているものですが、この問題はもう少し研究課題にさせていただきますかと思つております。

それから、土地建物の取引と密接な関係にある税の一つに印紙税といたつてございます。少し調べてみましたら、この印紙税の根拠というのは商取引のあつたときにそれをを行う者がそれ相応の担保力があると、まさに担保力に着目した税のようでございます。これは十七世紀にオランダで発明されたというふうなことを文献が書いております。日本では明治六年にこの税制が導入されたというところでありますが、当初は犯罪者を告発した賞金を出しますよとか、あるいは証紙がないと裁判でも証拠になりませんよとかいうようなこともあつたようでございます。今日ではその点は相当変わつてまいりますが、印紙が張つてあるうとなかろうとその証紙は裁判としての証拠能力を認めているというふうに聞いております。

それで、その明治六年と違ひまして、その後登録免許税が創設される、あるいは譲渡所得税が整備される、また不動産取得税もできた、建物については消費税も適用されるというふうなことで、売買、流通に係る税というのは多重的になつてき

ております。

そういう中でこの印紙税というものを考えてみますと、既に役割は終わったと考へてもいいんじゃないか。この印紙税があるから不動産の売買、流通が活発にならないのだとまでは申しませんけれども、不動産を取得しようとする者にとつては相当高い税負担になつていゝというところは確かだと思ひます。ということ考へますと、役割の終わった印紙税というのはこの際廃止の方向で検討されるのが妥当ではないか。ないしは、いろんな税目がございますけれども、もう少し簡素化するということで御検討された方がいいのではないかと思ひますが、御所見を伺ひます。

○政府参考人(尾原榮夫君) 印紙税についてのお尋ねでございます。この税でございますが、経済取引に伴ひ作成されます文書の背後にありませう担保力、経済的利益とでも申しませうか、これに着目して、広範な文書に対して軽度の負担を現在求めているわけでございます。

それで、これは廃止したらどうかというお尋ねでございますが、一つは、ただいまの流通税、資産税にカウントしておりますが、印紙税、登録免許税合わせまして一兆五千億円というふうな大変重要な税収になつていゝわけでございます。

それから、もう一点申し上げさせていただきますと、この税は大変歴史のある税でございますが、御承知のように所得税、消費税、資産税というふうな課税ベースがございますが、それぞれの税は長所短所を持つていゝわけでございます。私どももいたしましては、これらのバランスをとるなら全体として公平公正な税制を築き上げていく必要があるというふうな考へております。この印紙税、登録免許税はそれなりに大変存在意義の強い税制であらうというふうに思つておるわけでございます。

なお、印紙税について申し上げますと、消費税導入の際にいさか不合理であつた点は改善させていただきます。それから、不動産について特に税負担が重

いのではないかとお話をさせていただきます。そのような御要請あるいは土地対策等の観点から、実は平成九年度におきまして、この不動産の譲渡契約書あるいは請負契約でございますが、従前に比較いたしまして一割から四分の一軽減するということを行つております。また住宅につきましては同じ平成九年度に千分の六から一・五、あるいは譲渡の場合でございますと住宅については千分の五十から三にするというふうな負担軽減措置を講じていゝわけでございます。先生は廃止ということをおっしゃいましたが、実情にはそのようないでございまして、廃止というのはいさか困難であるというふうに考へております。

○寺崎昭久君 後ほどもう一度改めて問題提起をさせていただきますが、登録免許税をめぐつて脱税まがいの行為が行われていゝという一つの因には、少しこの不動産売買、取得に係る税金が高いではないか、負担が大き過ぎるんじゃないかというところが背景になつていゝんじゃないかというふうに思ふものですから、この際、印紙税を含めて全体を見直したらどうか、水準はこのままでいいんではないかという問題提起をさせていただきます。今後とも私も研究いたしたいと思ひます。

ところで、今回の租税特別措置法の改正の中に、第八十四条の五関係というのがございます。これは土地の登記に係る登録免許税の課税標準の特例の適用を三年間延長するという内容でございます。

この関係について少し過去にさかのぼつてみますと、平成六年の改正では固定資産課税台帳の価額について千分の四百に圧縮する特例をつくる、それから平成九年にはそれを若干延長する、平成十一年には千分の四百だったものを千分の一にする。これはこの三月に切れるのでこの四月一日から三年間、三分の一という適用を延長するということだと思ふんですが、この平成六年以降の課税標準を下げるという効果がどの程度あつた

と把握されているのか、認識されているのか。それから、この先三年間、三分の一という特例を設けることがどういふ効果があると期待した結果なのか、それについてお尋ねします。

○政府参考人(尾原榮夫君) 今、先生からお話がございますように、平成六年度に、現在の登録免許税の課税標準は固定資産税の評価額になっておりますが、これを四〇%部分、つまり六割部分を軽減する、こういう改正を行っております。また、今回の改正では、今これも先生からお話がございますが、軽減割合を六割から三分の二に拡大する、つまり三三・三%、四割から三三・三%の課税標準にするということにいたしました。三年間延長することになっているわけでございます。

これは、平成六年度に実は固定資産税の評価額が大幅に引き上げられることになったわけでございますが、固定資産税の課税標準、そのまま放置すれば負担が大変過重なものになってまいりますので、バブル以前の税負担水準を勘案し、この軽減割合を三分の二にするという措置を設けたわけでございます。さらにその後、三分の二に軽減割合を拡大したわけでございますが、これは現下の経済情勢から見まして、土地なりの流通を活性化していく必要があるという御要請もございまして、そういうことからさらにこの軽減割合を高めて三年間延長することにしたわけでございます。

どの程度の効果があつたかというお尋ねがございましたが、私も税収で見ると、このように効果もあつて登録免許税の都市部の税収が少し細つてまいつてきているという傾向を見ておりまして、それなりに経済の活性化には役立っている、あるいは現実の事情に合った制度になっているのではないかとお尋ねしております。

それで、二番目のお尋ねといたしまして、この三年間延長は租税特別措置という形でやらせてもらっているわけでございますが、これは税制として本来このような状況を長く続けるということとは必ずしもいいこととは思っていないわけでございます。

います。御承知のように、平成十二年度の固定資産税の評価額がえでさらに固定資産税評価額が引き下げられるということもございまして、また土地をめぐる諸状況がどう変わっていくか。今、依然として低下傾向にございまして、本来的にこの税制がどうあるべきかというのを考える状況にはまだ来ていないというふうに思っております。

したがって、今回三年間の延長をお願いしてございまして、今のような経済状況等々から考えますと、現状においては適切な措置ではないか、こういうふうにご覧いただくと考えているところでございます。

○寺崎昭久君 課税標準に特例を設けることによって、土地や建物を取壊す人の税負担を軽減するという効果は確かにあるんだろと思ひます。しかし、逆に考えますと、それによって多少なりとも取引が活発になるとすれば、税金が少し高過ぎるということの意味ではないかというふうにも思ひます。

それからもう一つは、今特例をいつまでも続けているいかというお話もございまして、それをとおっしゃるのでしたら、登録免許税を土地と連動させていかという問題にもなるのではないのでしょうか。

先ほど担税力というところをおっしゃいましたけれども、担税力に着目するから土地と連動させて登録免許税の水準を決めるといふやり方はそれぞれ納税者の人の立場は全く無視したことであつて、例えばここで売り出せば利益が大きくなると思つて売ると、あるいは相続したけれども持ち切れないから売るといふやむにやまれず売ると、そういうことを全然度外視して、国から見ると税収が少しも上がるように連動させるんだというの、ちよつと税制のあり方としていかになものかという気がいたします。

それで、伺いたいのは、登録免許税を地価に連動させることは是非、それからもう一つは、登記原因別の税率格差というのがございまして、例えば相続であれば千分の六、共有分割の場合であれば

千分の六、売買であれば千分の五十ということになっておりますが、そういう税率格差を設けることの意味、妥当性ということについても伺いたいと思ひます。

○政府参考人(尾原榮夫君) 今お話がございましたように、相続あるいは法人の合併の場合には千分の六、遺贈、贈与等の場合は千分の二十五、共有物の分割は千分の六、売買、交換の場合は千分の五十というふうな税率区分が設けてあるわけでございます。これは、同じ価額の不動産の所有権の移転登記でございまして、それぞれの対応、つまり無償で移転する場合、有償で移転する場合、あるいは人格を承継する場合等々でその登記の背後にございまして担税力が異なってくるということに着目して、担税力に応じてその負担を求めるといふことを目的としているわけでございます。

それで、さきの御質問の中で、不動産の価額等というお話もございましたけれども、不動産の価額というのは登記を受ける際の利益に着目する、あるいは担税力からいたしましてそれなりに合理的なものではないかというふうにご覧いただいております。

なお、この登録免許税は一種の外税税といひます。先ほど形式でいたした税金になっております。それは納税者の便宜とか、いろんなことを考えているわけでございますが、いわば外形に着目した税といひます。所得課税と異なりまして、現実にはどうであるかということに着目しないといひます。あるわけございまして、先生のおっしゃいますように、実情に合っていないではないかというお話も出てくるんだらうと思ひます。ただ、先ほど申し上げましたように、実情を問わず形式的な売買であるとか相続であるとか、そういうことといたしまして、これをきまにきまにこの税のよさもあるといふことを御理解いただければというふうに思ひます。

○寺崎昭久君 登録免許税を決める際に、まず掛け算になる方の課税標準を上下させる、一方で

登録原因別に税率を変えようということでは、やっぱり権利創設とは無関係に、取りやすいところから取りやすいように取るということが余りにも強過ぎるんじゃないですか。

例えば税率の問題について言いますと、遺産相続をする人はむしろ担税力がある人じゃないですか。というところから、売買と同じように、私はこうしてございと言っているんじゃないんですか。理屈で千分の五十を適用したって担税力だけだったらいいんじゃないかと思ひます。どうして片一方の遺産相続の場合に千分の六で、売買だと千分の五十で、その担税力は違うからという差をつけているのか。もう一回説明してもらえますか。

○政府参考人(尾原榮夫君) 今、相続税の場合なら担税力はもつとあるではないかというお尋ねでございます。

先ほどちよつと申し上げましたが、相続とかあるいは合併と申しますのはいわば人格を承継する、それに伴つて登記をしていただくという面がございまして、お考えの方のように、相続をもつと高くすればとか、あるいはバランスがとれないというお話もございまして、現在の考え方としては、人格を承継する者については原則として千分の六という整理をしていることを御理解いただきたいと思ひます。

○寺崎昭久君 この問題は、余り繰り返しませんけれども、冒頭に申し上げたように、登録免許税というのが権利創設のところにウェイトを置いているのか、担税力に着目して税収をふやそうというところにあるのか。それだったらそれで、きちんとはか税制も含めて整理する時期に来ていないかと思ひます。ぜひ御研究をいただきたいと思ひます。

それでは次に、今回の租税特別措置法の八十四条の四、これは共有物分割による不動産の所有権の移転登記の税率の特例でございまして、これを新設する理由について伺いたいと思ひます。まず、その理由を伺いたいんですが、先般、会

計検査院が発表した平成十年度決算検査報告によりますと、国が平成十年度中に受けつけた土地建物の登録申請のうち、共有物の分割を登記理由とした所有権の移転について二千三百三十一件調べたと。これは三十二登記所を対象にしたものでありますが、そのうちの六百五十五件が本来の共有物分割に相当するとはみなしがたい内容が含まれていたと。つまり、本当の目的は共有物の分割ではなくて売買であるので今の千分の六を掛けることについて問題ありという指摘をし、それによって得べかりし税収というのは十四億円強あったということでございます。

二千三百三十一件というのがこの共有物分割に係る登録の何%が私つまびらかではございませんけれども、こういうような脱税まがいの行為があったので今回の税制改正になったのかなという推測もしておりますけれども、この辺の経過について御説明いただけますか。

○政府参考人(尾原榮夫君) 今回、租税特別措置法八十四条の四というものの新設をお願いしていることはそのとおりでございます。

それで、今、先生からお話ございましたように、昨年の十二月でございますが、会計検査院の平成十年度検査報告の特記事項といたしまして御指摘をいただいております。現在、共有物の分割の税率は千分の六になっていてございまして、売買等は千分の五十でございまして、

そこで、実際は売買取引であるにもかかわらず、登記上、最初はおくわすかの持ち分について売買による移転登記を行いまして、その残りの持ち分については共有物分割による移転登記を行うという手法により登録免許税の負担の一部を免れている実態が散見されるということで、先ほどの件数、お話がございましたが、そのとおりの御指摘をいただいております。

それで、会計検査院は、「適正公平な課税の実現が図られるよう、登録免許税の税額の認定及び納付の確認を行う法務省、租税に関する制度の調査、企画及び立案を所掌する大蔵省等において検

討、協議を行い、本件事態の是正に向けた適切な措置が執られることが望まれる。」、私どももこのような実態を御指摘いただいたわけでございますので、まさに脱法的行為と認識しております。

今回、改正を行いませんと、このような方法があるのだなということが広く認知されるものでございまして、今回、一番早い時期にその是正を図るための租税特別措置法改正をお願いしているところでございます。

○寺崎昭久君 今回の改正の問題点については後で触れますけれども、その前に、共有物の分割を原因とする登記というのは年間どれぐらいあるんでしょうか。

○政府参考人(細川清君) 大変恐縮ですが、ただいま資料を持っておりませんので、後ほどお届け申し上げます。

○寺崎昭久君 それでは、全国に登記所というのは何カ所あるんですか。

○政府参考人(細川清君) 登記所といたしましては、全国の法務局、地方法務局の本局、それからそれぞれの支局、出張所とございまして、全国で約八百でございます。

○寺崎昭久君 八百のうち三十二カ所で調べた結果だから、その比率で共有物の分割登記があるとは思いませんけれども、相当な数になされているんだらうと思えます。

この会計検査院の調査結果では、そのうちの三割は本当は商売目的の登記ではないかという疑いを持たれているわけですから、全国的に見るとこれの何倍とか何十倍に上るそういう取引が行われている可能性もあるのかなというように思われます。

ところで、その問題に入る前にですが、この共有物の分割にはいろんな言い方がありまして、例えば現物分割あるいは補償分割、価額賠償分割、代償分割と、法律用語がどうも一定になっていないんでしょいか、地方によってもいろんな言い方をしているんですけども、この差というのはどういうふうにかえればいいんですか。

○政府参考人(細川清君) 共有物分割ができることは民法で規定しておりますが、その方法については特別に規定していないわけでございます。ですから、さまざまな分割の仕方がございまして、例えば土地を二分の一ずつ共有しているという場合は現物で半分に分筆する場合もございまして、あるいは二分の一の持ち分に相当する金銭を他方の者が交付することによってその他方の人が全持ち分を取得するというやり方もあります。この後者の仕方は昔から裁判例でも認められていて、最高裁の判例もございまして、認められているものでございまして、一般的には価額による補償、そういうようなことが言われております。

したがって、学問的な用語といたしまして、そういうものでございまして、厳密な定義はないわけでございます。

○寺崎昭久君 ということは、共有物分割を大別すると、現物分割と、賠償分割というんでしょうか、価額の伴う分割の二種類ありますということですか、

今回の法改正というのは、現物分割には簡単に言うと千分の六、それ以外のものには千分の五十を適用しますというふうな内容になるわけでしょうか。

○政府参考人(尾原榮夫君) 今回の法律改正でございますが、千分の六が対象になりますのは、まさに現物分割というふうに申し上げます。それから、各所有者の共有物を所有者の持ち分に応じてそれぞれの共有者に分配してそれぞれの個人のものとすること、これを念頭にございまして、あくまでも分割ということを利用して実態は売買であるというものを是正するための措置でございます。と、そこはさきさき申し上げてまいりましたので、それ以外のいうふうになってまいります。ふうに思っております。

○寺崎昭久君 私もこういう不動産取引には素人ですし、なかなか耳で聞いていても大変わかりづらいんですけど、言葉のやりとりだけでは、それで、先ほど不正まがいとか脱税まがいとか

いうお話をされましたが、さっき御説明がありましたが、こういうことになるんでしょうか。例えば百坪の土地を百万円で買ってこれを登記するとする、そうしますと普通は千分の五十が適用されますから五万円払わなければならない。これはさておいて、百坪のうち一坪だけ売買をする、そうするとこれは一万円でやり、なおかつ取得した人は千分の五十、五百円を登記料として払う。そうしまして、九十九坪と一坪というのは共有状態であるということにしているわけですね。それで、後日、一坪の人に九十九坪を共有物分割という格好で売り渡せば九十九坪分には千分の六しか課税されないと。これを避けよう、この峻別をしようというのが今回の法のねらいということですね。

なぜこの千分の六というのが設けられたのか、その辺について説明していただけますか。

○政府参考人(尾原榮夫君) 共有物になる前にその原因はあるわけでございますけれども、今ある持ち分の割合に応じて筆を分けるということでございますので、それに着目すれば、売買等の千分の五十ではなしに、その担税力からして千分の六が妥当ではないかという考え方になっているわけでございます。

○寺崎昭久君 今のは、重複した課税を避ける。既に売買登記とか最初の登記で千分の五十で登録免許税を払っておりますので、それを分割する場合に同じ税率ではなくて軽減した税率をかけるということですね。

○政府参考人(尾原榮夫君) 今、二重にかかるからというようにとられたといたしまして、そここのところはそうではございません。共有物分割にいたしまして、所有形態が変わったということ、登記により公示されるわけでございますが、それによる利益は当然存在するわけでございます。

他方、担税力という点で考えてみますと、これは前から持っております土地の一部を持ち分に応じて所有する、そういう意味で新たな土地の取得とは異なる面がある、こういうことから、売買

による所有権の移転の登記に対する税率よりも低い税率にしているわけでございます。

○寺崎昭久君 二重課税ではないけれども、既に登録免許税を一度払っている、その土地について分割をするということなので千分の六を適用しましたと、そういうことでございましょうか。

○政府参考人(尾原榮夫君) もう一度申し上げますと、千分の六といふのは、登記の利益は御説明申し上げましたが、今まで持っていた持ち分に応じて分割することですから、担税力等の点で新たな土地の取得とは異なる、そういうことでございます。

当初の原因が売買であるという場合でございますが、当初は千分の五十で後は千分の六ということとでございまして、こういう言い方がいいのかどうか、二重に千分の五十はいただいていないという意味では先生の御指摘のとおりのような面があるかと思ひます。

○寺崎昭久君 脱税まがいの共有物分割が行われ登記されていると。全貌についてはまた後でお知らせいただければと思ひます。共有物分割がどれくらいあるのか、全体の脱税まがいがどれくらいあるのかというのは推定するしかないのかもしれない、現状は。

ただ、会計検査院が行った調査によりますと、共有物分割の原因とする登記というのは全体の三〇%がちょっと怪しいよと。ということは、逆に言うと七〇%はちゃんとやられているということでしょう、本来の共有物分割であるということとございましょうか。どうでしょう。

○政府参考人(尾原榮夫君) 会計検査院からの数字は承知しておりますが、全体としてのどのくらいかというのはいささかと私も把握していないというところで、お許しくださいと思ひます。

○寺崎昭久君 会計検査院も報告書で、大蔵省と法務省が協力をして、協議をして改善策を見出しなさいということも言っておりますので、この点についてはぜひ忘れずにやっていただきたいなと思っております。

ところで、徴税に関して国税の皆さんが日夜努力されているということは承知しているつもりです、敬意もあらわす次第でありますけれども、しかしながら会計検査院の調査によりますと、三〇%ぐらいが共有物分割に係る登記で少し疑義がある内容であるとすれば、残念ながら税の執行が適正に公平に行われていないのではないかと、このことを疑わせる内容で、それをこれまでずっと放置してきたのかということにもなると思ひます。

それから、この登録免許税に關していえば、法務局登記官が課税額を確定する、認定するということで自動的に納税がされるようになるわけですが、つまり、税務署の立場からいって、ほとんど手を下すことなく税金が入ってくる仕組みということになるわけでありまして、逆に言うと、国民の痛税感とかさういったものが全く感じられない。国の仕組みとしては登記官が税額を確定するというのはわかっていますけれども、たださういう仕組みでいいんだらうかという疑問もあるわけでありまして、税務署の職員が足を運ぶとか、疑義があった場合にはそれについて調査をするというふうなことも今後必要ではないかと思ひます。

国民の間には、おれは少し納め過ぎているんじゃないかというのを言う人もあります。つまり、適用された税率というのが違ふんじゃないかなというところを言う人がおりますけれども、大方の場合には司法書士の先生がこうだと言うから、あるいはこれを納めないとならば受けつけてくれないと言ふから黙っていると。確かに仕組みとしては不服を申し立てる制度、審査制度というものもありますけれども、実際に使われていないということが多いように聞いております。

また、例えば登録免許税を納め過ぎだというようなことを登記官が発見したという場合には修正申告をすることになっておりますね、それについて、税務署は、ああそうですかというところで受け取るだけということで、この問題についてはほとんどノータッチなんです。そのことが今回の脱税まがいを生んだ素地にもなっている。一方は書面審査だけで税額の確定をする、税務署の方はその報告だけで処理をする、そういうことが不正の素地になっているんだと思ひます。

このことについて、会計検査院は、先ほども言われましたけれども、適正公平な課税の実施が図られるように、登録免許税の税額の認定及び納付の確認を行う法務省、それと租税に關する制度の調査、企画及び立案を所掌する大蔵省等において、等というのとは国税庁も入っているんだと思ひますが、等において検討、協議を行い、本件事態の是正措置をとることを期待しているわけでございます。

途中ですけれども、大蔵大臣、何か御所見はございますか、今のやりとりはいろいろ技術的でございますが、

○国務大臣(宮澤重一君) 今、共有の場合のケースについて詳しくお尋ねがありました、これは確かに従来の税制の欠陥でありました、またそこを恐らく利用された方が少なからずあるということ、会計検査院から指摘のあったことですが、それにつきまして、今回、租税特別措置法の改正をお願いいたしておるわけでございます。

しかし、それだけでは実はいろいろ問題がありまして、不動産登記制度そのものが真実の登記原図をあらわすものかどうかといったようなものといろいろな問題がある。そういうことについて法務省と大蔵省は十分にさらに検討すべきであるという御指摘でございます。それはまことにございまして、ともに御指摘でございますから、両省においてさらに検討しなければならぬと思ひます。

○寺崎昭久君 法務省にもお尋ねしておきますけれども、今、実際の課税の確定というのは書面審査で行われているわけでありまして、昨今の状況からいいますと、いろいろな商品がいわゆるネット取引とか相当形態が変わってきていますよね。決済の方法についても変わってきていますけれども、書面審査というやり方がこれからますます

やれるんでしょいか。私は工夫というか検討、見直しをする内容を相当含んでいるように思ふんです。

というのは、取引を円滑に進めるということを中心として考えますと、今の書面審査方式というのは相当スピードを落としたり効率を悪くしたりしているように思ひます。その辺について御見解を伺いたいと思ひます。

○政府参考人(細川清君) 登記官が登記の申請があった場合には登記の申請に係る事項が適法に登記できるものかどうかということについては、権利に關する登記につきましては、ただいま御指摘がございましたように、いわゆる形式的審査主義といふものが不動産登記法上採用されております。これは提出された申請書類と登記簿等の書面のみに基づいて実体法上及び手続法上の要件を審査するといふものでございまして、この制度を採用しておりますのは、国民の不動産に対する権利の保全に重要な役割を担う登記申請事件を適正に処理する必要がある一方で、年間、昨年ですと千九百万件というところでございまして、こういった膨大な登記事件を迅速に処理する必要があるということから採用されているわけでございます。

なお、ただいまネット取引等のことに御言及でございますが、昨年の臨時国会で電気通信回線による登記情報の提供に関する法律が成立いたしました。これはインターネットによりましてコンピュータ化されている不動産登記簿等の閲覧をすることができるといふものでございまして、また、ミレニアムプロジェクトでは行政の情報化ということがうたわれておりますので、私どももいたしまして今後、不動産の登記の申請等についてどこまでコンピュータ化できるのかというところを真剣に検討していかなければならないなというふうな考えをしておりますのでございまして。

○寺崎昭久君 それでは、租税特別措置法の八十四条の四の中身についてお尋ねします。

移転登記については原則として千分の五十にしますよということをやった上で、ただしこういう条件を満たしている場合には千分の六にしますというただし書きが第二項にあると思いますが、この中身をなるべくわかりやすく説明してもらえますか。

○政府参考人(尾原榮夫君) 今の八十四条の四の第二項の概要を御説明申し上げますと、まず共有物の分割をするためにはその従前の土地につきまして分筆による表示の変更登記が必要でございます。したがって、そのような変更登記がなされている場合で分筆後の他の土地について行われます共有物分割を原因とする登記と同時に申請されたものであるとき、つまりこちらの方、分筆いたしました場合、AとBと二つございましてBの方も一緒に分割してなされるという場合は、従前の土地に有していた持ち分の価額に対応する部分に限り登録免許税の税率を千分の六とするというふうにしてございます。

これは会計検査院からいただきました一種の脱法的行為を防止するということを念頭に置いて定められているわけでございます。法制的に申し上げますと、こういう場合は千分の六というふうに書いていくというやり方と今度のような法制的書き方と二つあるかと思いますが、実はボジ方式といましようか、それはありとあらゆる場合がございまして法律でどうしても書き切れない、したがっていましてネガといましようか、まず五十として、それで千分の六というふうに書き添えていただきました。

なお、繰り返しになりますが、これは実態は売買であるのといふものに対する適正化措置でございます。それ以外の場合について申し上げますれば登録税法全体の中で合目的に解釈すべきものである、こういうふうに認識しているわけでございます。

○寺崎昭久君 共有物分割についても中身で見るといろいろ違いがあるので、全貌について法律に書き込むことは難しいという事情はよくわかりま

すけれども、今回改正するに当たって司法書士会連合会の意見を聞かれたのかどうか。この改正案についてどういう意見だったのか、お聞かせください。

○政府参考人(尾原榮夫君) 現在、税務の執行で申し上げますれば、例えば多額の現金納付や過誤納があった場合、税務署がそれを行う、後は登記所のまさに書面審査に基づいているということとで、先生から御指摘がありましたように、その実態についてこれまで正されてこなかったということはそういう事情もあり大変残念であったというふうに出ておりますが、そういうことで、この法律の改正をいたします場合、現場をよく御存じの法務省と相談しながら改正を行わせていただいわけでございます。

○政府参考人(細川清君) 不動産登記に係る登録免許税は登記の実務に大変影響がございまして、またひいては司法書士さんの業務にも影響がございまして、私どもとしては、今回の改正につきましても、大蔵省と協議している中で、日本司法書士会連合会の役員の方にもこういう内容で検討が進んでいるということ、会計検査院の指摘も当然ですが、御説明申し上げております。特段、今回の改正について問題があるという御指摘はなかったというふうに出ております。

○寺崎昭久君 今、大蔵省から千分の六を適用する場合の原則というか、こういうケースは千分の六にしますというお話がありましたけれども、具体的に幾つか事例を伺っておきたいと思ひます。今の八十四条の四の第二項に關してです。

お手元に二枚物のペーパーを用意させていただきます。説明するのがなかなか難しいのでこういうペーパーにしたわけでありませうけれども、この法案では分筆登記が一つの条件になっております、分筆をするということが、この一枚目にあると思ひますが、A、B、Cの土地について甲、乙二人の人がそれぞれ二分の一ずつ共有していただきます。これを二つに分けてそれぞれの占有に登録し直しましうやといった場合には、この真ん

中から例えば線を引く。真ん中の図になるわけですが、そうしますと、Bというのが半分に分れて、AとCは手つかずになるわけですね。そうすると、AとC地というのは分筆はもう既にされておりました、これを改めてやるといふことになるのではないわけでありませう。こうした場合には千分の六は適用されないんですか。

○政府参考人(尾原榮夫君) ただいまのケースでございますが、これで拝見いたしますと、B地をB-1とB-2に分けると、これは千分の六でございますが、このAとCの二つははいわば交換に当たるといふふうに思われますので、千分の五十になるのではないかと。

これは何も脱法という話じゃございませんので申し上げますと、仮にA、B、Cを一度合筆といましようか、一つの土地にして分けていただければ千分の六が全体に適用になってくると。法律の構成として申し上げますと、これは交換に当たるといふふうに出てくる。したがって、A、B、Cを合筆していただく、それでやっていたかどうかというのが実態に即した姿になるんだらう、こういうふうに出てくる。

○寺崎昭久君 それは役所の理屈、都合でして、一度やってからまた半分に分けてくださいというのは役所の都合で、既にこのA、B、Cと分かれていますものをそうせずに、こういうケースはAについてCについても千分の六を適用するというようにまず考えていただいて、その後、B地を半分にした場合にどうするかということになるんじゃないんですか。

○政府参考人(尾原榮夫君) いささか法律的といましようか、形式的に置きかえかもしれませんが、AとCも同時にまだ共有状況にあるわけでございます。それをどちらかに片寄せするといふことになってくるわけでございます。

今の例で申し上げますと、Cにも実は共有持分がある、Aにも共有持分があると。それをどちらかに片寄せするといふことにこの場合なつてまいりますので、私どもはそこはいわば交換とい

うことになるのではないかとこのように思ひます。そういうことで、この場合は、A、B、Cを分ける場合には合筆されてそれで分けていただくということかと思ひます。

○寺崎昭久君 このケースは極めて単純なケースで書いておりますけれども、実際の取引の中には数筆の土地が一同として利用されている場合があるわけですね。それが全体として分筆されることがあるわけですね。もうそういうのが出てきたら、もう何もかも全部込み込みで一つにしてから分割し直さないといふのはちょっと役所の都合過ぎるんじゃないですか。

○政府参考人(尾原榮夫君) 先生のような御指摘をいただくわけでございますけれども、ただいまの例でございますと、ちょっと表現が悪いのでございまして、たまたま一同として利用されていたというところでございまして、その場合を、一同として利用されていない場合、きちっと分けられている場合と区別して取り扱うという理由はなかなかないのではないかとこのように思ひます。

○寺崎昭久君 土地の取引というのは、あるいは分筆といふのはいろいろな複雑な形態をやっているといふことを御認識して、この場合にはこの税率、この場合にはこういう税率というのをもう少し細かく指導というか基準を示すことが必要ではないか、そうじゃないと現場に混乱を生じさせるんじゃないかと思ひます。

それから、今回の第二項の条件の中に、同時に登記しないといふことが書いてあります。この図でいうと一番下の甲、乙、AとB-1、それからB-2とCと、この二つの登記をやるといふ場合なんです。例えば甲はちょっと今手元不如意で登記はしたくない、所有権の移転はやりましよう、だけれども登記はもうちょっと秋になってからやりましようといった場合に、乙の方はいや都合があつて私は登記をしたいんだという、この

乙は千分の五十適用されるんですね、同時に登記しないわけですから。同時にやらないと千分の六を適用されないわけですね。だけれども、こういうケースというのはたくさんあるんじゃないですか。どうなんですか。

○政府参考人(尾原榮夫君) 今、納税者の方のいろいろな事情があるではないか、そういうところにも目配りをすべしということで、先生のおっしゃることはよく理解できるつもりでございます。

ただ、今回のような一種の脱法的行為がなぜ起きたかといふと、一緒にやらずに後で分割というのが出てくるということが一つの原因になっておりますので、ここは適正化ということでございますから、そこは同時に行っていたらだまされませんとこの適正化というのができるようになるわけでございます。

したがって、紛らわしい場合がいろいろ出てくる可能性がございます。その辺は今後、取扱通達なりできちんと明確にすべきものはしていく必要があるか、こういうふうな思っております。

○寺崎昭久君 脱税まがいの共有分割の登記をするというのを防ぐのはぜひやっていただきたいと思っております。

ただ、先ほど会計検査院の報告の中で御紹介したように、たまたまかもしれないが、取引の三〇％が紛らわしい、疑わしいということであって、七〇％は普通の本来の目的に沿った共有物分割登記をやっているわけですね。だけれども、これを押さえるために七〇％の人が巻き込まれるというか、間違った本来あるべきじゃない税率を適用される可能性があるというのを懸念しているわけでありまして。一律に網をかけようとする、玉石混交というんですね、もっとわかりやすく言えばいいんですけれども、そういう網のかけ方になるのかということをお心配しております。

それから、三つ目のケース、せっかく資料を用意したので、これはどうなりますかというのをお尋ねします。

これはもともA地を持っていた人が区画整理を行って、結果的にはA-1、A-2という形になり、A-2を売却したという場合の登録免許税はどうなりますかということを説明する内容でございます。

区画整理による分割換地というのは、区画整理が始まりますとも私の土地だなどというのはいくわからなくなってしまうのが一般的だと思います、くわいも抜いて全部整理しちゃうわけですから、したがって、分筆登記というものが現実にはできなくなると思っています。それから、区画整理というのは往々にして五年とか十年とか長期間を要します。その間では売買が全くできないのかという、もとの土地を念頭に置いた取引は認められている、現実に行われているということだと思っております。

仮に一筆の換地を複数の区画に分けて分譲するといふことを考えてみた場合、これはたまたま二つに分けてという例を出しているわけでありまして、どうなるかという、その場合の登記というものは換地の面積を分母として分譲を受けた区画の面積を分子として持ち分登記をとりあえずするということになります。

この図でいうと、甲はA地を所有したけれども、A-1、A-2に分割して換地の指定をしてもらう。仮換地の間は分筆ができないということなので、下のようにならなければ登記をするにはできませんから、その場合には持ち分登記を行うというところだと思っております。ですが、このとき乙は登記をするということですから登記料を払わなければなりません。当然このときは売買ということですから千分の五十が適用される。

ですが、この状態というのは、甲、乙両方の共有地ということになります。共有地になった後に、実際には土地の共有者は区画整理組合に分割換地をするように求める、すなわち一筆の従前地に対して複数の区画の換地をすることを求めるということになるんだと思っております。それで、区画整理の最終段階で換地処分を行う、つまり本換地

が行われるという、この右の下の方に書いている内容でございます。従前地に対する複数の分譲区画に応じた換地がなされて、それぞれが登記簿に登記される。その際に、分譲区画購入者はそれぞれ単有にするために持ち分のやりとりをし、それで自分のものに登記するわけでありまして、これも、この際、登記簿にどういうふうに書かれるかと聞いてみましたら、土地区画整理法の換地処分、他の換地、何町何番の土地とあるだけで、分筆による表示の変更の登記ということがなされてないのが一般的だそうでございます。

そうした場合に、乙の人は千分の五十を払うのか千分の六を払うのかというのが問題になるんですが、法律上は、現在の法律では千分の六が適用されますが、今回の改正によってどうなるのかというのはいまだ明示的ではないと思っております。

この図でもう一回説明しますと、上の方は登録免許税を二十万円払いました。それで、ここで共有状態になりました。その後、本換地になるとAは相手から持ち分をもらうわけですから、このもともとの土地の六百万円掛ける千分の四百、これに千分の六を掛けて登録免許税を算定するというのがこれまでのやり方です。ですが、今回も千分の五十といふことが適用されることになりましたと十二万円、今までだと一万四千四百円だったのが十二万円払うということになるわけです。A-2を取得する方も同様でございます。

なお、この図面の上の方が千二百で下が合計千平米になっているのは、これはいわゆる減歩でございます。こういうような区画整理時の分割型換地の際は千分の六を適用されると考えていいの、御答弁願います。

○政府参考人(尾原榮夫君) ただいま先生からお話のございました例でございますが、これは登録免許税を不当に免れる、回避する意図でないことは明らかでございます。またそのような換地が行われたということが登記簿上も明らかになるわけでございます。

したがって、この下のケースでまいりますと、途中の考え方は、一言で言えば分筆が同時になされたか考えることができるというわけでございます。本来の共有物分割の要件を満たしていると考えております。したがって、A-1、A-2地とも、改正で十二万円という高いのが書いてございますが、そうではなくて、従来どおり一万四千四百円の方が適用になる、こういうことでございます。

お尋ねのような不分明な、なかなか納税者の方にはわかってもらえないようなケースがあらうかと思っておりますので、よく法務省と協議いたしまして、その取り扱いをきっちりとさせていただきたいと思っております。

○寺崎昭久君 具体例についてはこれ以上申し上げませんけれども、例えば今の図面の中でA-2地をさらに半分に分けて売るといふケースもよくありまして、その場合にはどうなるんだと。もう切りのない問題ではございますけれども、現場が混乱しないようにお計らいいただきたいと思っております。

それから、遺産分割の場合の税率をどうするかということについても確認しておきたいと思っております。

法定相続による相続登記がされた後に、遺産分割を原因として持ち分を移転するといふことがよくあると思っております。その際に、登録免許税法別表第一の一「不動産の登記」というところですが、それには遺産分割を原因とする場合の税率についての記載がありません。従来は遺産分割を原因とする登記の税率は共有物分割の登録免許税に準じて千分の六にするといいことになっていたのであるわけですが、今回の改正によってこれがどうなるのか、従前どおり千分の六を適用するといふように考えていいの、お尋ねします。

○政府参考人(尾原榮夫君) 今お尋ねのケースでございますが、これはまさに遺産分割協議書あるいは遺産分割を原因とする登記であることが明らかになるわけでございますから、相続による移転

の登記の千分の六になるというふうに考えております。

従来、登記実務で千分の六ということで一緒にあったところから、準じて取り扱われるというところから起因する御懸念かと思いますが、これは相続を原因とする登記でございますので、この件につきましても、従来同様千分の六になるということ、法務省とよく相談いたしまして、その取り扱い実務できちっとわかるようにしていきたい、こう考えております。

○寺崎昭久君 先ほど来、局長が、現場が混乱しないようにというケースについてはこの税率ですという、そのもう少し詳細なものを、基準をつくられるというんでしょうか、そういったものを公表していただけたらと考えていいんでしょうか。政省令になるのか、スタンダードなんということになるんでしょうか、事例集というんでしょうか、そういったものを用意していただけるかどうか。

○政府参考人尾原榮夫君 現実の取り扱いには登記所におきまして書面審査を行うということになっておりますので、これまでも相談してまいりましたが、法務省サイドの方の取り扱いできちっと明らかにしていただくよう、今お話を申し上げていこうとさせていただきます。

○政府参考人細川清君 ただいま主税局長から御答弁があったとおりでございますが、私どもとしても、今回の改正の目的がどういふところにあるのかということも踏まえまして、ただいま取り上げられた細かい問題につきまして、取り扱いにそこがないうちに既に通達等を準備しているところでございますので、現場の取り扱いが混乱することのないよう十分配慮してまいりたいと思っております。

○寺崎昭久君 終わります。

○委員長(平田健二君) 午前の質疑はこの程度とし、午後三時まで休憩いたします。

午前十一時十九分休憩

午後三時開会

○委員長(平田健二君) ただいまから財政・金融委員会を再開いたします。

租税特別措置法等の一部を改正する法律案及び法人税法の一部を改正する法律案の両案を一括して議題とし、休憩前に引き続き、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○日出英輔君 自民党の日出でございます。

私は、昨年も金田理事の後、関連質問で税の質問をさせていただいております。ことしは実は質問をする予定ではなかったようでございますが、急遽登壇をする必要になりましたもので、若千勉強不足が目立つかと思いますが、御容赦いただきたいと思います。

先ほど寺崎先生のお話を承っております。大変しつかり勉強されて伺っております。おまえは少し居眠りをしていたんじゃないかと言われまして困るのではありませんが、大変いいお話を伺ったわけでございます。私はなかなかそういうわけにはまいりませんで、何か縁台将棋に永世名人と八段格の方をお呼びして質問するような形になりますものですが、若千自信を述べながら、大蔵大臣、政務次官あるいは事務当局の方の御意見を承りたいと思っております。

ことしの税制改正の関係の新聞を読みまして大変悔しい思いをしております。なかなかなかなか点数が辛いというか評価が厳しいといいますが、そういうような感じが実はしております。

税制改正の評価というのはなかなか難しいような気が私としておるわけでありますが、昨年は国、地方合わせて九兆円を超す大型の所得税や法人税の減税をした、ことしは減税額が差し引き二千五百億円にとどまるといふ、そういう量的な話だけでもないような感じも若干しているわけでありまして、税制の基本原則は、昨年もちょっと伺ったので

ございますが、公平、中立、簡素というのが税の関係のいろんなものに出てまいるわけでありまして、特に公平というものが非常に大事だということをおっしゃるわけでありまして、友人は、税制の議論を通じている方の議論はこれでいいのかもしれないが、どうも一般国民が税制改正についての評価をしますときに、なかなかこういふ公平、中立、簡素といったようなことで評価をしないの

ではないかという気も実はするわけであります。ちょっと素人っぽい話で恐縮でございますが、国民はもっと具体的に、例えば迫り来ます少子高齢化時代にどういふふうなこの改正が向き合っているんだろとか、あるいは国際化というものをどういふふうな認識しているんだろとか、あるいは現下の景気情勢なり国家財政の悪化状況というのをどういふふうな踏まえながら考えたんだろとか、こういふようなことを考えながら、さらには最近でございますと、特に民間活力をどう高めていくのかといったようなことも含めて税制を評価しているような感じがいたします。

このような観点から見ますと、ことしの税制改正は、例えば住宅ローンの税額控除制度の延長、これも若干いろんな批判がありますが、こういう問題、あるいはパソコン税制といったような民間投資の促進の分野、あるいはエンジェル税制の技術振興といったような中小企業なりベンチャー企業の振興の議論、あるいは確定拠出年金税制といった年金税制の前進、あるいは相続税の延納の利子税の軽減とか固定資産税の軽減といったような現下の経済情勢への対応といった、かなり前進が見られるような感じがしております。

ただ、新聞の社説を各社ずつと見てきたわけでありまして、なかなかそういうふうな評価もしてもらえない。税制の当局の方には特にそう思われましようし、私も自民党の方の税調なんかに顔をださせてもらいまして勉強もさせてもらったわけでありまして、少しもかしい思いがいたしてお

ります。

そこで、大蔵大臣、お疲れでございましょうけれども、冒頭伺いたいでございますが、ことしの税制改正の評価ということについてどういふふうにお考えになっておられるのか、ぜひとも御所見を賜りたいと思っております。

○国務大臣(宮澤喜一君) おっしゃいましたように、昨年、所得税、法人税を中心に大きな税制改正をさせていただきました。これによりまして、所得税の最高税率もまずこれというところまで下がりましたし、法人税率も国際並みになったというところでございますが、実はそれは最終的なものではなくて、もうよく御存じのように、将来ある時期には税制を含めて財政等々、地方も中央も全部パーマネントな制度をつくらなきゃならないというのを頭に置きながら、その邪魔にはならないようにというふうなものでございまして、これはかなり大きな税制改正でございまして、

したがって、ことしお願いしておりますのは、そういうものの翌年でございまして、そういう所得税あるいは法人税等についての大きな改正というのではなく、御承知のように、我が国が不況を脱出する過程でどうしても大企業にも中小企業にも新しい体制に入ってもらわなければならぬということがございまして、昨年は最初に銀行の再編に伴います大企業関係の合併とかいろいろなことにつきまして若干の税制をいじらせていただきましたし、それから昨年の中小企業国会で、ベンチャーでありますとかあるいはエンジェル税制でございまして、そういう本場に強い日本をリードするような中小企業にこれから出してもらいたいということを志向しました税制改正をお願いいたしておるわけでございます。もっとも、その間に、やや散発的に申すのは言葉が悪うございますが、十六歳未満の扶養控除とか、ああいう幾つかの政策目的が入っておりますけれども、基本的にはそういう流れであったと思うのでございます。

それで、これでほぼ不況を脱出しまして、そして大、中、小の企業が新しい時代を進んでくれる、あるいは四〇一なんという制度もまた一つございすけれども、そういう新しい制度を少しずつ育てていく、そして経済が少しくなりまして、これはもう抜本的な財政改革、つまりそれは、税制も、中央、地方の問題も、願わくは社会保障の給付と負担の問題も全部くるめませんと、とても財政だけで改革ができるものじゃないという思いがございすから、いつでございすか、景気が回復するのを見ながらそれへつなげていく、こういうところに我々はいるんじゃないかと思っております。

○日出英輔君 今回の税制につきましては、先ほど申し上げましたように、幾つかの点のほかに、さらに私は個人的に、SPCに係ります税制改正の問題とか青色申告の特別控除のあり方ですとか、例えば法人税におきまして有価証券の評価方法、時価法の導入といったような問題等々、なかなか興味深い課題がございまして、実は一つ一つ伺いたかったのでございす、時間の関係もございすので、少し議論を絞ってお伺いしたいと思っております。

先ほどの話に続きまして、ことしの税制改正について若干世間の期待と違ってしまった点の一つに相続税の問題があるように思います。さきの臨時国会が中小企業国会と言われまして、中小企業対策の目玉として相続税の減税が焦点になったというふうに承知しているわけでありまして、確かに物の本を見ますと必ず出てまいりますのが、日本の相続税の最高税率が高いという、七〇%というのがあります、これに反対の局面でカナダとかオーストラリアとかニュージーランドは相続税がないんだという話があったり、あるいはアメリカは最高で五五%とかイギリスは四〇%とか、そういうような諸外国の例を引いておるわけでありす。

先般、ある雑誌を見ましたら、ある製薬会社の後継ぎの方でございすように、相続額が六百七

十億円で、その半分をその方が相続された。と。ざっと三百四十億ぐらいでしょう、三百三十五億でしょう。ところが、この方は税金を三百億払ったという話でございまして、どうも人間はしゃせんは欲の塊である、汗して働き得たものをすべて取り上げられてしまふと勤労意欲は確実に低下するので、これは長い目で見れば国家の損失だということをお話しになっていただけたわけございまして、これは一般的に前から言われていた話だろうと思ひます。

中小企業対策の問題で、雑誌に二通りの議論がございまして。一つは、中小企業者がこんな高い相続税では子供に事業が継がせられないというのととしてお話しになっておるのと、もう一つは、冷静に、統計的にはこういふ点は余りないんだと、希有な例であつて、通常は中小企業者が事業承継しますときに相続税というのとはそんなに影響ないんだというふうなことを言っている方もおられます。

実はこれは質問通告していなかったんですが、事務局の方で見て、この種の話について、中小企業者の事業承継にとって相続税が一つの障壁になっている、障害になっているのかどうかについて、何か統計的にそういうデータ等がありましたら伺いたいと思ひます。

○政府参考人(尾原榮夫君) お答えいたします。ことしの税制改正におきまして、中小企業の事業承継ということで株式評価の見直しを迅速に行うほか、延納の利率の引き下げをお願いしているわけがございす、この議論に際しまして、その実態がどうなっているんだらうかということをお私ども税務署を通じて調べさせていただきます。

今、突然のお話なので手元にございせんが、後でお届けさせていただきますと思ひますが、それを拝見させていただきますと、今おっしゃいましたように、必ずしも事業承継が相続税のために大変になっているというふうな形でデータは得られなかったわけがございす。

なお、あわせて国民公庫が、これは個人の事業を含めてございすけれども、同じように事業承継がどうであるかと、そちらの方でもそのような姿は見られなかったようございす。人それぞれかと思ひますけれども、我々が調べている限りではそのようなものでございまして。

そのような実態を参考にしながら今回の株式評価の通達の改正というところを行っているわけがございす。

○日出英輔君 私も国民公庫総裁のそういった発言が載っていた雑誌をちょっと拝見いたしました、何かやや、常識というとなんでございすけれども、予想していたのと違つたことを書いておられましたので、あれつという感じもしたわけでありまして、多分、先ほど申し上げたような相続額は六百七十億の半分、三百三十五億の方というのとはそうたくさんおられるわけではもちろんないだらうというふうに思ひます。

そういう意味で、中小企業の事業承継の問題が今回問題になったわけでありまして、これは相続税そのものというよりは、今、主税局長がお話しになったような株式の評価の問題あるいは相続税の延納利率の引き下げの問題、こういふところで実質的に解決しているのではないかという気もしないではありません。

ただ、私はここから実は混乱をしてくるのであります、先ほど申し上げましたように、この七〇%という世界に冠たる最高税率というのをいろいろ感じがいまして、一方で私のような資産の全くない者からしますと、相続税がかなり高いというの、ある意味では機会均等というのをこの社会は保障しているんだという一つのイメージみたいなのもあるような受けとめ方もしているわけでありす。

そういう意味でいいますと、この相続税の問題というのが、最初は中小企業の事業承継の話から出てきたように聞いていたのでありますが、一体この相続税の問題というのは、今後この議論を多

分されるんだらうと思ひますが、どういふふうな切り口でどういふふうな議論をしていくべきものなのか、これは林政務次官に承りたいと思ひます。

○政務次官(林芳正君) お答えを申し上げます。

日出委員が今おっしゃったような経過を実は政府の税調でもいろいろ御議論いただいたところでございす。今、委員がおっしゃったように、最高税率がほかの国と比べて突出して高いのでこれはやっぱり下げた方がいいのではないかと御議論もございまして、一方で、ほかの税率はずっと刻みで上がつていきますから、それとあわせて考えていくべきだ、こういうふうな御議論もいろいろあつたわけがございす。特に最高税率に限つては当面の措置でもいいから下げたらどうかというかなり強い御意見もあつたのでございす。

いろんな議論がありまして、最終的にはやはり最高のところだけ引き下げてはほかとのバランスでいろいろあるだらうということで、所得課税の全体像にかかわつてくることとございすので、これの抜本的見直しをするという中で、最高税率の引き下げを含む全体的な税率構造の見直しや課税ベースをどうするかということも含めまして今後検討していこうということになつたわけがございまして、この趣旨に沿つて我が方としても税調やまた与野党の先生方の御意見を賜りながら検討をさらに進めてまいりたいというのが今の見解でございす。

○日出英輔君 特にこの延納の利率の引き下げの話は、延納件数が毎年一百万件以上あるんです、聞いてみましたら、これは非常に地味だけれどもなかなかいい制度改正ではないかということを開係する方が言つておられました。私は、そういう意味で中小企業の相続税の話としては一応の整理をしたのではないかと評価をしているわけでありす。

それから次に、これもことしの税制改正の評価に若干かわるんだらうと思ひますが、連結納税

制度につきまして伺いたいわけでございます。

この連結納税制度、特に会計基準の方にしましては、二〇〇〇年の三月期から連結決算会計が導入されるということで、この連結方式で企業財務を測定評価しまして海外の投資家に情報開示をするのが今日のグローバルスタンダードになっているんだと、そういうふうな物の本には書いてあるわけでありまして。

ところが、私のような素人からいたしますと、この連結決算は前々から議論されていて、計画的にいろんな議論をしながらここに至ったので、一方で税制の方につきましてはこの連結納税制度が同時に発足しないといけないかなることであらうかという気がしたわけでございます。民間企業はこれに対して辛口の批評をしております、これは必ずしも税収減になるので大蔵省が導入に消極的になっているんだなどというところを書いてあるような雑誌もございました。この辺が今回の税制改正の評価というか評判を少し厳しくしているのかなという気がしているわけでございます。

この連結納税制度で申告ということになりますと、連結する会社の持ち株比率をどうするんだとか、あるいは租税回避に利用されないようにするような手続その他はどうしたいのかとか、当然いろんな議論があるんだろうと思います。

大蔵省のホームページを見させていただきましたら、連結納税制度と会社分割に係る税制につきましてなかなか大変だということが書いてございました。連結納税制度の導入は新たな法人税制をつくるようなものだ、こういうことがこの中に書いてあったわけでございます。

私はちょっとこの辺が素人でわかりにくいのでありますが、この法人税の課税所得につきまして、商法なりあるいは今申し上げたような企業会計原則にどの程度のところまでやるのか、どこが離れるのか、課税という立場からいいますと、課税をする立場からいいますと、当然商法の規定どおりとか企業会計の原則どおりというふうなわけにはいかないとは思いますが、そうはいっても余り

違っていたのではみんな迷惑してしまうだろうというふうな感じもいたしております。

ちょっとふつとした一般論で恐縮なんですが、いますけれども、この企業会計原則と税制の関係といえますか整合性といえますか、こういうこともについてはどういふ議論が行われているのか。政務次官、恐縮でございますけれども、ちょっと素人わがりのするような話で御意見を承りたいと思います。

○政務次官(林芳正君) 私も全くの素人でございますからわかりやすく御説明できるところでございますが、まさに委員がおっしゃったように、会計というものは、ディスクロージャーをやつて、株主や債権者、また将来株主になってくれるかもしれない証券市場を通じてそういう方に対して、私どもの企業は今こういう状態にございますというところを開示するための情報を提供するという機能を有しておるわけでございます。一方、税というものは、まさにその企業に税金をお支払いいただくわけでございますから、負担がどれだけ公平なのか、また租税力をちゃんとお持ちになっているのかという目的がございまして、このところは全く一緒ではない。一番大きな違いはここであらうかなと、こういうふうな思っておりますのでござい

ます。

例えば、今、委員がおっしゃったように、大体諸外国もいろんな制度を持っておりますが、連結のディスクロージャーの方の対象になるものと連結の納税の対象になるものは、大体連結の納税の対象になる方が真部分集合といえますか、すっぽり中に入る。まさにディスクロージャーの方が広い範囲をカバーして、その中の一部のものについて本当に課税の客体として一つであるから連結納税を導入する、こんなようなイメージになっておるわけでございます。

例えば、アメリカですと連結の納税は八〇%以上資本関係がある。フランスは九五%以上、こういうことでございまして、一方、連結のディスクロの方の方は五〇%超とか、こういうふうなかなり広

い範囲でディスクロの方は今カバーをしなければいけない、こういうところが実際に違ってきておるようでござい

ます。

そういう意味では、今、政府税調の法人課税小委員会というところで細かくいろんな論点を詰めておりますが、法人税の抜本的な改革の中のトッププライオリティーとしてこの連結納税についてはやつてまいらなければならないというふうにしております。実は商法の改正がございまして、いろんな会社を分割したり合併したりというのが出てきたものですから、そちらの対応もこれありでございまして、これともあわせてパッケージで今からやっています、そういうふうになっておるところでございます。

○日出英輔君 私も大蔵省のホームページを見させていただきまして、なかなか大変なことなんだなというのを初めて知ったわけであり

ます。

そこで、もう少し丁寧に主税局長に伺いたいのでありますが、新聞によりまして、当初、作業が大変だという言葉だけが出て、一体これは何かと私は思ったのでありますが、ホームページを見ても、この検討作業が新しい法人税制をつくるような、もう先ほど申し上げたようなことまで書いておられて、確かに大変なような感じがいたします。

この辺につきましてもう少しわかりやすくお話しさせていただきたいということと、それから、いずれは導入するということになると思いますが、どういふペースで検討をなさっていて、いつごろ導入できそうなのか、もしそういうお心持があれば、これも含めて御説明いただきたいと思

います。

○政府参考人(尾原榮夫君) お答え申し上げます。作業が大変だということで、あたかも嫌々ながらやっているかのような印象を与えたすれば、それはそうではございません。日本の経済構造改革に伴う税制改正といえますのは大変重要な課題だと私も認識しております、順次その実現に

努めているところでございます。

連結納税制度について一言言わせていただきますと、政府税制調査会を昨年の夏に再開させていただきます。この連結納税制度と分割はあわせて組織再編に係る重要なパッケージであるという認識のもと、本格的な導入に向けての検討を進めているわけでございます。

それで、連結納税制度につきまして、昨年の小委員会では、一つは、導入する場合、諸外国にいろんなタイプがございまして、アメリカ型の本格的なもの、日本にとつて望ましいというところで、検討するタイプを米国型というふうにしてござ

います。

では、それ以外に何を検討すべきか、何が問題点となるかということで、大項目八つ、中項目二十四、小項目五十九を挙げておりました、この点につきまして一つ一つ着実に検討を進めていきたい、こういうふうな思っているわけござ

います。

もう少し具体的に申し上げますと、現在の法人税制といえますのは個々の法人ごとに課税をする、連結納税制度は企業集団を一つの課税単位とするわけでございます、そもそもの日本の税制と相当違った考え方をとらざるを得ないということになるわけでございます。そういう

と、例えばそのグループ会社の納税義務者は一体だれなんだと。あるいは、先ほど先生からお話がございましたが、連結対象の子会社、外国では一〇〇%に近いものをしていられるわけですが、そういうような、これは連結固有の話でございますけれども、今ある個々の法人に対する課税体系、例えば中小法人の税率は違った形になっておりますけれども、では連結をした場合に税率は一体どうなるんだというふうなことに当然なってくるわけ

でございます。個々の法人に対する課税体系と今の集団に対する課税体系をどういふふうな整合性をとっていくんだらうかと。さらには、先ほどもお話ございましたが、租税回避の問題、あるいは当然税金でございますから税収減が生ずる場合

どのように対処していくのかということについて
も検討が必要でございます。

それで、連結納税制度は政策税制ではござい
ませんで、全く新しい法人税体系をつくるもので
ございます。ホームページをのらんにのらんにいた
いてありがとうございますが、恐らくアメリカの
連結納税制度に係る法律規則は七百ページぐら
いあるわけでございます。ちょうど日本も七百
ページぐら、今の法人税は、大体そのぐらいの
問題点についてきちんと決めていかなきゃならぬ
と思っております。これは政策税制ではなしに二
十一世紀の基盤となる、インフラとなる制度で
ございますので、しっかりした検討をしていく必要
があると思っております。いたずらに時間を延ば
すということもございせんが、それ相応のしつ
かりした制度にしていくということが何よりも大
切なことということで、熱心に、積極的に検討し
てまいりたい、こう思っております。

○日出英輔君 まだまだ伺いたいことがたくさん
あるわけですが、実は大蔵大臣にちよつと
伺いたいでございせんけれども、税制のあり方
につきましまして、衆議院の方では石原東京都知事
の外形標準課税の話なんかも随分出たようござい
ます。冒頭申し上げましたように、公正、中立、
簡素というような議論ではなくて、もう少し突っ
込んだ議論をしなければならぬというふうな気
がするわけですが、そのときに、政府税調
あるいは党税調の議論を聞いておられますと、私も
少し勉強させていただいておるわけでありま
す。何か税の中に入り過ぎておるというとなん
でありますけれども、国民は本当はそこに入らな
くてもう少し判断をしたいという世界があるよう
な気がするわけでございます。

例えば、納税義務と参政権という、ちよつと抽
象的な言い方で恐縮でございますが、一方で課税
限度額がどんどん上げられていく中で、サラリー
マンの、三分の一まではないんでしょうけれど
も、かなりの人が税金を納めないような状況が出
てくるといったようなことで、どうも外側から見

たときに、政治に参画することと納税をす
ることというのはパラレルに考えるべきだとい
うような議論が一般的にもう少し出されてもいいん
ではないかと、あるいは源泉徴収という制度自
体、昨年も伺ったのでありますが、確かに取りや
すいという意味では取りやすいのかもしれない
が、一方で、税の使い方、あるいは国家と国民と
の関係を考えてみると、今のよう源泉徴収のやり
方というのは少し、私は確定申告制度をもっと広
げるようなことが必要ではないかという感じがす
るわけでございます。

昨年、大蔵大臣に伺って、えつと言われたのが
ありました。サラリーマンの必要経費を認めた特
定支出控除制度というのを私はちよつと伺ったん
です。これは八七年に創設しまして、サラリーマ
ンに例えば研修とか引越とかそういうときの
必要経費を認めてやろうということなんです
が、これがなかなか要件が厳しくて、給与所得控除額
を超えたときにその超えた部分についてというこ
とですから、通常は当たりません。ただ、これは
国民に税の勉強をさせることに絶好な機会を逸
したのではないかと、あるいはこの機会を使わな
かったんじゃないかという気がいたします。

あるいは、国際化対応ということで先ほど
ちよつと伺ったんですが、これから先もどんどん
電子取引とかいろいろな議論が出てまいります
が、そういう具体的な、技術的な問題でない、入り口
のところ、国際化への対応をどういうふうにか
え方、中に入らない、技術論に入らない基本的な
組み立て方についてもう少し日本国のいろいろな
ところで議論が行われないと本格的な税制改正とい
うのはなかなか難しいのではないかと、この感じを
素人ですけれども思っております。

何か突然、石原東京都知事の外形標準課税なん
かがどんと出てきまして、精細巧緻な税制の議論
をばんと飛び越してしまつた議論がむしろ国民に
喝采を浴びるような話ではやっぱりおかしいので
ありまして、そういう税制の中に入らない、もう

入っているかもしれないが、もう少し国民が税
に対する基本的な認識を持つための議論を、今ま
でのやり方と違つた形で意思を結集するというか
コンセンサスを得るというのが政治の役割でもあ
るような気が実はしているわけでありまして、
これについて、大変素人っぽい話でまことに恐
縮なのですが、大蔵大臣に、宮澤大蔵大臣に、こうい
う議論を言う人間が少しふえていっているのではない
かという感じがいたしますので、御所見を賜りたい
と思っております。

○国務大臣(宮澤喜一君) 先ほどから伺ってい
まして大変私は共感するところがあるものですから
というか、自分も思っている疑問を出していられ
しゃるものですから、私は答えを伺いたい方であ
ります。

本当のところ、どこの党でもそうかもしれませ
んが、私どもの党は、殊に税制調査会というところ
ろはいわば何人かの主がおりまして、私はある意
味で尊敬しているんですが、税というものが自分
の一生のフィロソフィーになつていいる人が何人か
おられるんですね。それはまた系列がありまして
て、役所というところという神様みたいな人がたく
さんいて、その下あたりに尾原君なんかがいるよ
うな、主税局というところはそういうところがござ
いまして、大変に哲学があつて、さつきの公平、
中立、簡素なんというところは結局そういう人た
ちが一生税を考へて出てきた哲学なんだらう
と思うので、なかなか門外漢にはわかりにくい
ですね。

そういうような世界なものですから、先ほどの
サラリーマンの必要経費なんという話でも、こん
な話を言うやうな人じゃないかと思つて、こん
な話でも、ありましたよね、そういう議論です
から、勤労控除とかなんとかの中にコストが入
っているんだとかなんとか、いろいろなことがある
らしい。私も聞きたいんですけれども恥ずかし
く聞けないところがあるし、とてもいろいろなか
とがあると思つて、
しかし、思ひますのは、本当にこれから先財政

改革を考えるとしますと、税制もどつちみちも
から考え直さなきゃならないことになるん
だと思つて、専門家は、いや、もとかや
たつて結局おれたちの思つているところへ来る
だと思つていられるかもしれないけれども、
しかし、例えば先ほど課税最低限の話になさ
つた。日本はベースアップを景気づくつと昭和
三十年ぐら、いからやりましたから、どんどん課税最
低限を上げて税金は取れたんですね。気がつ
いたら世界で一番高いところへ行つてしまつて、
おつしやるように非常にたくさん国民が直接税
を払つていない、間接税は別でございますが。そ
ういうときに、参政権というものとどうなつて
いるんだという問題が、そういう哲学の問題とし
てもあるし、実は税収の問題としてもあるんじや
ないか。もつと低い税率でいいから低い所得から所
得税が取れないと、そうでないとたくさん国民
が税を払つていないということになつて、
それで税収が落ちてやっぱり、これは計算して
いないので申せないのですけれども、税収が落ちて
うだと思つて、

ですから、おつしやるようなことを今度本
財政改革をやるときに一遍考へなきゃならぬ
そういうときは自民党もども、政府の税調も、
そういう神様方も一遍今までの既成観念をちよ
と離れて考へてみてもらえないものかなと、私も
実は大変同感でございます。

○日出英輔君 全くの新人議員でございます
で、少し言葉が過ぎたように思いますが、私も大
蔵大臣の今のお話に大変感動をしたわけござい
ます。

時間も余りありませんので、残るところで国
税の滞納額が平成十年度末で約三兆円になん
んとするという話、あるいは消費税の滞納額が七
千億だと聞かまして、私もこの辺の数字について
余り見ていなかったものでございまして、
ちよつとびっくりしたわけでございますが、
そこで伺いたいでございまして、この消費税

の滞納につきまして、どういう理由でこんなふうになつてゐるのか、あるいはこれに對してはどういうふうな滞納を少なくしようとしてゐるのか、この辺につきまして、簡単に結構でございすが、国税当局なりあるいは政務次官にお答えをいただきたいと思ひます。

○政務次官(林芳正君) 今、委員から消費税の滞納について、十年度は七千二百五十億というような多額の滞納が発生してゐるではないかという御指摘でございました。毎年の数字を見ますと、確かにこれはふえておるわけでございします。特に消費税でございしますから預かり金的な性格もございまして、そういう意味で景気が低迷してゐるといふ状況がまずあるのかなと思ひますのと、それから消費税率が九年の四月から五%になつておりますので、同じ率で出てきますとその一・六倍ぐらいでございしますか、三から五になつたわけでございしますから、そういうことの影響もあるのかなと、こういうふうに通つておるところでございします。

それに対応していろいろなことをやっております、実はこれのほぼ過半数といひますか大半は整理をして、要するに徴収をできておるといふ状況もあるということもあわせて御答弁申し上げておきたいと思ひます。

○日出英輔君 それから、国税滞納額が約三兆円だといふことなんです、一方、平成十二年度予算で国税庁の定員が百八十四名削減するという話を伺つてゐるわけでありまして、私もかつて役所で定員の関係をやつたことがありますが、百八十四名というのは結構大きな数字だといふ感じがいたします。そういう意味で、滞納はかなり大きく、定員は減る、こういうことになりまして大丈夫だろうかといふことでございします。

そういう意味で、定員確保の問題あるいは機械化といったような問題、今IT革命なんという話をしておりますが、インターネットを使つたいろんな仕事の進め方等々、ホームページを見ておりますと国税庁でもかなり進んでゐると思ひま

すけれども、こういった定員が削減するといふところあたりは、大丈夫でしょうかと云うとちよつとなんでございしますか、定員確保についてはぜひともきちんと努めていただかないと国家が破産してしまふのでよろしくお願いしたいんですが、一言だけ政務次官に伺つて、終わりにします。

○政務次官(林芳正君) 時間も限られておりますので、簡潔に御答弁申し上げますけれども、委員御承知のとおり、平成十年から純増減で減り始めましてマイナス三、十一年がマイナス九十九、十二年はマイナス百八十四ということ、全体の定数削減というのが重くのしかかつてゐる、このような現状でございします。

一方で、納税者の数はふえておりますし、滞納も今御指摘があつたようにふえております。また、犯罪の大口もいろいろ機械を使つて質、量ともに厳しさが増大しておりますので、今おっしゃつたようなコンビニエンスシステム、KSK、これは国税総合管理という、NHKみたいな略称でございしますが、そういうシステムも次々に導入してやつておるところでございしますし、またいろいろな関係団体とも協調してなるべく効率的にやるということも努力しております。定員についても、引き続き先生方の御配慮も賜りまして努力してまいりたい、こういうふうに通つてゐるところでございします。

○日出英輔君 ありがとうございます。終わります。

○浜田卓二郎君 租税特別措置法の改正について若干質疑をさせていただきますと思ひます。

午前中、寺崎委員から大変詳細にわたつて登録免許税についての御議論がございました。私も、現場の声を聞いています、実務に携わつてゐる皆さんの声をいろいろと聞かされておりました、かなりの点が寺崎委員の質疑を通じて明らかになつたといふふうに思つておりますが、繰り返しになりますけれども、二、三確認的に質問をし、お答えをいただければと思ひます。

第一点は、寺崎委員も御指摘されておりましたが、不動産取引のコストが大変重くなつてゐるといふふうに私も感じます。これは建物がある場合の取引になりますけれども、消費税が五%、それに登録免許税が五%、売り買いをする側からすれば、そのほかに不動産屋さんにお支払いをする手数料が三%、これだけで一三%になるわけですね。それに加えて、不動産取得税がございします。それから、収入印紙の代金が必要なのであります。さらに、利益が出れば譲渡所得課税という所得課税がついてくるわけでありまして、私も余り詳しく勉強してゐるわけじゃありませんが、ニューヨーク州の例をちょっと聞いてまいりました。州によつて大分違うようですけれども、ニューヨーク州の場合には消費税はかかつていない、ゼロだと。それから、登録免許税に該当するものが不動産移転税というものでありまして、これが百万ドル以上の取引で一%、それから刻みがあつて、一万ドル以下だと〇・四%ということでありまして、州段階で見ると、負担の割合が、これはコストは安くなつてゐるわけですね。そのほか、ニューヨーク州税があるようでありまして、これは五十万ドル以下は、五十万ドルから二万五千ドルまでの取引では一%、二万五千ドル以下の取引ではゼロだと。五十万ドルを超えると、マンハッタンとかああいうニューヨーク州独自の高い不動産の取引もあるようで、ここは四・二五%といふふうになつてゐるようですが、いずれにせよざつと比べてみて、国税段階でも非常に不動産取引には高い税を含めた高いコストがかかるということになつてゐると思ひます。

多分、不動産の取引をするというのは担税力のある人々であるから取れるところからできるだけ取ろうという、これも税の論理だろうと思ふんですけれども、全体として見て、今、不動産取引というものが担税力のある取引だといふふうには必ずしも言えなくなつてきてゐる。つまり、宮澤大臣のかつての御主張のように、だんだん人々の暮らしの質的な向上とか潤いとか美しさとかいふう

うなことに今の目標が移つてきてゐるわけでありまして、一般の庶民、我々も含めて、かつてのように住宅の住みかえといふのを大変に考えなくて、できるだけ質的な改善が図れるように、流動化といふことも私は大事な政策目的になりつつあるような気がいたします。そういうことを考えれば、どうでしょうか、これは主税局長の御答弁で結構なんです、これから登録免許税も含めて、不動産取引に対する課税というものを軽減していく方向で考えたかどうかといふふうに思ひますが、いかがでしょうか。

○政府参考人(尾原榮夫君) ただいま日本の税体系は余りにも不動産に対する各種の税負担が重いのではないかとお話をいたしました。いわゆる流通税についてのお話があつたわけでございします、そのような御指摘にも配慮いたしまして、住宅等につきましては、きよの午前中に申し上げましたように、建物は千分の五十を千分の六にするとか、あるいは先ほど土地の売買の登録免許税五%といふふうにおっしゃいました。が、実は固定資産税の評価額を三分の二軽減してゐるといふことで、実質は恐らく一%内外のことかなといふことでございまして、それなりに局面に應じて実態に合った取り扱い、税制改正を行つてゐるところでございします。失礼いたしました。千分の五十を千分の三でございしました。

ただ、もう一点この税について申し上げさせていたいただきます、諸外国との比較を先生今なさいました、実は諸外国は歳出を税収でカバーしてゐる割合が日本よりかはるかに高うございまして、日本の場合は残念ながら景気回復第一といふことであるが政策課題と考へておりますが、財政状況は大変厳しい状況にございします。大臣からお話でございしましたように、まさに税制全体をどう考へていくか、そういう税体系全体の話として今後の一つの検討課題になつてくるものといふふうに思つております。

○浜田卓二郎君 消費税が導入された後も、それ

執行がうまくいかず、国民にかえって御迷惑をおかけするということはあってはいけないというふうに考えておきまして、今回の件につきまして

きやいけないと思うんですね。これはかなり古い沿革のある話なのでしょうけれども、先ほどの税のあり方についての御議論ではありませんけれども

は土地の価格の状況等が安定した段階におきまして、なるべく早くその機会が来ることを祈っておりますが、やはりもう一度今の課税標準なりの考

それで、それでは大変不十分なものであるという指摘をいろいろいただいてまいりました。その中でございましたのは、特にアメリカであります

ことを考えてはどうかという御指摘をいただいたと思っております。

ただ、アメリカの税制は総合課税、納税者番号制度が入って株式譲渡課税も総合課税になっておりますが、日本の場合は源泉分離と申告分離というふうにいさか他国と違った形になっております。そういったしますと、例えば給与所得の方は総合課税で最高五〇％までまいるわけでございますが、株の場合でございますと源泉分離の場合は一・〇五、申告分離ですと地方税合せて二六％でございますから、一方においてフラットな扱いまいしょうか特異な税率と、累進を働かすその他の所得と通算するというのはどうしても税制上説明がつかないところでございます。

したがって、では今回、我が国のような税体系の中でベンチャー企業に対する振興を図るにはどうしたらいいかということから、入り口段階といえまいし、特定株式を取得いたしましたその企業が上場いたしました場合に、譲渡益が四分の一になると、二六％掛ける四分の一の税率で税の軽減が行われるという形によりまして、今の段階でベンチャー企業にぜひ投資していただきたいというふうにさせていただいたわけでございます。四分の一というのは、我々は相当な措置だといふふうにお聞きいただいたわけでありまして、ぜひ御評価いただければ幸いというふうにお聞きいただいております。

○浜田卓二郎君 後半の部分はまだ質問してないところをお答えいただいたわけでありまして、それと、もうひとつ、今、損失の通算を株式取引による損失と相殺していいということに対して、アメリカの場合には他の所得も含めて通算できると。しかし、これはできないというお話ですね。その理屈は私もわかりませんが、そうすると、今まではエンジェルがベンチャーに投資して損が出た場合には、三年間損益通算を認めると。今回は利益が出た場合でもその四分の一に課税を要軽減しますというお話ですね。

しかし、これは三年間所有していきなさいかぬわけですね。この三年間というものが、このスピードの時代で十分な期間というのか、どうしても必要な期間ということになるのでしょうか、その辺のお考えを伺います。

○政府参考人(尾原榮夫君) お答えいたします。今の対象株式については、現在、改正前の特定株式の対象になるわけでございますが、要件として、今、先生がおっしゃいましたように、上場前に三年超所有するということ、それから上場後一年以内に譲渡するということで要件を考えております。

この三年でございますが、これは上場するときも一定の期間を置くわけですが、上場がわかっていて、そこで株式を取得して、売って、売り抜けるというまいし、例えば、そのようなことがないように、つまりまだベンチャーというものが海のものと山のものともいまいし、まさに経営者の努力と技術を見抜いて投資をしていただくということが大切でございます。三年といいますが、そういう意味で上場がまだ未確定といまいし、うか、そういう段階で投資をしてほしい、こういう気持ちで三年になっているわけでございます。

○浜田卓二郎君 これでアメリカ並みになったと言えますか。

○政府参考人(尾原榮夫君) 日本の税制のもとではアメリカ並みといまいし、うか、それ以上に思っている措置になっているというふうには確信していません。

○浜田卓二郎君 産業構造がかわっていくためには新しい企業が生まれていかなければいけないわけですから、ベンチャーに代表されなければいけません。新しい企業が育ちやすいような税制上の対応というものは私は今の時代にまさに合った租税特別措置だと思っておりますので、ひとつ今後大いに必要な措置をとれるように頑張りたいと思っております。

それでは次に、同じ本会議のやりとりで、大蔵

大臣に、誕生した日本政策投資銀行、あの当時はまだ誕生していませんでしたけれども、その政策金融の柱にぜひ新しい起業、創業、それに対する政策融資というのを据えてほしい、かつての傾斜生産方式というような政策金融の大きな目的に匹敵するような融資目的の起業、創業のバックアップだ、そういうふうな考えと、うことを私は申し上げて、そのとおりだという御答弁をちょうだいしたわけでありまして。

大蔵大臣の指導のもとで日本政策投資銀行は十月一日に発足しているわけですが、この新銀行の政策目的に対する体制はどういうふうになっているか、それをお聞きしたいと思います。

○参考人(小粥正巳君) お答えさせていただきます。

日本政策投資銀行は昨年十月一日に発足したわけでございますけれども、ただいま御指摘の経済の活性化を進める中で、新しい産業育成の一つといたしまして、いわゆるベンチャー企業による新たな起業と申しますか創業、この支援が大変重要な政策課題の一つとなっております。私もそこは十分認識をしております。

発足をいたしました現日本政策投資銀行におきまして、お尋ねのベンチャー企業への支援体制、これは大きく分けて二つあると思っております。

一つは、旧開銀時代から引き継いでおります融資の面でございまして、それからもう一つは、昨秋の経済新生対策の中で新たに認められました出資の面でございます。この二つを簡単に御説明させていただきます。

まず、旧開銀では実は平成七年度から新規事業育成融資という新しい制度をつくりまして、成長途上にあるベンチャー企業への資金供給環境の整備を図ってまいりました。制度のお話を多少申し上げますと、その制度をつくりましたときにまず新規事業支援室というものを設けまして、翌年度からはベンチャー企業、それからそのほか環境等新しい分野を担当する新規事業部というものを

つくったわけでございます。

御参考までに、その新規事業部は一番最近、統合の直前でございますけれども、十一年度の上期では二十五名という人数を担当させておりました。新銀行に移行いたしました、新規事業部の中からはこれまでその事業部の中で行っておりました環境対策を別途の部、環境エネルギー部に移しました。したがって、そこは四名人間が外へ出ております。しかし、十一年度の下半期、つまり政策投資銀行になりましたから四名減った分を合わせまして総計で二十五名から三十名、ネットでは九名の増という、かなり限られた人員の中でベンチャー企業向けの融資に特化してこの事業部を再編成いたしましたわけでございます。

それから、五年間ではございますけれども、開銀時代に私どもそれなりの経験を積みまして、したがって、開銀時代に培われたベンチャー企業への融資ノウハウを最大限に活用いたしまして、融資相談から審査、特に大事なものは事後のモニタリングでありますけれども、それまでを一貫して行う体制をさらに増強したところでございまして、私も新銀行といたしまして、御指摘のところにこれを新しい政策金融の分野として、現在のところはまだまだ大きな規模ではございませんけれども、今後、実質的に増強を図っていきたくと思っております。これが第一でございます。

それから第二番目は、冒頭ちょっと申し上げましたように、昨秋の経済新生対策の中で新たに認められました政策でございますが、具体的に申し上げますと、大学とか民間企業等が有しております先端的かつ重要な産業分野、これは例えば情報通信でありますとかバイオ、環境等を例として考えておりますけれども、その中にございましてビジネスのシーズと申しますか新しいシーズの事業化を支援いたしますために、いわば政府系のベンチャーキャピタルと申してよろしいんです。が、新規事業投資株式会社という会社がございまして、そこへ私も政策銀行から出資をいたしま

して、そして投資事業組合をつくります。これはインキュベーションファンドという表現をとっており、そのファンドからベンチャー企業に対して民間とあわせて出資をする、そういう体制を現在つくりつつございます。

具体的に申し上げますと、現在、情報通信、それからバイオ、この二つの分野のファンドというものに私もそれぞれ十億円、バイオでは二十億円、合計三十億円出資をいたしまして、現在、民間のベンチャーキャピタルと十分に連絡をとりながら、新しい技術を中心としますビジネスシブの発掘、さらにその事業化、そこへ向けてのノウハウの提供を伴ったきめの細かいベンチャー支援を行う体制を現在つくりつつございます。

したがって、平成七年度以来の融資の増強、一方で新たに認められましたインキュベーションファンドを通じての出資、これは私どもの経験では、ベンチャー企業で融資の対象になるものはやはりビジネスシブが発掘されまして事業化がある程度進んだ段階でないとなかなか融資の対象になりにくい。ですから、その前に、むしろ立ち上がり段階に、先ほどエンジェルのお話もございましたけれども、なかなか日本ではエンジェルが育ちにくいというような見方もございます。したがって、昨年から新生対策の一環で設けられましたベンチャーへのいわば公共的な支援、特にスタートアップ段階での出資による支援というのとはなかなか大きな意味を持っているかなと。

ちなみに、先ほど十億ないし二十億と申し上げましたが、本行出資分は現在のところ合計で五十億と、このような規模でございます。

○浜田幸三郎君 御努力はよくわかりました。でも、二十五名だったのが三十名になったという、スケールとしては私はまだまだ足りないと思わざるを得ないわけでありまして。まさに政策金融の中で一番大事な分野だという御認識のもとに、少し思い切った拡大をしてほしいと思ひます。

特に、政策投資銀行の融資の中で、特許権とかあるいは知的所有権、そういうものをできるだけ担保にして、物的担保がない場合でも融資をしよという、そういうチャレンジをされていること、私は評価しているわけですが、さらに言えば、何も特許がなくてもいろいろな形で企業を起こしていこうという意欲、これはいいいあるわけですから、それをうまく受けとめて育てていく。そのためには、その事業の将来性をそういう物的担保あるいは知的所有権も含めた、目に見えるというか形になった裏づけというものがなくても、いわば事業本位で判断していき、それが理想です。よね。それには相当多くの人員も必要とするし、しっかりした体制も必要とする。

私は、国家百年の計ということでいえば、かつて開闢が果たしてこられたような役割を今の時代に移して考えれば、今の時代で何をやるべきか、そこはおのずから明らかになってくるはずだと思っておりますので、頑張っていたらいいと思います。御答弁は結構でございます。

最後に、産業再活性化法、先ほど来まくら言葉で使わせてもらってきたわけですが、これが施行されて、こういうことをしっかりとやって、これも今申し上げたことと同じですけれども、より新しい芽を育ててほしいというのを申し上げてきたわけですが、しかし開業率というのはまだ非常に低い。

これはちょっと古い数字で恐縮ですが、開業率が三・七％程度で、それに対して廃業率が三・八％。廃業率の方がまだ上回っている。しかも、開業率というのはどんどん落ちてきている。これが近年の傾向だと言われているわけでありまして、そこで再活性化法だと言われているわけですが、案理由でもあったわけですが、この実施状況とか今後の展望について通産省の御説明を伺って、私の質問を終わります。

○政府参考人(林洋和君) お答え申し上げます。昨年十月の施行以来、本年の三月二十二日時点まで同法に基づく事業再構築計画は二十四件の認定

でございます。中身を見ますと、経営資源を将来の成長分野に振り向けていくための分社化あるいは増資、営業譲渡、こういったものが中心となっております。

また、国が民間企業等に委託をして行う研究開発の成果から生じた特許権等を受託企業等に帰属させることができたといった事例も、本年二月末版バイ・ドール条項でございますが、本年二月末時点で九百六十七件、契約金額にいたしまして二千五百五十億円が対象となっております。

私もこの間、この法律の制定によりまして、生産性の向上に向けた戦略的な事業の再構築が必要だという認識が広く産業界に共有されたのではないかと感じております。

また、今回、広い意味での構造改革ということ、今申し上げました事業の再構築を機動的にしやすくするような企業分割制度、これは私もから法務省にお願いいたしまして、商法改正を今国会に出させていただいております。

また、その競争力の源になります産業技術の低下が最近言われておりまして、私も大変心配しております。特に日本では大学発の技術が少なというところもございまして、例えば国立大学の教官などがみずからの研究成果を商用化するために民間企業の役員になれる等々の内容を盛り込んだ産業技術力強化法案というのを国会に出させていただいております。

○池田幹幸君 日本共産党の池田幹幸でございます。租税特別措置法改正案について質問いたします。

今回の改正による増収見込み額の最も大きいものを見ますと、年少扶養控除の廃止による二千三十億円ということになっております。これは児童手当の支給対象年齢を六歳未満まで引き上げるための財源措置としてとられたものであります。しかし、年少扶養控除は昨年少育で支援の恒久的減税として実施されたばかりでありまして、予算委員会におきましては、これは朝令暮改じやないか

という議論がなされております。

これまでの議論で、この施策によって六歳以上十六歳未満の扶養親族のある人及び児童手当支給の所得制限を超える人は増税になる。それから、児童手当の新たな支給対象児童は三百九万人で、これに対して年少扶養控除の廃止による増税の対象となる児童は千九百万人、差し引き一千六百万人が増税になる。これも今までの議論で政府が答弁しておることでありまして、明らかに増税のことです。

六日の予算委員会におきまして、我が党の小池見議員が、子供の多い家庭は昨年の税制改正で増税になった、その上には年少扶養控除の廃止でまた増税になる、子供の数が多いほど増税となる、子育て支援どころか子育てに対する罰金じやないかという質問をいたしました。これに對しまして、宮澤大蔵大臣はどのように答弁しておられます。子供の多いほどというふうになるケースはあるだろうと思ひます。「たぶんおられるとは思ひませんが、それは理屈上どうしてもそういうケースがある」ということは認めざるを得ないと思ひます。」と、こうおっしゃりながら、「そういうケースがあることは認めますけれども、そう大きな声で根本政策の御批判を受けるような問題ではないと思ひます。」と答弁しておられるわけですが、これは小さな声で言っても同じだろうと思ひます。

この根本政策に触れないという御答弁、これの真意についてちょっと伺いたいと思ひます。これはやはり子育て支援という根本政策に逆行するものじやないのかと思ひますが。

○国務大臣(宮澤一君) その根本政策というのは前後を、どうしてそういう言葉を申し上げたのか、ちょっと私、今急に思ひ出しませんけれども、十一年にやったことと十二年にやったことはちょっと違うわけですから、この説明はなかなか容易ではない。

結局、私がそういう言葉で申し上げたのは、児童手当というものは各国でいろんな意味でやり方

がまちまちであつて、アメリカのように控除で処理しているところ、イギリスは逆でございまして、それから両方やっていると等々がございまして、我が国は両方のようなことでございまして、それで、これは一遍再検討しなければならぬといふことがかなり広く言われておりますから、そういう声の中で、こつちからこつちへちよつと振りかへたといふことをしている気持ちの中に、やはりこの問題の議論をしなければならぬ、根本に問題があるといふことを思いつづけ、上げたかと思ひます。どうも余りいい御答弁ではないですが、多分そういう気持ちで申し上げたのかもしれない。

○池田幹幸君 私は、その前に議論がありまして、その増税になるケースはあるにはあるけれども、そう多くないだろうといふ御答弁をなさつておられるので、そのことに触れてのことかなと思ひまして、それで改めてきょうは表を持ってまいりました。

お配りした資料なんですけれども、これは九八年から二〇〇〇年にかけての二年間の子育て減税で実際にどのような世帯が増税になるかといふことを、これは国税庁企画課が出しております「税務統計から見た民間給与の実態」というのがありますが、サラリーマンの家庭なんですけれども、その数字をもとにしまして、子供の数別、それから年収別にこれを見てみました。

それを見ますと、ごらんのとおり、三百万円から七百万円までのすべての家庭、サラリーマン子育て世帯、そこで増税となっております。八百万円以上でも増税となる世帯があるわけです。増税とならないのは、もともと非課税となつております低所得世帯、これは年収二百から三百万円でも子供の多い人は非課税となつております。それから、年収一千万円に近い比較的高い所得の世帯、そういったところでは減税になっております。それからもう一つ、最も増税額が大きくなりますのは、子供一人のところでは年収四百万円、それから子供二人のところでは年収五百万円、子

供三人のところは年収六百万円、こういうふうになつております。こういう世帯といふのはごく普通のサラリーマン世帯だと言へると思ふんです。もう一つ、ちよつと表はつづつてこなかったのですけれども、別途試算してみますと、増税になる子供の全体の子供数に占める割合を試算してみますと、全世帯で大体七五％ぐらいになるんです、七六％ぐらい。それを年収別、給与階級別にしてみますと、年収四百万円のところは八九％になります。年収五百万で九四％、年収六百万で九六％、年収七百万で九五％。低いところと高いところは低くなるわけで、平均して大体七六％といふことになるんですけれども、そうしますと、年収四百から七百万という世帯、それがぐんと増税になる子供を抱えておるということになります。増税となるサラリーマン世帯、これは大体この率でいくのじゃないか。大体これとかけ離れたことにはならないだろうと思ふんですね。

そこで、大蔵大臣がおっしゃつたことについてなんです。今回の増税のおもひは年収四百から七百万のところへずしんと響いてくるということになるわけで、そうしますと、増税となるのは一部の世帯と言つたことについては、違ふんじやないか、むしろ逆じゃないかといふことで、ちよつとこの表をつくらせていただいたんです。大蔵大臣、御見解を伺いたいと思ひます。

○政府参考人(尾原榮夫君) 事実関係でございまして、簡単に御説明させていただきますと思ひます。

この先生のおつくりになつた表は平成十年から十二年までの表になつていてございまして、御承知のように、平成十年でございまして、定額減税というのを、つまり扶養者の数あるいは本人幾らという形の定額減税を景気対策の観点から二回、二兆円ずつ行かせていただきました。しかし、平成十一年の恒久的減税を考へるに当たります、平成十一年の恒久的減税の結果、課税最低限が四百九十一万まで上がるといふ、税制としてはいささか、景気対策のためとはいへ大変な姿になつたわけ

でございます……

○池田幹幸君 そのことはもう予算委員会で大蔵大臣が答えておられるんですよ。

○政府参考人(尾原榮夫君) したがいまして、果進捗を働かせるという意味から、十一年度から定率減税に変わったわけでございます。

したがいまして、ここにございまして増税の数字はその二つに分解されるわけでございまして、私どもは、数字を拝見する限り、前者、つまり定率減税への変更に係る数字の方が今の年少扶養親族に係る増しの特例の影響よりも特に大きいのではないかといふふうに思つております。

○池田幹幸君 そのとおりです。それはもう十分わかつた上での質問で、予算委員会ではそのことはもう終わつてゐるんですよ。そんなことはだからもう何う必要はないので、伺つていないんです。しかしながら、ここに書いてあるように、九八年から二〇〇〇年でございまして、九八年から九九年まではまだケースによる増税になる世帯の方が多いといふことを私は申し上げてゐるわけで、それについての御見解を伺つてゐるわけ

○国務大臣(宮澤喜一君) もうその定額減税の話は済んだのだとおっしゃつていますし、そのとおりではあるんですよ。あるんですが、しかしこれがちよつと私どもに難しい課題を残しまして、いまでもこんなことをやってはいかぬから、やっぱり定率にしないかといふところから、それで減税といふのが実際はそうでない納税者がたくさん出た。それを何とか緩和できないかといふことを少しいろいろ考へたものですから、年少控除というものをやつたわけでございます。その年少控除が今度はまた変わつてつた。

どうも一貫した、ちゃんとした御説明をするころとは実は非常に苦しいです。該当される数も、恐らく少なからず納税者に影響を及ぼしていると思ひますから、数が少ないからいいやともなかなかいににくい。大変に一貫した御説明を、この三年

間ですか、二年間ですか、こういつたことの説明がなかなか難しゅうございまして、やはり定額減税のところからあれを直そうと、直さなきゃならなかつたんだと思ひますが、あのときのことをいろいろ反省しております。

○池田幹幸君 今おっしゃつたように、九八年、昨年の税制改正、トータルで考へると大体こうなるわけですね。そこへもつて年少扶養控除、昨年ひどい目に遭つた人をまたひどい目に遭わせるという形になつてゐるんじゃないか、しかもそれは少数ではないじゃないか、多数じゃないかといふことを私は申し上げてゐるので、その点では否定なさらないかと思ふんです。

そうしますと、私は、この年度の年少扶養控除が決められた過程を見ますと、到底国民にとつて納得いくものじゃないといふふうに思ひます。といひますのは、予算委員会での宮澤大蔵大臣の答弁を見せていただいたんですが、大分長い御答弁だったのでつづめて言ひますと、こゝろがどういふ話かは予算編成の最終段階で政府、与党間で話し合つたことなんだと。しかし、児童手当を歳入でやるか歳出でやるか、このことについてはとも予算最終段階の二、三週間では片づかないし、根本的な問題なので片づかない。しかしながら、児童手当を提案した党が財源としては大きく控除を下げてもいいんだと主張していたこともあつて年少扶養控除の廃止といふことになつたといふ御説明でした。

そうしますと、時間切れ見切り発車という感じなんですけれども、しかしながらこれは一時的な措置ではなくて、年少扶養控除も廃止されるわけですからずっと恒久的にも続いていくわけで、昨年とつた恒久的措置は廃止、今度からは増税の恒久的措置が続く、こういうことになるわけですね。

ところが、そこには一部の人には恩恵がある。児童手当の拡充という恩恵がありますけれども、大部分の子育て世帯には増税になるというこ

とですから、そのことについてやはり十分な検討が、検討の形跡がなければならぬ。先ほど紹介した答弁にありますが、そのことについてはほとんど検討していないと言わざるを得ないわけですね。

そうしますと、そういう議論はなかったということになってしまふのか、それともいいや十分な検討はしなかった、しかし見ればわかるんだ、大体増税になる、増税になる人が多いということもわかっておった、しかし提案した党がいいと言っているんだからいいじゃないかということをやっちゃったということなのか。後者だとすれば余りにも政治的、自公政権の党利党略的なやり方じゃないかというふうに私は思うんですが、これについてひとつ御見解を伺いたいと思います。

○国務大臣(宮澤喜一) 先ほど私の答弁として御紹介いただきました部分、それはよく覚えております。また、事実をそのまま申し上げるよりほかはないものですから申し上げたわけでございませうけれども、これで相当な損得が出るということとは、恐らく専門家はそんなに苦勞せずにはわかっておるはずでございます。少数の人の話ではないと。

実は児童手当案というものは当初提案されましたときに兆を超える大きな案でございました。予算の最終段階で到底それは何ともできない種類の話であって、それでいろいろ苦勞したり御再考願ったりして、とどのつまり財源をそれじゃこへ求めようと、二千億余りであったと思ひます、そういう決着でありました。

これは一種の妥協でございますから、ちゃんと整合的に説明することはなかなか難しい。しかし、そういうことで予算全体について国会で御審議をいただき、そして通していただかなければならないという実情から申しますと、政党間の折衝というものでそういう決定がなされたということでは、おっしゃるような十分な説明というものはきかないだろうとおっしゃれば、それは妥協でございますから、正直を申してやはり十分な説明とい

うものはなかなか難しいということとは、これはもう申し上げざるを得ないと思ひます。

○池田幹幸君 それで増税になる国民はたまたものじゃないと思うんですが、そのことについて言いますと、こうもおっしゃっているんですね。増税を要するに年少扶養控除の廃止というところ

に求めたと。これは筋違いの、歳出と歳入を混同したやり方じゃないんだとおっしゃっているんですね。要するに、抜本的なところで時間がかかるからこうやっちゃったんだということなんです。そして、それ以外の方法によると公債発行になっちゃうんだと、それでやらなければいけないことになるからこういう措置をとったんだという説明もしておられるんです。

これは大蔵大臣のお考えの中では筋違いではないということかも知れぬけれども、国民から見れば、年少扶養控除が児童手当かというところでてんびんにかけて、さあどっちだと言われれば、もうそれ以外方法はないのかと。そうじゃないと思うんです。国民から見れば、税金全体の中で考えてくれればいいじゃないかと。公共事業に五千億円の予備費を積んでいるわけですから、ほんのちよっと削るだけで、これは二千億円で、当然できるわけで、そういつたことについては考へ及ばないということだと思ひます。それは非常におかしい話じゃないかと。

私たちが児童手当の拡充には賛成なんです。しかし、それを同じ子育て家庭の増税で賄うということがだめなんで、なぜそこまで考へが及ばなかったのかと思ひます。それはどうなんですか。

○国務大臣(宮澤喜一) 筋違い云々もどうも余りいい御説明ではありませんが、二千億余りの財源を控除の方から持ってきたということは、一種の児童扶養手当、あるいは育児、教育というようなことを目的とする類似の歳出でございませうから、これとこれとを財源的に交換するということとは全く異質なことを取りかえたということとは違ひますでしよう、こう申し上げようとしたのだ

と思ひます。

それで、実際の話としまして、最後の段階で児童手当をふやすために公債発行をしたと、もうそこまで事は非常にはつきりしておりましたから、この目的をいう説明はやはりなかなか難しいし、同種のことをいう歳出であれば、この二つの間のスワップなら、これはまあまあ少しは説明ができるかなといったようなところでございませう。

○池田幹幸君 私は、そのスワップはそれこそ国民から見れば筋違いで、右のポケットから左のポケットへ移して、それで、おまえ、金をやっただけじゃないかと左のポケットに説明をする、そんなものはおかしいと思ひます。そのことを申し上げておきたいと思ひます。

次の質問に移りたいと思ひます。

租税特別措置法第八十条の登録免許税の軽減については伺います。

これは昨年の国会で成立しました産業活力再生特別措置法に盛り込まれました会社設立や資本の増加に伴う登録免許税の半減措置です。これが大企業に節税効果をもたらしているわけなんです。

例えばGMの資本参加を受ける富士重工、これは報道によりまして第三者割当て増資を予定しております。この際に、通常ならば〇・七%の登録免許税がかかるわけなんですけれども、再生法が適用されるということになりまして、富士重工は二億四千五百万円の税金をまけてもらうことになる、このように報道されております。

今回の改正ではこれがさらに優遇されるんです。このような資本参加の増加や会社設立に伴う登録免許税、これは〇・三五%からさらに深掘りするといふふうに言われておりますけれども、〇・一五%大幅に減額することになっております。

これは通産省に伺いますけれども、再生法の際に半減したんですが、どうしてその上にさらに今に深掘りするのか、その経緯について伺いたいと思ひます。

○政府参考人(林洋和君) お答え申し上げます。

平成十二年度の税制改正におきまして、通産省として、企業の組織再編をさらに円滑化するため登録免許税の軽減を求めたところでございまして、こういうような要求も踏まえて、税制改正プロセスにおいて事業再構築計画に基づく会社の設立等に適用される登録免許税がさらに軽減される旨決定されたものであると承知しております。

○池田幹幸君 昨年、再生法で〇・三五%にしたと。さらに追っかけてさらに引き下げろという要求を出したんですか。では、何で再生法のとときに一緒にやらなかったんですか。

○政府参考人(林洋和君) お答え申し上げます。私どもの要求は企業組織再編に係る設立登記、資本増加登記の登録免許税の軽減措置を講ずるといふ要求でございまして、登録免許税の性格論についてはいろいろな御議論があると思ひますけれども、私どもとしては、大競争、大合併の時代において下がるのが望ましいというふうに考えておりました。

○池田幹幸君 しかし、今度の法改正は再生法の認定を受けた企業に限るんでしょう。再生委員長、たしかそうですね。認定を受けた企業に限るわけですね。

○政府参考人(尾原榮夫君) 先生から今お話がございましたように、今回、組織再編に係る登録免許税のさらに深掘りをやっておりますが、その場合、事業再構築計画の認定を受けることができる者につきましてはこの適用が受けられるという形になっております。

○池田幹幸君 認定を受けるということになるわけですが、先ほどの説明では、二十四社が既に申請しているということでした。金融関係ではどれぐらい申請がありますでしょうか。

○政府参考人(林洋和君) お答え申し上げます。先ほど二十四社の認定があると申し上げましたけれども、この中にはまだ金融関係は入っておりません。

○池田幹幸君 それは全業種をやったものですか。

では伺いたいんですけれども、金融関係ではまだない。それは合併もまだされておられませんからないだろうと思うんですけれども、しかしもう間もなく出てくるのはだれでも知っていることです。

昨年秋に発表されましたみずほグループ、富士銀行、第一勧業銀行、日本興業銀行の統合による金融持株会社の設立ではもう巨額の減税になるはずなんです。どのくらいの減税になるのか。原則に比べて、産業再生法を適用した場合、それから今度の租税特別措置法適用でどうなるのか、そのことについて伺いたいと思うんですが、これは認定するのは監督庁でございいますか。

○政府参考人(尾原榮夫君) 今回の登録免許税の軽減措置による減収額でございまして、全体として初年度八十億円、平年度減収として二十億円というふうに見込んでいます。

○池田幹幸君 それはちょっと……初年度です。今年度ですか。それには銀行は入っておりませんよね、当然。それは今の二十四の申請です。

○政府参考人(尾原榮夫君) ただいまの初年度八十億円といふのは、この法律が認められている間に、四月から始まる年度でございまして、したがって、八十億円を見込むに際しましては、来年中にどのようなものが出てくる可能性が高いかというのを前提に見込ませていただいております。したがって、八十億円ということでございます。

○池田幹幸君 それでは、富士銀行と第一勧業銀行、日本興業銀行の合併が言われておりますけれども、これはどの程度の登録免許税になりますか。今言ったように、原則でやった場合幾ら、再生法適用で幾ら、今度の租税特別措置法になったらどうだということはどうなるんですか。

○政府参考人(尾原榮夫君) まさに金融機関の方の計画が認定を受けるということが仮にあったとすればという前提でございまして、富士銀行等の今の先生の例でございまして二兆六千億円の資本

金になるわけでございまして。そういったしますと、本則でまいりますれば、掛け算いたしました百八十億円。それから、昨年度改正をお願いした一回目の軽減でございまして、それが九十億円になり、今回の改正法では約四十億円ぐらいになるのではないかと、いうふうに見込まれるところでございまして。

○池田幹幸君 ちょっと待ってください。原則が八十億ですか。原則でやると登録免許税は百七十五億になるでしょう。二兆五千億としてもそうなるんじゃないですか。——百八十億ですか。失礼しました。百が聞かえなかつた。

私が計算したら、大体百七十五億と、今度の改正で三十八億、大体そんな形になるわけです。大変な減税になるわけなんです。

それでは、何でもこんなに優遇しなければいけないのかということなんです。例えば昨年決めた再生法、既に一般の企業の場合二十四も申請が来ているということですね。これは半分にするだけでもそれだけなんです。さらに何でここまで、五分の一まで原則に比べて引き下げなければいかぬのか。その理由はどこにあるのでしょうか。

○政府参考人(尾原榮夫君) 今回の措置でございまして、昨年お願いした後に深掘りがなされたわけですが、これはまさにその後の進展状況等を踏まえまして、日本経済にとって事業再構築がさらに円滑に進むことが必要であるという判断に基づきまして今回の措置をお願いしているわけでございます。

ただ、この措置は業種や規模を限定しているわけではございません。一定の要件に従い計画を策定すれば全業種が認定を受けられるという仕組みになっておりまして、ただいま金融機関がどのようにな、認定を受けるのか受けないのか、私も現段階でわかりませんけれども、仮に金融機関が認定を受けるといふことでございまして、登録免許税自体が資本金の大きさに比例しているわけでございますので、結果的に軽減額が大きくなるというところだと思っております。

したがって、一部の業種を優遇するということには当たらない。全体の業種の事業再構築を進展させるということかと考えております。

○池田幹幸君 いや、何でもこんなに優遇するのかと私は聞いているんです。優遇に当たらないというんじゃない。百八十から三十八でしょう。物すごい優遇じゃないですか。何でもこういふことをやるのかと聞いているんです。

○政府参考人(尾原榮夫君) 租税特別措置法全体がそうでございまして、租税特別措置法自体一種の増税といふことでございまして、それにはございまして、ある一定の政策を実現するために、このようなことをやれば税負担が安くなるということをお願いするのが通例でございまして。そういう意味では、税の公平を損なう点があることは事実でございまして、それにも増して税の政策目的、これに基づいて政策誘導の重要性ということにかんがみまして今回の措置を御提案申し上げてい

るわけでございまして、そういう意味では、今の優遇といふことでございまして、特別な措置全体に内在している話であらうと思っております。今回は緊急性、重要性が高いということで御理解いただきたいと思います。

○政府参考人(林芳正君) 今回の深掘りということの以前に、なぜともその優遇税制をするのかという御質問の趣旨であるとすれば、後から通産省からも御答弁をいただければと思っておりますが、今、経済がこういう非常事態で、自律的な回復を達成しなさいいけない。予算委員会でも随分議論をいたしましたけれども、供給側の効率性の向上と競争力の強化、これはもう何となくやってまいりまして、そういうことを何とか手助けをしようといふことでございまして、その一つのツールとしてこういう優遇税制を使っておるといふことだと思っております。

○池田幹幸君 政策目的だということですね。そうしますと、どういう政策目的なのか。先ほどどういふ認定がなされるかわからぬがと

いうお話でしたけれども、再生委員長、認定をなさる立場におられる方ですから伺いますが、銀行が再生法の認定を受ける、適用を受けるというところになりますと、その活性化の内容というのは人減らし、支店とかの店舗減らし、これ以外にないんじゃないですか。それ以外に何か認定のできるような活性化がありますか。

○国務大臣(谷垣禎一君) 基本的には、私どもは健全化計画といふものを各行に出していただいております。その健全化計画とどういふ整合性をとっていくかということが一番のポイントであらうと思っております。

○池田幹幸君 健全化計画と合併ということになるとちょっと違うかと思うんですが、これは登録免許税ですか。先ほど言いましたように、みずほグループとか、もう次が控えております。三和、あさひ、東海、統合とか、合併の時点で新しい持株会社をつくって登録して、その登録免許税の軽減といふことなんです。ちょっとそれは話が違ふんじゃないですか。

○国務大臣(谷垣禎一君) 委員のおっしゃっていることがよく理解できないのかもしれないんですが、合併と健全化計画を進めていくということにそんな矛盾があるんじゃないか。私はそんな矛盾があるように思えないんですが。

○池田幹幸君 いわゆる産業活力再生法の規定しているところですよ。その再生法に規定しておる認定基準の中で銀行を承認するとして、人減らしとか店舗減らしとかないじゃないかと私は申し上げておるんです。その項目からしたら、どうですか、そこじゃないでしょうか。

○政府参考人(林芳正君) お答え申し上げます。私どもは金融機関の所管でございまして、産業活力再生措置法の物の考え方というのは、基本的には選択と集中ということでございまして。そういう意味で、金融機関においてもそれぞれリテール、ホールセール、インベストメントバンキング等々、いろいろな業務の中で自分が得意なところを伸ばしていく、そういうものが基本的には

再生法に合致するものだというふうに一般的には申し上げられると思います。

○池田幹幸君 突然の質問じゃなかったと思うんですけど、一応事前に連絡しておいたはずなんですけれども、なかなかお答えになりにくいだろうと思うんですが、産業活力再生法は、もともとが余り金融機関を想定していなかったということもあるんでしようけれども、その中に書かれておることをやりますと、金融機関でできることというのは大体人減らしか店舗減らししかない、これは間違いない言えることだろうと私は思うんです。

用意しておきました質問があと法人税法関係でもあるんですが、これについては一言申し上げておきたいと思つたんですが、減損処理基準についてはいろいろ問題があるなというように思つております。

ただ、今回の法人税法改正につきましては、私も、その改正項目についてはほとんど当然なものが含まれておりますから、それは賛成ではあるんです。ただ、これに關しまして、時価評価とすることが言われておるんですけども、時価評価に關連しましては幾つか問題があると思つております。

特に金融機関の場合、これは今、金融商品会計に關する実務指針というのが、公認会計士協会が中間報告という形で、これは最終報告に近い形なんでしょうが、出されております。それを見ますと、一般の金融機関以外の産業の場合には、いわゆる売買目的でない有価証券に適用して、時価が簿価を三割以上下回った場合は損切りルールに沿つて損失を出させるということになっております。

ところが、金融機関は例外規定がついて、それが五割ということになっておるんですね。これはもう明らかに銀行に対しては非常に甘い基準を設定しておるということであつて、一体こういう銀行甘やかashiを、大蔵省でも再生委員長でも結構ですけれども、やるおつもりなのか、伺いたいと思つております。

います。

○国務大臣(谷垣禎一君) 今、池田委員がおつしやつた日本公認会計士協会の金融商品に關する実務指針でございまして、中間報告という形なんです。が、確かに委員のおつしやるように、預金などを受け入れてる金融機関とそのほかの金融機関、一般法人というものと扱いに若干違いがある内容になっております。

それで、その根拠がどういふところにあるのかというのとは実は私たちが十分に掌握しておりませんし、またその中に、今何割下がったというお話がございましてけれども、「企業が設けた合理的な基準に照らして「著しい下落した」ときに該当し」といふような文言があります。どの程度下落したらその企業の設けた合理的な基準に該当するのかわからないようなことも必ずしもはつきりしておりません。そこで、三月六日に、金融監督庁から公認会計士協会の方に文書により、その点をはつきりさせていただきたいという申し入れをしております。

一般論として申し上げれば、合理的な理由がない限り、今、委員がおつしやつたように、預金を預け入れてる金融機関とそのほかの金融機関、一般法人と区別するということは必ずしも適當とは思われぬ。しかし、今回、金融監督庁から日本公認会計士協会に出しました文書は、実務指針の内容について、一体その区別している根拠に合理的かつ明確な基準があるのか、理由があるのか、その辺を示していただくようにお願いした文書を要求しているわけではあります。

○池田幹幸君 時間が来ましたのでやむなく終わるんですが、何でもこんなことをやつたかよくわからないとおつしやつたんですが、新聞報道ではこんなふう言われているんですね。要するに、全銀協の会長がごとしの一月以来会計士協会に日参しまして、そこで言つたことは、こんな規定を導入したら、つまり銀行も一般企業も同じようにやつたとして銀行は持ち合い株を売却します、

だから株式市場がぶれる、それでもいいのかというおどしをやって、その圧力をかけられた結果、公認会計士協会は例外規定を追加した。もとと例外規定はなかった、脅されて追加したというんですが、大体、銀行も持ち合い株を売却するかどうかはわかりませんが、ほかの産業と同じように例外規定を設けないでやつた場合、本当に株式市場はぶれるのか。そんなばかなことではないですよ。そうでしょう。まさかぶれるとは思わないと思つてますが、こういうことを言つてやつたというんです。

ですから、もしそうだとすれば、再生委員長、今調べておつしやつたけれども、新聞にも出てゐるんだから、これは本当なかと聞けばわかることですよ。こんな理由でやつたんだとしたら、どうですか、認めますか。

○国務大臣(谷垣禎一君) 公認会計士協会の実務指針は、公認会計士がどういふ基準で仕事されるかという、あそこで自主的に御判断されるものでもあります。我々の検査は金融検査マニュアルというもので、やっぱり検査の基準というものは、これは実際は今まで同じになってゐるわけですが、今でも、我々が決めてゐるわけでありまして、今いづれにせよどういふ根拠で、合理的な根拠がなければ、いかなる合理的な根拠があるのかということ、公認会計士協会に申し入れてゐる、伺いたいと文書で申し入れてゐる、こういう段階でございまして。

○池田幹幸君 大体合理的な根拠というのは考えられないと思つてゐるんですね。銀行協会はこんなことをやつたら株式市場がぶれると言つてゐるんですよ。そんなものに合理的な理由はないじゃないですか。

私は、そういうふうなのはまことにおかしい、金融監督庁はきちんとそういうところはやつていただきたい、やるべきだということを申し上げて終わりたいと思つてゐます。

○三重野榮子君 社民党の三重野榮子でございます。

租税特別措置法等の一部改正の審議に当たりまして、命と暮らしを守る台所の声の中から三点ほど大蔵大臣にお尋ねしたいと思つてゐます。

まず、住宅ローン減税の關係でございまして、住宅投資額は平成九年度名目ベースで約二十三兆九千億円、GDPの約五%を占めておりまして、今回の住宅ローン減税は半年間の延長とはいへ民間投資促進のための経済対策としてはその効果は極めて大きいと思つてゐます。

通産省によりまして、他産業部門を含めた住宅投資が誘発する生産誘発額は約四十四兆円にも及ぶといふことではございまして、今回の延長の効果はどの程度とお考えか、お伺いいたします。

○国務大臣(宮澤喜一君) 主税局が言つておりますことは、今回の住宅ローン税額控除制度の拡充措置は恒久的な減税や住宅金融対策等の他の諸施策と相まって本格的な景気回復の実現等に資するものと考へてゐるということでありまして、要するにこの入居基準まで延ばしたことにによりましてネットどれだけの建設があるかといふことであります。と思つてゐるけれども、これから先のことでございまして、恐らく当事者、公庫等々も定かには申し上げられないのではないかとと思つてゐます。

○三重野榮子君 そこで、一方では、近時、地価の下落傾向が続いてゐるといふながら、国民一般にとりましては住宅購入といふのはまだそう簡単なものではございません。住宅ローン減税は、政府の言うような景気対策といふ意味だけではなく、国民の持ち家促進のための施策という観点から、国民の持ち家促進のための施策といふ観点から、恒久的対策も必要ではないかと思つてゐます。

このように申し上げますと、景気対策としての効果との關係で、恒常化しては効果が下がつてくると言われることもわかりまして、今までも住宅ローン減税は毎年のように制度変更が行われておりますので、思い切つて恒久的減税策に切りかえていくといふお考えはいかがでしょうか。

○国務大臣(宮澤喜一君) これはなかなか難しいところでありまして、税収の面でいいますと平成十一年度は五千五百億円と言っておるわけでございますから、それが恒久的なものになるといたしますと相当大きな税収のロスになるということ、そしてこの所得税控除は平均的なサラリーマンの負担する所得税額より多いわけでございますから、所得税としては極めて異例なことであろうと思います。

それから、もう一つ理屈を言えば、持ち家のみが優遇されるかということなんです。つまり、所得税としては、これは人が衣食住と申します住に当たりますが、持ち家である住を欠いてる者にはそういう優遇はない、あるいは食、住にそれが及ぶというところは所得税の立場からいいますと実は非常にコアの部分に入っていくということでございますから、なかなかこれを恒久的な減税にするということには問題が多いのではないかと思います。

○三重野榮子君 もう一つの視点から申しますと、インフラ整備としての住宅対策という点ではいかがかと思うのでございます。先日の委嘱審査におきまして、同僚議員からの質問に対して、大臣は、公共事業の景気対策、雇用対策としての効果は薄れつつあるものの、諸外国に比較しておくれているインフラ整備としての公共事業の意義は失われていないという御答弁をされておりました。

国民のための住宅整備というのは最も基本的なインフラ整備であると思うのでございますが、そういう意味から、効果が薄れつつある景気対策としてそういう住宅整備を行うのではなくて、基本的なインフラの整備のための住宅建設促進という意味からも恒久的に対策を講じていくことが必要ではないかと思うのでございますけれども、住宅ローン控除制度の恒久化について、先日の御発言も踏まえまして、もう一度大臣の御見解を伺いたいと思います。

○国務大臣(宮澤喜一君) それは、公共事業とい

うものをこれから本当に質の違ったものにしていくという決定が仮にありまして、そしてその中で住宅は、殊に持ち家の場合には自分のものがございますから、それについてそういう意味での優遇を与えるということなら考えられなくはないと思います。政策としては、しかし、それだけのコストを税が負うかということになると、いろいろ問題がありそうに思います。

○三重野榮子君 それは私も検討してまいりたいと思います。次に、グリーン税制関係についてお尋ねしたいと思ひます。

昨年来、環境庁等から自動車重量税等に係るグリーン税制創設の税制改正の要望が出ていたと思ひます。最終的に平成十二年度税制改正には盛り込まれなかったのをごいいますけれども、その要望の具体的内容というのはどんなものかをごいしたのでしょうか。

○政務次官(林芳正君) 今、運輸省、環境庁からいわゆるグリーン税制でどういう要望があったかというところをごいしました。

自動車重量税は国税でございますし、自動車税は地方税でございますが、燃費の基準というのがございまして、これに着目して、燃費のよい車については要するに税金を軽くする、燃費が悪い車については重課をする、こういう内容でございす。例えば、現行の燃費基準、二〇一〇年基準と申すようでございますが、これを達成しておると、まあいい車でございますね、これは六千三百円を五千三百円に年間安くしてはどうかと。それから、今度悪い方でございしますが、二〇〇〇年の古い基準の方を二〇％下回る車については〇・五トン当たり六千三百円を七千三百円にふやしたらどうか、こういうような御提案があったと承知しております。

○三重野榮子君 そこで、今回の税制改正要望の背景の一つに、一九九七年十二月の京都議定書によります温室効果ガスの排出削減目標設定があったと思ひます。これは二〇一〇年度前後の排出量

を一九九〇年度に比較して、我が国の場合六％削減しようとするものでありましたけれども、この目標達成に向けてどのような取り組みがされていくのでしょうか。

○政務次官(林芳正君) COP3のお話であろうと思ひますが、その前に、先ほどの御提案は結局だめになっちゃったということでございます。これはいろいろ御議論があったところでございす。一つは、先ほど私、いいのと悪いのと申し上げましたけれども、御提案の案ですと、いい方は百万台ぐらいある、悪い方は三十五万台しかないというところで、いろいろなところで議論はされておりますけれども、この環境問題については、環境に対する負荷をつくり出している人に負担を求めようというのが基本だろうという考え方から、むしろ軽くするよりも重くする方を基本として検討すべきだろう、こういうこともありまして今回は見送られたということでございます。

今、委員がお話しされましたように、この京都議定書は議定書がまとまりましたので、この発効に向けて今鋭意関係国で必要な交渉をやっておりますところでございます。まだいついつまでにやれという強制力を持った条約になっておらないという状況でございます。

いずれにしても、COP3以来、地球温暖化への取り組みは国民の皆さんの間でも大変に心が高まっておりますので、この行方がどうなるのかというところを見ながら、今申し上げましたように、環境に負荷をかけていらっしゃる方、原因をつくっている方に負担をしていただくという基本的な考え方を中心にして、幅広い観点から今後検討していかねばならない、こういうふうな思っているところでございす。

○三重野榮子君 そういたしますと、外国ではもう非常に進んでいるようにございすけれども、二酸化炭素の排出削減に着目した場合に、自動車の燃費だけでは足りない部分もあるようにございす。二酸化炭素の排出を直接的に抑制するために

は、北欧諸国等で導入されております環境税とか二酸化炭素税について導入を検討する必要がありますのではないかと思ひますけれども、北欧諸国等で導入されている環境税につきまして、その実施状況あるいは問題点等につきまして把握されておりますか伺ひます。

○政務次官(林芳正君) いわゆる環境税の中の、CO₂の排出量に注目して課税を行う炭素税というものでございす。北欧諸国では一九九〇年代の初めに、いわゆる温暖化の問題が背景にありまして次々と導入してあるようにございまして、一九九〇年にフィンランドとオランダ、それから翌年の九一年にスウェーデンとノルウェー、九二年にデンマークと相次いでこの炭素税を導入をされてあるようにございす。

大体、従量税、要するに価格ではなくて量に対してかかる税でございまして、例えばオランダでありますと、ガソリン一立米当たり二十五・六三ギルダーとか、灯油一立米に対して二十八・〇八ギルダーとか決まっております。デンマーク、スウェーデン、ノルウェー、フィンランドにおいても大体ガソリン一立米当たり幾らというところで税金をかけておるようございまして、いずれも国税として税収の使途も一般の財源というようになっておるようございす。

○三重野榮子君 そういたしますと、環境基本法は、負荷活動を行う者に対し適正かつ公平な経済的な負担を課するための措置について、調査研究や実施する場合の国民の理解、協力を得るための努力義務が定められております。環境税はまさに二酸化炭素を排出するという負荷活動を行う者に対し適正かつ公平な経済的な負担を課するための措置であり、単なる低燃費車の普及促進にとどまらないで、地球温暖化防止のための有効な施策ではないかと考えるところでございす。

先ほど政務次官からもいろいろお話を伺ひましたけれども、北欧の状況なり、それから低燃費の方、いいものが百万台で悪い方が三十五万という

ようなお話でございましたけれども、今までお話しいただきました中身を総合いたしましたして、これからの問題につきまして大臣はどのようにお考えでしょうか。

○国務大臣(宮澤喜一君) 先ほど政務次官からもお話がありましたように、やはりポリーターズ・ペイというのが基本の考え方だと思っております。それで、それである限り、いわば観念としての理解は恐らく国民が持ちやすいと思っております。ですから、さっきの自動車のような話にはちょっとそこからはなかなか行きにくいわけでございますね。

むしろ、今の石油製品課税みたいなものの方が本当なのかもしれません。ですが、この話はこま程度時間が経たなければなりませんので、私はある程度時間がかかったら何かやってみようと思っております。このままではおとくというのはいくらもできないんじゃないでしょうか。

ですから、それは国民がなるほど納得できるような形、税になるといいますと、徴税のための方法等々がそう難しくないというところは無論大事だと思っておりますが、抽象的に申し上げているようにすけれども、何かそういうあたりがやっぱり落ちたであって、そっちの方へ向かって我々は進んでおるんだらうと私は思っております。ですから、ある段階でまあまああつたところへ来ているようなも出てこなければならぬところへ来ているような感じがいたしております。

○三重野榮子君 なかなか難しい問題ではありますけれども、COP3の議長国でもございまして、そういう意味ではできるだけ国民にも広めていくということながら、グリーン税制と申しましょか、そういうことにつきましてもできるだけ早く実施をされたいと思っておりますので、よろしく願います。

最後の課題として、消費税に関するものをお尋ねしたいと思っております。

我が国の少子化、高齢化の進展や近時の経済状況から見ると、国民は将来の生活に大変不安を

感じております。戦後最悪の財政赤字を抱える中で、政府に今後の財政再建のビジョンを明確に示してもらいたい。国民は将来の増税、特に消費税率の引き上げを大変心配しております。

大蔵大臣は所信表明のときに、我が国経済が本格的な回復軌道に乗ることを確認した上で、財政、税制の諸課題について抜本的な措置を講ずるとされておりましたけれども、この抜本的な措置はいかなるものか、消費税率も含まれているのかどうか、その点について伺いたいと思っております。

○国務大臣(宮澤喜一君) 財政再建のことを申し上げるときに、今、三重野委員がおっしゃいましたように、歳出はもちろん、税制、中央、地方との関連、恐らく二十一世紀初頭の我が国の経済社会の持っているいろいろな問題を全部並べて、そしてやっぱりモデルが要すると思っておりますが、その中で国民に選択をしてもらうということしか私はないだらうと思っております。その中の一つは、やっぱり社会福祉につきましても給付と負担との関係というものがあるけれども、逃れられない問題でございまして、また、そういう形でしかこの問題は国民的な選択ができないのかもしれないと思っておりますが、今、三重野委員のおっしゃった問題はまさにその問題だというふうに私は考えております。

○三重野榮子君 そこで、消費税の税率の引き上げの問題が出てくるわけでございすけれども、消費税率の引き上げというのはどうしても消費者の家計に直接的に影響を与えるものでございまして、安易に税率の引き上げが行われることは決して許されないと考えています。

現状におきましても、消費税が食料品を初めとする生活必需品にも課税されているわけですから、低所得者層に対する逆進性緩和のための措置を早急に講ずる必要があると思っておりますけれども、これらの問題について伺いたいのです。

私どもとしては、飲食料品の戻し金制度は消費税の持つ欠陥を是正しながら低所得者層に対する逆進性緩和に最大限の配慮をしていることにより

まして、消費税率の安易な引き上げを行わないで、消費税を命の税化というところとあれですけれども、そういう形で、しかしやっぱり消費税は必要なのかも知れない。そうするならば、実効性のある逆進性緩和策として飲食料品の戻し金制度の創設を提唱しているわけでございすけれども、納税者のみならず広く低所得者層を対象とする戻し金制度は消費税の逆進性緩和に最も効果的と考えますが、この点につきまして大蔵大臣の御見解を伺います。

○国務大臣(宮澤喜一君) 私は今それにお答えするだけの知識もありませんし、またどういふ背景の中からそういう問題が出てくるか、恐らく先ほど申し上げたような背景ではないかと勝手に想像しておりますけれども、一般的にも国民的なコンセンサスがあって、そして消費税率というものがヨーロッパのある国々のように二けたになってくるということになりますと、ヨーロッパのそれらの国々がかなりやっているように、生活必需品というものとそうでないものが同じ税率なのかという問題はやっぱり何かの答えを出さなければならぬのではないかと。

しかし、その場合には恐らくインボイスが入り用になるのではないかと。これは、私は知識がありませんので、ほんやりとしか問題がわかりませんが、少なくともそういう状況になればそういうこととがいろいろな議論されるようになるのではないかとという全く一種の想像で申し上げるんですが、ではなからうかと思っております。

○三重野榮子君 私どもも消費税そのものについて賛成とかいうことでありませんで、この創設のときには大変反対をしていろいろと御検討いただいたわけでございす。今、大臣がおっしゃいましたように、一体どういふふうになっていくのかというのを私どもも検討したいと思っておりますが、今どうしても必要とするならば一つの課題ではないかということでも申し上げました。

もう一つの問題といたしまして、戻し金制度につきまして昨年私は質問させていただきまして

が、その際の大蔵大臣の趣旨は、考え方としてはわかるけれども、納税者番号制度がない状況を前提に行政としての対処が難しいということだったと思っております。また、納税者番号制度については、昨年末の政府税調において、住民基本台帳法の改正をも踏まえ必要とされる付番のあり方について引き続き検討を進めていく必要があると答申をされておりました。従来からいたしますと一歩踏み込んだ状況ではないかと思うわけでございす。

ことしは政府税調の中期答申の年でもございすので、当然、少子高齢化を踏まえた消費税率のあり方あるいは納税者番号制度について議論がされていくであろうと考えているところであります。単に消費税率の問題のみでなく、税制のあり方全般を見渡した場合に、公平な税制の確立、戻し金制度の創設というものは低所得者層に配慮した極めて有効な制度と考えております。中長期的な観点も含めまして、ぜひ私どもの考えにつきましているいろいろと御検討いただきたいのでございすけれども、先ほどお話ししたございましたが、今申し上げました税調の動きもございすので、もう一度大臣の御見解を伺いまして、終わりにしたいと思います。

○国務大臣(宮澤喜一君) 以前にもお尋ねがあり、申し上げましたけれども、税調でもこの問題は随分長いことかつ真剣に議論をしておられます。税調も何年間か委員がかわっていかれますから、引き続き引き継ぎ議論しておられるようございすけれども、もう御存じのように、経済取引についてかなりの一つの、邪魔という言葉はよくありませんが、一つのハンディになるとか、行政あるいは経済のコストはどうだらうとか、このごろはタックスの方はタックスコンプライアンスというふうなこともまた申します、税というのはそういうものではないかという。

それより、何となく基調に、国民が背番号を持つということについて、これは戦後何度も何度もそれについての世論は微妙に変化をしているようございす。微妙に変化をしております、ど

うも最近はお前よりも疑問を持つ人が多くなっているんでしょか、よくわかりませんが、どうも一種のイデオロギー的な反対よりも、現実自分物が考えてみての反対みたいなものが大分あるように感じます。

いずれにしても、税調はこの問題はずっと継続して検討しておられまして、恐らくやがて新しい税調が生まれるのかと思いますが、当然、問題は引き継いでいかれますので、議論は決して途絶えることはない、統いていろいろ議論をしていかれることになろうと思います。

○三重野栄子君 これからの税制に向けて御検討いただきたいのでございますけれども、先ほど池田議員の御質問の中にもございました子育て増税というようなことになりませんように、ぜひとも広い立場で、国民が安心して暮らせるような税制になりますように、御活躍をいただきたいというふうに思います。

終ります。

○星野朋市君 私がきょうは最後でございます。けさからずっと税の話が続いておりますので、私はちょっと税から離れた問題で御質問させていただきます。

まず、谷垣大臣にお尋ねをいたします。これは私が先日、例の銀行の健全化の問題で詳細にお尋ねをいたしました統編というか番外編という形でお尋ねをいたします。

今から二年前の平成十年三月十二日に、私は予算委員会でも松永大蔵大臣に銀行の相談役の問題について御質問したことがございます。時の事務次官小川さんが暗に銀行の相談役の問題について触れられましたけれども、そのときはほとんどみな居直った。私が三月十二日に、銀行の相談役、いわゆるバブル期にバブルを生じて、その後不良債権をつくった人間がそのまま相談役に残っているとは何事だということで御見解をただしましたところ、委員の提案についてはこれを胸にしまして、七人委員会、例の佐々波委員会に出ます、そうおっしゃったんです。

このときは例の主要行各行に一千億を注入するという段階でございました。直ちに七行ほどが相談役制度をやめる、こういう結果になりました。その後はばらばらに注入されて、その後、相談役制度がまた復活した銀行があったんです。名前を挙げますと、これは東海銀行、それからさくら銀行、この二行が復活したんです。それで、私は行革税制特別委員会、松永大臣、どうだねと。非常に問題だ、いいところはないんじゃないか。貸すべきところに貸さないで公的な資金を注入された銀行がそういうことじゃ困る。

このことがNHKのニュースに取り上げられまして、NHKが東海銀行にこのことを尋ねたんです。そうしたら、東海銀行は何と言ったかという、この二人の頭取の相談役就任は愛知万博のためにどうしても助言が必要なんだ、こういう答えだったんです。今、愛知万博はどうなっていますか、二年たつて。開発計画そのものが崩れてしまっているじゃないですか。

今度の公的資金の注入に關しましては、役員の問題までは触れていなくても、相談役の問題については恐らく触れていないと思うんです。そして、あたかも似た者同士だと言わんでは、東海とさくらというのは、合併するわけですから、似た者同士が合併しちゃうんです。

それで、この相談役に残っている理由は何かという、これは後輩の頭取が自分を引き立ててくれて、実力というものがなくて、自分らをどうやって引き立ててくれるか。給料は出し、秘書はつけ、個室は与え、車をつける、これがまだ続いていると思うんです。

それで、再生委員会はそこまでこの問題について触れているのか触れていないのか、それから谷垣大臣はその問題についてどうお考えか、お聞かせを願いたいと思います。

○国務大臣(谷垣 一 君) 今、星野委員が御指摘になった相談役に触れておるのか、いないのか。私が受けております報告は、経営健全化計画全

体の中で役員の数や削減していくか、この点については報告を受けておまして、その観点からまいりますと、昨年の九月期におけるリストラの状況というのは中間時点としては経営健全化計画どおり進んでいると。

や具体的に申し上げますと、役員数については、十五行合計で、十一年三月末の実績が四百九十六人、それから十二年三月末の計画が三百九十五人であるけれども、十一年九月末で三百六十七人と目的を超えたところまで行っている。それから、役員報酬、賞与につきましても、十五行平均で、十二年三月末の計画値が約六億六千万円であるところ、昨年の九月で約三億三千万円、これは計画を通り越している。こういうふうに経営健全化計画から見れば進んでいるという報告を受けているわけでございますが、個別のことについては実は報告を受けておりません。

それからまた、個別のところはどうするかというの、それぞれの経営判断もあろうかと思いついてコメントもしくいというふうに実は思っておりますけれども、しかしここからは言うところ事務方が冷やんとするのかもしれないが、いろいろ聞いておきますと、目に余るものと言ったら言葉が悪いかもしれませんが、いささかどうかというふうなものはいらぬ、こういう行政の手法が果たしていいのかどうか別でございまして、いろいろないろいろお話を進捗を見たものもあるというふうに聞いております。

○星野朋市君 一言だけ申し上げさせていただきますけれども、こういうことを考えたのは、住専の問題に端を発しているわけなんです。そのときに六千八百五十億という公的資金を注入して、このときはみんな大騒ぎしたわけですね。ところが、あの附則に、母体行は七年間で経営努力を一生懸命して、一兆五千億の利益を生み出して五千億を税金で納めますと書いてあるんですね。ところが、そんなことをやった銀行は一つもないんですよ。その後、みんな不良債権の償却ということをやった。それはもうほとんどの人が忘れてる。こ

ういうことが私は問題だと思っているから申し上げたのでございまして、どうかその点についても十分目を光らせておいていただきたいと思ひます。

質問が私にそれだけでございますので、どうぞ大臣、お引き取りいただきたい結構でございます。それから、これは政務次官にお聞きしたいと思ひますけれども、いわゆる国の貸借対照表です。大蔵省は何か今進行中というふうにも聞いておりますけれども、どうしてそれをお尋ねするかという、今マスコミとか一般的に言われるのは、国の借金が今度の新規国債を含めると国と地方合わせて六百四十五兆だと、これは大変だ大変だと、こういう議論になっちゃっているんです。

専門的なところでは、ちゃんと建設国債とそれから特別公債、赤字国債の区別はされていまして、今マスコミでもここはもう区別してないんです。そして、ほとんど三十二兆の新規国債と、こういう形で、あたかも国と地方合わせた六百四十五兆がもう大負債だというふうなことで、それをもとにして財政再建だという議論になっていると私は思っています。

そこで、一回これはやっぱり整理して見る必要があると思ひます。国の資産というものは、土地の評価であるとか、それから建設国債その他、財投によつてできたいろいろなもの、これはなかなかすぐには出てこない問題だと思ひますけれども、負債項目に載るものははっきりしていると思ひます。

私の試算だと、国のいわゆる国債が約三百六十兆、厚生年金債務が七百二十兆、郵便貯金債務が二百五十兆、簡易保険債務が百十兆、公務員の退職引当金が約十兆、それから政府の短期資金が約四十兆ですか、大体千五百兆ぐらいがいわゆる負債項目に載る金額だと思ひます。

これに対して資産がどうなるかということ、これは今言ったように非常に難しい問題だし時間がかかると思ひますけれども、そういう目で物

を見て、実はここにある負債によって資産がこう
いうふうになるか。これはなかなかわかりにくい
生年金だとか郵便貯金は預かり金勘定だから、
項目はこうだけれどもこういう資産をそれに対
して充ててみると、これはやっぱりはつきりして
おべきだと思ふんですが、いかがでございますか。

○政務次官(林芳正君) お答え申し上げます。

大変含蓄に富む御質問だと思つて、私も興味深
く拝聴させていただきました。と申し上げますの
は、私はこの政務次官に來る前に実は党の行革本
部でそれにかなり近いことをずっと検討してお
たものですから、大変意義深い御質問だと思つ
ております。

そこで、いわゆる企業ではBSとPLというの
があつて、PLがフローでBSがストックだ。
これが両方そろつて初めて姿がわかる。国の場合
は予算書というものがPLの大福帳みたいなこと
になつておりますから、そういう意味では、委員
が今おっしゃつたように、全体のバランスシート
を考へるということは大変に大事だと、こういう
ふうに思つております。

今御指摘のあつた国の長期債務残高というもの
を公表しておりますが、これには入っていないも
のがございます。郵貯、簡保、年金と、委員が今
御指摘になつたものは入っていないわけござい
ますが、これは一言言葉の整理として、将来直接
税金で返すものとそうでないもの、こういうよう
な区別をして、一応議論が余り複雑にならないよ
うにとつてやつていふというふうに御理解
いただければいいんじゃないかな、こういうふう
に思つております。

郵貯は郵貯で特別会計がございまして、この
特別会計の方で、これは公表しておりますけれど
も、一応貸し方で通常郵便貯金、例えば二十八兆
何千億と、こういうようなことを別建てで出して
おるわけでございます。また、今御指摘のありま
した簡保についても、同じように特別会計の貸し
方で出してあります。

それから、年金でございますが、これは厚生省
等も出してあります資料でございますけれども、
過去期間に対応した給付債務、これは十一年の末
で切つた数字でございますが、七百二十兆円のう
ち、委員がおっしゃつたように、厚生年金の二階
部分で将来の保険料率の引き上げでやる分は大体
三百三十兆円。

これはもう全部表に出しておるわけございま
すが、委員がおっしゃつたように、これは全部ば
らばらで出ておりますので、どうもフローの議論
とストックの議論がぐちゃぐちゃになつてもう本
当に大変なんだというふうなお話になつておると
私も思つております。そこで、バランスシートを
つくらなければ議論がちゃんと同じ土台でできな
いということ、実は大蔵省の方でも主計局の次
長のもとで私的な勉強会をつくりまして今検討し
ておるところでございます。

委員がまさに御指摘になつたように、橋を幾ら
で見るとか、道路を幾らで見るとか、こういう大
変難しいところがありまして、大変苦勞してお
るわけでございます。また、出したときのインパ
クトというのもこれありでございます。各省庁
にもいろいろお話をしながらやっております。各省
品みだも、できればことしの夏ごろまでには試作
今頃張つておるところでございます。

○星野朋市君 ぜひお願いをいたしたいと思いま
す。

最後に、税金の問題について全く触れないわけ
にいかないからちょっと触れますけれども、税金
の方が主体ではございませんで、実はデリバティ
ブの時価問題というのが今度の法人税の問題と絡
んでまいります。このデリバティブの問題につ
いてちょっと伺ひたいいたします。

今あれは三年ごとに公表されるんですか。そう
すると、直近では一九九八年ですか、そのときに
世界におけるデリバティブの総額は幾らで、日本
が立てたデリバティブの額は、これは円であら

わすんですか、幾らであつたか、ちょっとお聞か
せを願ひたい。

○政府参考人(福田誠君) お答えいたします。

店頭デリバティブ取引の規模の数字がござい
まして、これは国際決済銀行、BISの取りまと
めで、主要国の中央銀行が各国の主要金融機関等
に対して調査を行つておるわけでございます。

お尋ねの直近の調査は昨年五月に公表されてお
りまして、一九九八年六月末の時価評価額の合計
は、全世界で約二兆五千八百五十億ドル、うち日
本が約五千七百五十三億ドルでございます。そ
して、三年前の前回調査によりまして、九五年三
月末のデリバティブ取引の時価評価額の合計が全
世界で約二兆二千五百億ドル、日本で約六千二百
十三億ドルということでございます。

○星野朋市君 福田さん、ちょっとそれは違ふん
じゃないかな。私は一九九五年に予算委員会に聞
いたことがあるんですよ。そのときに、今、約四
十兆ドルぐらい、一九九五年ですよ、約四十兆ド
ルぐらいだろうと言つたら、大蔵省は、一九九二
年の六月で十七兆ドルですよ、こういうお答え、
それで一九九五年に発表されたのは四十一兆ドル
だつたんですよ。一九九八年は恐らく六十兆ドル
になつていふと思ひますが、どうですか。

○政府参考人(福田誠君) 申しわけございせん
でした。先ほど申し上げましたのは時価評価額で
ございまして、もう一つ計数としては想定元本が
ございまして、これによりまして、同じように直近
の先ほどの数字は、想定元本は七十二兆一千四百
三十億ドルでございます。三年前が四十七兆五
千三百億ドル、日本分は直近で十四兆一千億ド
ル、前回は八兆三千二百六十六億ドルございま
す。

失礼しました。

○星野朋市君 規模はそういうふうにして猛烈に
膨らんでいきますね。

それで、このデリバティブの実態というのは実
はなかなかわからないわけですが、為替だけでした
らわかるんですけれども、いろんなものの組み合

わせがある。その中で時価というのはどういふ
うに見るのか。これはなかなかわかりにくい
で、もし実例があつたら示していただくとありが
たいんですが、これは余りにも専門的だから一般
にはよくわからないんですが、次官、お答え願
えますか。

○政務次官(林芳正君) 私も専門家ではござい
ませんが、昔、商社におりましたころに似たような
ことをやつておりました。

今、想定元本が大変大きいわけでございます
が、百円で一ドル買つておつたものが百二十円に
なつていふとしますと、その時価というのは、二
十円分もうかつておるわけですから、この二十円
が時価ということでございます。それに対してし
て想定元本というのはこの百二十円そのものの全
体が想定元本ということでございます。マ
ケットできつと値段が出ていて、どこで入れて
どこで出すということがわかつておればこの時価
というのはきつと評価をできる、こういうこと
であらうと思ひます。

○星野朋市君 次官、ですけれども、いろんな
例えが為替と株式の組み合わせであるとか、そう
いうものでございまして、これはどの時点なのか。買
つて、そうすると、それはどの時点なのか。買
たときはわかりませんが、だけれども、その時価と
いうのはどうやって見るのかなんです。それが
今おっしゃつたような簡単なものじゃないはずな
んです。

○政務次官(林芳正君) これもバリエーション・ア
ット・リスクというモデル、よく委員の御存じのと
りモデルがございまして、これを各国の当局でど
うやるかなんていろんな議論になつておるよう
でございますが、分解しますと、為替の部分と金利
の部分と、それぞれマーケットで値段がついて
いるものをどうやって組み合わせるかによつてこ
の複雑なデリバティブもなつておるようございま
すから、この要素を全部分解してきつとやりま
すと、全く鉛筆をなめてやつていふところ
はないわけでございます。そうやって今のマ

ケットでそれぞれ出してくると、幾らになるかという計算は理論上可能であるということだと思います。

○星野朋市君 終わります。

○委員長(平田健二君) 他に御発言もないようですから、両案に対する質疑は終局したものと認めます。

これより両案について討論に入ります。
御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○笠井亮君 私は、日本共産党を代表して、租税特別措置法等の一部を改正する法律案に対し反対の討論を行います。

反対の第一の理由は、本法案が、昨年の税制改正において子育て支援の名目で恒久的減税として創設した年少扶養控除をわずか一年で廃止するものだからであります。この措置が児童手当の支給対象の拡大と引きかえにとられることにより、差し引き一千万人もの児童を扶養する世帯には増税となるばかりでなく、子供の数が多ければ多いほど負担増をもたらすのであります。これが少子化対策にも逆行することは明らかであり、反対です。

第二に、本法案では、大企業優遇の特権的減税について、その一部を見直しただけで、ほとんどを温存していることでもあります。深刻な財政破綻のもとで歳入における税収確保が焦眉の課題となっている今日、不公平税制に抜本的なメスを入れ、とりわけ法人税関係の課税ベースこそ大幅に拡大すべきであります。

さらに、登録免許税の一層の軽減措置も、特に大銀行には巨額の減税をもたらす、労働者切り捨てのリストラ推進税制となるものであり、認められません。

本法案には、住宅ローン控除制度の延長など国民負担軽減に資する改正も含まれていますが、以上の理由から、全体として法案に反対の態度をとるものであります。

○委員長(平田健二君) 他に御意見もないようですから、討論は終局したものと認めます。

これから、討論は終局したものと認めます。これより順次両案の採決に入ります。

まず、租税特別措置法等の一部を改正する法律案について採決を行います。

本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(平田健二君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、法人税法の一部を改正する法律案について採決を行います。

本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(平田健二君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、寺崎君から発言を求められておりますので、これを許します。寺崎昭久君。

○寺崎昭久君 私は、ただいま可決されました租税特別措置法等の一部を改正する法律案及び法人税法の一部を改正する法律案に対し、自由民主党・自由国民会議、民主党・新緑風会、公明党・改革クラブ、社会民主党・護憲連合、自由党及び参議院の会の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。
租税特別措置法等の一部を改正する法律案及び法人税法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。
一 中長期的な財政構造健全化の必要性にかんがみ、今後の経済動向にも留意しつつ、歳出の重点化・選別化に努めるとともに、税制に対する国民の理解と信頼を確保する観点から、少子・高齢化の進展、企業経営環境の変化等を踏まえた課税の在り方についての抜本的見直し等を含め、社会経済構造の変化に対応した税制の確立に努めること。

一 国及び地方の財政が極めて厳しい状況になつていくことに配慮し、国と地方公共団体との役割分担を踏まえつつ、国と地方の税源配分の在り方について引き続き検討すること。

一 租税特別措置については、その政策課題の緊急性、効果の有無、手段としての妥当性、利用の実態等を十分吟味し、今後とも徹底した整理合理化を推進すること。

一 急速に進展する経済取引の広域化・複雑化及び電子化等に見られる納税環境の変化、更には滞納整理事務等を始めとする事務量の増大にかんがみ、今後とも国税職員の処遇の改善、定員の確保を行うとともに、事務に関する機構・職場環境の充実及び一層の機械化促進に特段の努力を払うこと。

以上でございします。
何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(平田健二君) ただいま寺崎君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(平田健二君) 全会一致と認めます。よって、寺崎君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、宮澤大蔵大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。宮澤大蔵大臣。

○国務大臣(宮澤大蔵大臣) ただいま御決議のありました事項につきましては、政府といたしましては御趣旨に沿って配慮してまいりたいと存じます。

○委員長(平田健二君) なお、両案の審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(平田健二君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(平田健二君) 関税法の一部を改正する法律案を議題といたします。宮澤大蔵大臣。

○国務大臣(宮澤大蔵大臣) ただいま議題となりました関税法等の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

政府は、最近における内外の経済情勢の変化に対応する等の見地から、関税率等の改正を行うとともに、納税申告の前に輸入貨物の引き取りを可能とする簡易申告制度を導入することとし、本法を提出した次第であります。

以下、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

第一は、原油及び石油製品関税の改正であります。原油関税については、現行平成十三年度までの期限を平成十七年度まで延長するとともに、平成十四年度から税率を引き下げる等、原油及び石油製品関税の改正を行うこととしております。

第二は、その他の関税率等の改正であります。粗糖の関税率の撤廃、精製糖等の関税率の引き下げ等を行うこととしております。

第三は、戻し税制度等の改正であります。個人的な使用に供する一定の輸入貨物を返送する場合にその貨物について納付した関税を払い戻すことができることとする等、戻し税制度等の改正を行うこととしております。

第四は、暫定税率及び関税の還付制度の適用期限の延長であります。

平成十二年三月三十一日に適用期限の到来する暫定税率及び関税の還付制度について、その適用期限を一年間延長することとしております。

第五は、簡易申告制度の導入であります。

一、消費税率を直ちに五％から三％に引き下げる

限の延長)の規定によりその関税を納付すべき期限が延長された第一項に規定する政令

同法の規定を適用する。

延長された関税の額から減額することができ
る。この場合において、その減額された額で

相当する額の関税は前二項の規定による払戻しがあつたものとみなして、第十四条第十号ただし書の規定及び同法の規定を適用する。
別表第一七・〇一項中「キログラムにつき

別表第二八四六・九〇号中

を「その他のもの

その他のもの	粗製の塩化希土（希土類金属の化合物の製造原料に使用する種類のものに限る。）及び硝酸ランタン
無税	無税
三・九%	三・九%

第二条 関税定率法の一部を次のように改正する。

第十条の見出しを「変質、損傷等の場合の減税又は戻し税等」に改め、同条第二項中「場所」の下に「（第四項において「保税地域等」という。）を加え、同条第三項中「又は第二項を」から第三項まで」に改め、同条に次の一項を加える。

4 特例申告（関税法第七条の二第二項（申告の特例）に規定する特例申告をいう。第十九条第六項、第十九条の二第四項及び第二十條第四項において同じ。）に係る指定貨物（同法第七条の二第一項に規定する指定貨物をいう。以下この項、第十九条第六項、第十九条の二第四項並びに第二十條第四項及び第五項において同じ。）が、輸入の許可後引き続き、保税地域等に置かれており、かつ、当該指定貨物に係る特例申告書（同法第七条の二第一項に規定する特例申告書をいう。以下この項、第十九条第六項、第十九条の二第四項並びに第二十條第四項及び第五項において同じ。）が提出されるまでの間に、災害その他やむを得ない理由により滅失し、又は変質し、若しくは損傷した場合においては、当該特例申告書がその提出期限内に提出される場合に限り、政令で定めるところにより、その関税の全部又

は一部に相当する額を当該指定貨物に課されるべき関税の額から控除することができる。
第十四条第十号中「第十九条第一項」の下に「又は第六項を加え、又は戻し税等」を「若しくは戻し又は控除」に改め、「同条第二項」の下に「若しくは第四項を加え、若しくは第二項を」を「第二項、第四項若しくは第五項」に改め、「関税の戻し」の下に「又は控除」を加える。
第十四条の二中「こゝるを」を「超える」に改め、同条第二号中「第十九条第一項」の下に「若しくは第六項」を加え、「若しくは第二項」を「第二項若しくは第四項」に改め、「又は払いもどし」を「払戻し又は控除」に改める。
第十九条の見出しを「輸出貨物の製造用原料品の減税、免税又は戻し税等」に改め、同条第五項中「又は第二項」を「から第三項まで」に改め、同条第七項中「第五項の下に」又は第六項」を加え、同項に後段として次のように加え、同項を同条第八項とする。
この場合において、同項の規定を適用する場合について準用するときは、前項中「第一項中関税の払戻しに係る規定の適用については、同項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。
第十九条第六項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6 特例申告に係る指定貨物のうち輸出貨物の製造に使用される原料品であつて政令で定め

るもので輸入され、第一項の規定により税関長の承認を受けた製造工場で当該製造がされてその製品が輸出されるものについては、当該製品が当該原料品に係る特例申告書の提出前に輸出され、かつ、当該特例申告書がその提出期限内に提出される場合に限り、政令で定めるところにより、その関税の全部又は一部に相当する額を当該原料品に課されるべき関税の額から控除する。
第十九条の二の見出しを「課税原料品等による製品を輸出した場合の免税又は戻し税等」に改め、同条第三項中「又は第二項」を「から第三項」に改め、同条第四項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 保税工場又は総合保税地域における保税作業について、その原料として使用する外国貨物がなくなつたこと等により、輸入された貨物を輸出貨物の原料品として使用することが必要であつて、その輸入された貨物が特例申告に係る指定貨物であり、かつ、第一項の規定の適用を受けることが困難であると認められる場合においては、あらかじめ税関長の承認を受けて、当該指定貨物でその輸入の時の性質及び形状に変更を加えないものを当該指定貨物に係る特例申告書の提出前に保税工場又は総合保税地域に入れ、これを原料品として製造した貨物を当該特例申告書の提出前に輸出し、かつ、当該特例申告書がその提出期限内に提出される場合に限り、政令で定めるところにより、その関税の全部又は一部に相当する額を当該指定貨物に課されるべき関税の額から控除することができる。

5 前項に規定する指定貨物を輸出に代えて廃棄することがやむを得ない認められる場合において、これを当該指定貨物に係る特例申告書の提出前に保税地域に入れ、あらかじめ税関長の承認を受けて当該特例申告書の提出前に廃棄したときは、当該特例申告書がその提出期限内に提出される場合に限り、政令で定めるところにより、その関税の全部又は一部に相当する額を当該指定貨物に課されるべき関税の額から控除することができる。

（関税法の一部改正）

第三条 関税法（昭和二十九年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第七条の五」を「第七条の十七」に改める。

第四條第一項第四号中「第三十條第二号」を「第三十條第一項第二号」に改める。

第二章第二節中「第七条の五」を「第七条の十七」とする。

第七条の四第二項中「輸入の時」の下に「（特例申告に係る指定貨物については、特例申告書の提出期限）を加え、同条を第七条の十六とする。第七条の三第一項中「当該許可の日」の下に

十五年法律第三十六号)別表第一の六に掲げる物品その他政令で定める貨物については、適用しない。

関稅定率法第十條第二項(変質又は損傷の場合の減稅)の規定その他政令で定める規定は、特例申告に係る指定貨物については、適用しない。

第一項の承認を受けようとする者は、同項の指定を受けようとする貨物の品名その他必須な事項を記載した申請書を税関長に提出しなければならない。

特例申告書の記載事項その他前各項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(特例申告を選択したものとみなす場合)

第七条の三 指定貨物の輸入申告に併せて第七

条第二項(申告)の規定による申告を行つていない特例輸入者は、当該指定貨物について

は、特例申告を行うことを選択したものとみなす。

（期限後特例申告）
第七条の四 期限内特例申告書を提出すべきで

あつた者(特例輸入者でその特例申告に係る特例申告書をその提出期限までに提出してい

ない者をいい、その者の相続人又はその者が法人であつて合併により消滅した場合において

ては合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人を含む。は、その提出期限後

においても、第七条の十六第二項(決定)の規定による決定があるまでは、その期限内特例

申告書に記載すべきものとされている事項を記載した特例申告書を第七条の二第二項（申

告の特例)の税関長に提出することができる。

2 前項の規定により提出する特例申告書は、

期限後特例申告書という。
(承認の要件)

第七条の五 税関長は、第七条の二第六項（申告の特例）の規定による申請書の提出があつ

た場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、同条第一項の承認をしないこと

ところに従つて行われていないとき、又は帳簿等に不実の記載があるとき。

同項に規定する貨物指定申請書に記載された貨物の全部について第七条の二第一項の指定をしないとき。

七条の六 第七條の二第二項(申告の特例)の規定を受けようとする者は、当該指定を受けようとする貨物ごとに、その品名その他必要事項を記載した申請書(以下この条において

「貨物指定申請書」という)を、同項の承認を受けようとする税関長(特例輸入者にあつ

は、当該承認をした税関長に提出しなければならぬ。この場合において、貨物指定

申請書は、特例輸入者が提出する場合を除き、第七条の二第六項の規定による申請書の

提出に併せて提出しなければならない。

第七条の二第六項の規定による申請書の提

出に併せて貨物指定申請書の提出があつた場合において、同条第一項の承認をしない旨の

処分があつたときは、当該貨物指定申請書の提出はなかつたものとみなす。

税関長は、貨物指定申請書の提出があつた場合において、当該貨物指定申請書に記載さ

れた貨物について、申告納税方式が適用され、継続的に輸入されている場合として政令で定

める場合に該当しないときは、第七条の二第二項の指定をしないものとする。

税関長は、貨物指定申請書の提出があつた場合において、当該貨物指定申請書に記載さ

たものに係る関税、内国消費税又は地方消費

税についての第七条の第十四第一項(修正申告)若しくは国税通則法第十九条第一項若しくは

第二項(修正申告)の規定による修正申告、第七條の十六第一項若しくは第三項(更正)若し

くは同法第二十四条(更正)若しくは第二十六
条(再更正)の規定による更正又は第七条の十

六第二項(決定)若しくは同法第二十五条(決定)の規定による決定(以下この項及び次条第二項において「修正申告等」という。)があつたとき(当該修正申告等により第十二条の第二項若しくは第二項(過少申告加算税)若しくは同法第六十五条第一項若しくは第二項(過少申告加算税)の規定による過少申告加算税又は第十二条の第三項(無申告加算税)若しくは同法第六十六条第一項(無申告加算税)の規定による無申告加算税を課されたときに限る。次条第二項において同じ。)は、当該貨物について第七条の二第二項の指定をしないことができる。

5 貨物指定申請書の記載事項その他前各項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(指定の取消し等)

第七條の七 特例輸入者は、指定貨物について特例申告書を提出する必要があるとなつたときは、その旨を第七條の二第二項(申告の特例)の指定をした税関長に届け出ることができ

2 税関長は、特例輸入者が過去一年間にした又はすべきであつた第七條第一項(申告)の申告に係る指定貨物について修正申告等があつたときは、当該指定貨物に係る第七條の二第二項の指定を取り消すことができる。

3 第一項の規定による届出又は前項の規定による取消しがあつた場合には、当該届出又は取消しに係る指定貨物についての第七條の二第二項の指定は、その効力を失う。第七條の二第二項(承認の失効)の規定により第七條の二第二項の承認が失効した場合における当該承認を受けていた者に係る指定貨物の全部について、また、同様とする。

4 第一項の規定による届出の手続その他前各項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。
(担保の提供)

第七條の八 特例申告を行おうとする特例輸入者は、その月(以下この条において「特定月」という。)において輸入しようとする指定貨物(申告納税方式が適用されるものに限る。以下この項において同じ。)に課されるべき関税、内国消費税及び地方消費税(以下この条及び第七條の十一第二項(承認の失効)において納付する見込みの額の合計額と特定月の属する年の前年において当該輸入の予定地において輸入した指定貨物について納付した又は納付すべきことが確定した関税等の額の合計額の十二分の一に相当する額とのいずれが多い額に相当する額の担保を、特定月の前月末日までに、当該輸入の予定地を所轄する税関長に提供しなければならない。

2 税関長は、特例輸入者が特定月に輸入した特例申告に係る指定貨物につき納付すべき関税等の額の合計額が前項の規定により提供した担保の額を超えた場合には、政令で定めるところにより、その差額に相当する額の限度として、当該特例輸入者に對し、同項の規定により特定月の翌月末日までに提供された担保に係る増担保の提供を命ずることができ

(帳簿の備付け等)

第七條の九 特例輸入者は、政令で定めるところにより、特例申告に係る指定貨物の品名、数量及び価格その他の必要な事項を記載した帳簿を備え付け、かつ、当該帳簿及び当該指定貨物に係る取引に關して作成し又は受領した書類その他の書類で政令で定めるもの(第七條の十一第二項(承認の失効)及び第七條の十二第二項第三号(承認の取消し)において「帳簿書類」という。)を保存しなければならない。

2 電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に關する法律(平成十年法律第二十五号)第四条(国税関係帳簿

書類の電磁的記録による保存等)、第五条(国税関係帳簿書類の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等)、第六条第一項から第五項まで(電磁的記録による保存等の承認の申請等)、第七條第一項及び第二項(電磁的記録による保存等の承認に係る変更)並びに第八條から第十一條まで(電磁的記録による保存等の承認の取消し・電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等の承認に対する準用・電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存・他の国税に關する法律の規定の適用)の規定は、特例輸入者について準用する。この場合において、同法第四條第一項中「国税関係帳簿の全部又は一部」とあるのは「国税法第七條の九第一項(帳簿の備付け等)の規定により備付け及び保存をしなければならない」となつていて帳簿(以下「国税関係帳簿」という。)(と、「納税地等の所轄税務署長(財務省令で定める場合)に於ては、納税地等の所轄税関長。以下「所轄税務署長等」という。)」とあるのは「同法第七條の二第二項(申告の特例)の承認をした税関長(以下「承認税関長」という。)(と、同法第二項中「国税関係書類の全部」とあるのは「国税法第七條の九第一項の規定により保存をしなければならない」となつていて書類(以下「国税関係書類」という。)(の全部」と、同法第五條第一項中「国税関係帳簿の全部又は一部」とあるのは「国税関係帳簿」と、同法第三項中「国税関係帳簿書類(以下「電磁的記録に係る承認済国税関係帳簿書類」とあるのは「国税関係帳簿書類(国税関係帳簿又は国税関係書類をいう。以下同じ。)(以下「電磁的記録に係る承認済国税関係帳簿書類」と、同法第六條第一項中「国税関係帳簿の備付けを開始する日(当該国税関係帳簿が二以上ある場合においては、その備付けを開始する日が異なるときは、最初に到来する備付けを開始する日。第五項第一号において同じ。)」とあるのは「国税関係帳簿の備付けを開始する日」と、「国税関係帳簿の種類、当該国税関係帳簿」とあるのは「国税関係帳簿」と、「国税関係帳簿の全部又は一部」とあるのは「国税関係帳簿」と、同法第九條中「代える日(当該国税関係帳簿が二以上ある場合において、その代える日が異なるときは、最初に到来する代える日。第五項第一号において同じ。)」とあるのは「代える日」と、同法第六條中「第四條第一項又は第二項」とあるのは「前条各項のいずれか」と、第七條第一項とあるのは「第七條第一項」と、同法第十條中「所得税(源泉徴収に係る所得税を除く。及び法人税に係る保存義務者」とあるのは「特例輸入者」と、同法第十一條第三項中「所得税法第五十條第一項第一号青色申告の承認の取消し(同法第六十六條(非居住者に対する準用)において準用する場合を含む。及び法人税法第二百二十七條第一項第一号青色申告の承認の取消し(同法第二百四十六條第一項(外国法人に対する準用)において準用する場合を含む。)」とあるのは「国税法第七條の十二第二項第三号(承認の取消し)」と、「所得税法第二百五十五條第一項第一号及び法人税法第二百二十七條第一項第一号」とあるのは「同法」と、「財務省令で定めるところ」とあるのは「財務省令で定めるところ」と、同法第七條第九項第二項(帳簿の備付け等)についての規定の準用において準用する」と読み替へるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(申告の特例の適用を要する旨の届出)

第七條の十 特例輸入者は、第七條の二第二項(申告の特例)の規定の適用を受ける必要がなくなつたときは、政令で定めるところにより、その旨を同項の承認をした税関長に届け出ることができる。
(承認の失効)

第七條の十一 第七條の二第二項(申告の特例)

の承認は、次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その効力を失う。

一 前条の規定による届出があつたとき。

二 特例輸入者が死亡した場合で、第七条の十三（許可の承認）についての規定の準用）において準用する第四十八条の二第二項（許可の承認）の規定による申請が同項に規定する期間内にされなかつたとき、又は同項の承認をしない旨の処分があつたとき。

三 特例輸入者が解散したとき。

四 特例輸入者が破産の宣告を受けたとき。

五 税関長が承認を取り消したとき。

2 第七条の二第二項の承認が失効した場合において、当該承認を受けていた者又はその相続人（承認を受けていた法人が合併により消滅した場合においては、合併後存続する法人又は合併により設立された法人）は、その失効前に輸入の許可を受けた指定貨物に係る特例申告の義務、当該特例申告に係る指定貨物について課されるべき又は納付すべき関税等の納付の義務並びに当該指定貨物に係る第七条の九第一項（帳簿の備付け等）の規定による帳簿の備付け及び記載並びに帳簿書類の保存の義務を免れることができない。

（承認の取消）

第七条の十二 税関長は、次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、第七条の二第二項（特例申告の特例）の承認を取り消すことができる。

一 指定貨物の全部について、第七条の七第三項前段（指定の取消し等）の規定により第七条の二第二項の指定が失効したとき、又は第七条の六第三項（指定の申請）に規定する政令で定める場合でなくなつたとき。

二 特例輸入者が次のいずれかに該当するとき。

イ 関税又は輸入貨物に係る内国消費税若しくは地方消費税を滞納したとき。

ロ 特例申告書又は輸入品に対する内国消費

費税の徴収等に関する法律第六條第二項（引取りに係る課税物品についての申告、納税の特例）に規定する特例納税申告書をその提出期限までに提出しなかつたとき。

ハ 第七条の八第二項（担保の提供）の規定による命令に従わなかつたとき。

ニ 第七条の五第一号イ又はロ（承認の要件）のいずれかに該当するとき。

三 第七条の九第一項（帳簿の備付け等）の規定による帳簿の備付け若しくは記載若しくは帳簿書類の保存が同項に規定する政令で定めるところに従つて行われていないとき、又は帳簿書類に不実の記載があると

き。

2 前項の規定による承認の取消しの手続その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（許可の承認）

第七条の十三 第四十八条の二第一項から第五項まで（許可の承認）の規定は、特例輸入者について準用する。この場合において必要な技術的読替は、政令で定める。

第九条第二項中「掲げる日」の下に「又は期限」を加え、同項第五号中「第七条の四第二項」を「第七条の十六第二項」に改め、同号を同項第七号とし、同項第二号から第四号までを二号ずつ繰り下げ、同項第一号中「第七条の五」を「第七条の十七」に改め、同号を同項第三号とし、同項に第一号及び第二号として次の二号を加える。

一 期限内特例申告書に記載された納付すべき税額 特例申告書の提出期限

二 期限後特例申告書に記載された納付すべき税額 当該期限後特例申告書を提出した日

第九条の二第一項中「この条」を「この項及び次項」に改め、同条第二項中「適用される貨物」の下に「（特例申告に係る指定貨物を除く。）」を加え、同条第三項中「前二項の申請書」を「前三項の申請書」に改め、「前二項の担保の提供の手続」を削り、「前二項の規定」を「これらの規定」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 特例輸入者が、期限内特例申告書を提出した場合において、前条第二項第一号に掲げる税額に相当する関税を納付すべき期限に関し、特例申告書の提出期限までにその延長を受けた旨の申請書を第七条の二第二項（申告の特例）の税関長に提出し、かつ、当該期限内特例申告書に記載した関税額の全部又は一部に相当する額の担保を当該税関長に提供したときは、当該税関長は、前条第二項の規定にかかわらず、当該関税額が当該提供された担保の額を超えない範囲内において、当該納付すべき期限を二月以内に限り延長することができる。

第十条第二項中「又は第二項」を「から第三項まで」に改める。

第十一条中「関税が納期限までに完納されないと認められる」を「納付すべき税額の確定した関税がその納期限までに完納されないと認められる場合又は特例申告に係る指定貨物につき納付すべき関税（納付すべき税額が確定したものを除く）でその確定後においては当該関税の徴収を確保することができないと認められるものがある」に改める。

第十二条第七項中「第二号又は第三号」を「第三号又は第四号」に改め、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、同項第二号中「第七条の五」を「第七条の十七」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号中「又は第二項（納期限の延長）」を「から第三項まで」に改め、同号を同項第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一 特例申告に係る指定貨物につき納付すべき関税（第九条の二第三項（納期限の延長）の規定により納付すべき期限が延長された

関税を除く） 特例申告書の提出期限

第十二条の二第一項中「場合」の下に「（期限後特例申告書が提出された場合にあつては、次条第一項ただし書の規定の適用があるときに限る。）」を加える。

第十二条の三第一項中「規定する」の下に「申告」を、「輸入の時」の下に「（特例申告にあつては、特例申告書の提出期限）を加え、」第七条の四第二項を「期限後特例申告書の提出又は第七条の十六第二項」に改め、「後に」の下に「修正申告又は」を加え、同条第二項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前条第三項の規定は、前項第二号の場合について準用する。

3 期限後特例申告書の提出又は第一項第二号の修正申告がされた場合において、その提出又は修正申告が、その申告に係る関税についての調査があつたことにより当該関税について更正又は決定があるべきことを予知してされたものでないときは、その申告に基づき第九条第二項の規定により納付すべき税額に係る第一項の無申告加算税の額は、同項の規定にかかわらず、当該納付すべき税額に百分の五の割合を乗じて計算した金額とする。

第十三条第二項第一号中「第七条の四第二項」を「第七条の十六第二項」に改める。

第十四条第一項中「次の各号」を「次に」に改め、「経過した日」の下に「（同日前に期限後特例申告書の提出があつた場合には、その提出があつた日から二年を経過した日）を加え、同項第一号中「第七条の四第二項」を「第七条の十六第二項」に改め、同項第四号を同項第

五号とし、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 法定納期限等から二年を経過した日以後に期限後特例申告書の提出があつた関税についての更正

第十四条第四項ただし書中「定める日」の下に「又は期限を加え、同項第四号を同項第五号とし、同項第一号から第三号までを一号ずつ繰り下げ、同項に第一号として次の一号を加える。」

一 特例申告に係る指定貨物につき納付すべき関税 特例申告書の提出期限

第十四条の二第二項中「第七条の二第一項第一号」を「第七条の二第一項第一号」に、「第七条の二第二項」を「第七条の二第二項」に改める。

第十五条第一項中「以下第十八条第一項」を「第十八条第一項」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、入港しようとする開港の所在地を所轄する税関にあらかじめ積荷目録を提出した場合で当該開港に入港したときは、積荷目録を提出することを要しない。

第十五条第二項中「直ちに」の下に「政令で定める事項を記載した入港届及び」を加え、「その他政令で定める事項を総括した入港届」を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

第二十四条第三項中「各号の一」を「各号のいずれかに」に改め、同項第一号中「終り」を「終り」に改め、同項第二号中「昭和三十年法律第三十七号」を削り、同項第三号中「前二号の一」を「前二号のいずれかに」に改める。

第三十条に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、関税定率法第二十一条第一項第一号から第三号まで（輸入禁制品に掲げる貨物（輸入の目的以外の目的で本邦に到着したものに限る。）は、保税地域に置くことができない。

第三十六条第一項及び第二項中「第三十条第二号」を「第三十条第二号」に改める。

第五十八条の二の見出しを「保税作業による製品に係る納税申告の特例」に改め、同条中「以外の外国貨物」という「以下この条において「製造済外国貨物」という。」を加え、「（納税申告）を（申告）に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、その者が特例輸入者であり、かつ、製造済外国貨物が指定貨物であるときは、特例申告を行うことを妨げない。

第六十二条の十五中「（納税申告の特例）」を「（保税作業による製品に係る納税申告の特例）」に改める。

第六十三条第一項中「第三十条第二号」を「第三十条第二号」に改める。

第六十五条の次に次の一条を加える。

（保税運送ができない貨物）

第六十五条の二 第二十四条第一項（船舶又は航空機と陸地との交通等）、第六十三条第一項（保税運送）又は第六十四条第一項（難破貨物等の運送）の規定にかかわらず、関税定率法第二十一条第一項第一号から第三号まで（輸入禁制品）に掲げる貨物（輸入の目的以外の目的で本邦に到着したものに限る。）は、外国貨物のまま運送（積卸しを含む。第九九条の二第一項（禁制品を保税地域に置く等の罪）において同じ。）することができない。

第六十七条中「輸入貨物」の下に「（特例申告に係る指定貨物を除く。）」を加える。

第六十七条の二 第二項中「第三十条第二号」を「第三十条第二号」に改める。

第六十八條第一項ただし書中「場合又は」の下に「（特例申告に係る指定貨物の輸入申告がされる場合（税関長が輸入の許可の判断のためにその提出の必要があると認める場合を除く。）その他を加える。

第七十二条中「外国貨物については、」の下に「（特例申告に係る指定貨物が輸入される場合（第

七条の八第一項（担保の提供）の規定による担保が提供されていない場合を除く。）又はを加え、

「又は第二項」を「若しくは第二項」に改め、「輸入品に対する国内消費税の徴収等に関する法律第二十一条第一号（定義）に掲げる」を削る。

第七十三条第一項中「外国貨物」の下に「（特例申告に係る指定貨物を除く。）」を加える。

第七十九条第一項中「次の各号を」に「次に」に改め、同項第五号中「第三十条第二号」を「第三十条第二号」に改める。

第九十七條第四項中「第七条の四第二項」を「第七条の四第二項」に改める。

第九十九條中「第三十条第二号」を「第三十条第二号」に改める。

第二百二條第四項中「電子計算機用磁気テープ」を「電子計算機用の磁気テープその他の政令で定める記録媒体（以下この項及び次項において「磁気テープ等」という。）に、「当該テープ」を「当該磁気テープ等」に改め、同条第五項中「前項のテープ」を「磁気テープ等」に、「第二項中」を「同項中」に、「標準的なテープの巻数」を「磁気テープ等の数」に改める。

第二百二條の二 第二項第二号中「第三十条第二号」を「第三十条第二号」に改める。

第二百五條第一項第五号中「もどし税」を「戻し税等」に、「払いもどし」を「払戻し」に改め、「係る貨物」の下に「若しくは同条第六項の規定による関税の控除に係る貨物」を加え、「検査すること」を「検査すること」に改め、同項第六号中「帳簿書類」の下に「その他の物件」を加える。

第二百九條第二項中「前項を」に「同項を」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「第二十一条第一項（輸入禁制品）」を「第二十一条第一項第四号又は第五号」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

関税定率法第二十一条第一項第一号から第三号まで（輸入禁制品）に掲げる貨物を輸入した者は、五年以下の懲役若しくは三千万円以下

下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第二百九條の次に次の一条を加える。

第二百九條の二 関税定率法第二十一条第一項第一号から第三号まで（輸入禁制品）に掲げる貨物（輸入の目的以外の目的で本邦に到着したものに限る。）を第三十条第二項（外国貨物を置く場所の制限）の規定に違反して保税地域に置き、又は第六十五条の二（保税運送ができない貨物の規定に違反して外国貨物のまま運送した者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前項の罪を犯す目的をもつてその予備をした者又は同項の犯罪の実行に着手してこれを遂げない者についても、同項の例による。

第二百二條第一項中「第九九条第一項」の下に「若しくは第二項」を、「輸入する罪」の下に、「第九九条の二第一項禁制品を保税地域に置く等の罪」を加える。

第二百三條の二を第二百三條の三とし、第二百三條の次に次の一条を加える。

第二百三條の二 正当な理由がなく特例申告書をその提出期限までに提出しなかつた者は、一年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。ただし、情状により、その刑を免除することができる。

第二百五條中「二」を「いずれかに」に改め、第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 第七條の九第一項（帳簿の備付け等）の規定による帳簿の記載を怠り、若しくは偽り、又は帳簿を隠した者

第二百六條中「四」を「より」に、「第二百三條の二」を「第二百三條の三」に改める。

第二百七條第一項中「輸入する罪」の下に「禁制品を保税地域に置く等の罪」を加え、「第二百三條の二」を「第二百三條の二（特例申告書を提出期限までに提出しない罪）、第二百三條の

三に、「第六号まで(許可)」を「第七号まで(許可)」に改め、同条に次の二項を加える。

3 人格のない社団等(法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものをいう。次項において同じ。)は、法人とみなして、前二項の規定を適用する。

4 人格のない社団等について第一項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第百十八条第一項中「輸入する罪」の下に「禁制品を保税地域に置く等の罪」を加え、「免れる」を「免れる」に、「但し」を「ただし」に、「且つ」を「かつ」に、「左の各号の一」を「次の各号のいずれかに」に改める。

(関税暫定措置法の一部改正)

第四条 関税暫定措置法(昭和三十五年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「平成十二年三月三十一日」を「平成十三年三月三十一日」に改め、同条第四項を削り、同条第五項を同条第四項とする。

第六条第一項及び第七条第一項中「平成十二年三月三十一日」を「平成十三年三月三十一日」に改める。

第七条の二を次のように改める。

第七条の二 削除

第八条第一項中第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一 関税定率法別表第四二・〇二項に該当す

る製品のうち外面が革製、コンポジションレザー製又はパテントレザー製のものと並びに同表第四二・〇三項に該当する製品のうち野球用のグローブ及びミット以外のもの(これらの製品のうち、本邦から輸出された政令で定める貨物を原料又は材料としたものに限るものとし、政令で定める加工又は組立てがされたものを除く。)

第九条中「第五条若しくは第七条の二第一項」を「若しくは第五条」に改め、「軽減若しくは及び」(第七条の二第一項の規定により関税の軽減又は免除を受けた物品については、同項に規定する期間内)を削る。

第十条第一号中「第五条又は第七条の二第一項」を「又は第五条」に改め、「軽減又は」を削る。

第十条の二の見出しを「(関税の免除等を受けた物品の転用)」に改め、同条中「第五条若しくは第七条の二第一項」を「若しくは第五条」に改め、「軽減若しくは」を削る。

第十条の三第一項中「輸入申告書」の下に「又は同法第七条の二第一項(申告の特例)に規定する特例申告書」を加える。

第十条の四第一項中「又は第二項」を「から第三項まで」に改める。

第十一条第一項中「第五条若しくは第七条の二第一項」を「若しくは第五条」に改め、「軽減し、若しくは」を削る。

別表第一第〇四・〇一項中「二三二、〇八〇トン」を「二三三、九四〇トン」に改め、同項の前に次の三項を加える。

魚(冷凍したものに限るものとし、第〇三・〇四項の魚のフィレその他の魚肉を除く。)

その他の魚(肝臓、卵及びしらこを除く。)

さば(スコムベル・スコムブルス、スコムベル・アウストラシクス及びスコムベル・ヤボニクス)

肝臓、卵及びしらこ

七%

〇三・〇四

〇三〇四・九〇

〇三・〇七

〇三〇七・四九

別表第一第二二・〇六項を次のように改める。

二三二・〇六

二三二・〇六・〇〇

二 たら(ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの)の卵
魚のフィレその他の魚肉(生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限るものとし、細かく切り刻んであるかないかを問わない。)

一 にしん(クルペア属のもの)、たら(ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの)、ぶり(セリオラ属のもの)、さば(スコムベル属のもの)、いわし(エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの)、あじ(トラクルス属又はデカプテルス属のもの)及びさんま(コロラビス属のもの)のうち
たら(ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの)のすり身

軟体動物(生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。)、水棲無脊椎動物(生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限るものとし、甲殻類及び軟体動物を除く。)、並びに水棲無脊椎動物(甲殻類を除く。の粉、ミール及びペレット(食用に適するものに限る。))

いか(セビア・オフィキナリス、ロシヤ・マクロソマ及びセビオラ属、オムマストリフェス属、ロドリゴ属、ノトダルス属又はセビオティウチス属のもの)

その他のもの
一 冷凍したもののうち
もんごういか以外のもの

三・五%

その他の発酵酒(例えば、りんご酒、なし酒及びミード)並びに発酵酒とアルコールを含有しない飲料との混合物及び発酵酒の混合物(他の項に該当するものを除く。)

二 その他のもの
(一) その他のもの

B その他のもの
(a) 麦芽を原料の一部としたもので発泡性を有

四・二%

四・二%

(1) 平成一三年三月三十一日までに輸入されるもの	三・八％ (その率が 一リットル につき六円 四〇銭の従 量税率より 高いとき は、当該従 量税率) 一・九％ (その率が 一リットル につき六円 四〇銭の従 量税率より 高いとき は、当該従 量税率) 無税
(2) 平成一三年四月一日から平成一四年三月三十一日までに輸入されるもの	
(3) 平成一四年四月一日から平成一五年三月三十一日までに輸入されるもの	
別表第一第二七・〇九項及び第二七・一〇項を次のように改める。 二七・〇九 二七・〇九・〇〇 石油及び歴青油(原油に限る。)	
(1) 平成一三年三月三十一日までに輸入されるもの (i) 政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの	一キロリットルにつき 六三円
(ii) その他のもの	一キロリットルにつき 二一五円
(2) 平成一三年四月一日から平成一四年三月三十一日までに輸入されるもの	一キロリットルにつき 二一五円
(3) 平成一四年四月一日から平成一八年三月三十一日まで	一キロリットルにつき 二一五円
でに輸入されるもの	一キロリットルにつき 一七〇円
二七・一〇 二七・一〇・〇〇	
石油及び歴青油(原油を除く。)並びにこれらの調製品(石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇％以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。) 一 石油及び歴青油(石油及び歴青油以外の物品を加えたもので、その物品の重量が全重量の五％未満のものを含む。) (一) 揮発油 C その他のもの (a) 航空機用のもの(アンチノック剤を加えてないものを含む。) (1) 温度一五度における比重が〇・八〇一七以下のもの (1) 平成一四年三月三十一日までに輸入されるもの	一キロリットルにつき 二、〇九〇 一キロリットルにつき 二、〇六九 一キロリットルにつき 二、三三六
(ii) 平成一四年四月一日から平成一八年三月三十一日までに輸入されるもの	一キロリットルにつき 二、〇六九
(1) 平成一四年三月三十一日までに輸入されるもの	一キロリットルにつき 二、三三六
(ii) 平成一四年四月一日から平成一八年三月三十一日までに輸入されるもの	一キロリットルにつき 二、三三六

(a) 石油	(b) その他のもの
(1) 平成一三年三月三十一日までに輸入されるもの	(1) 政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの 一キロリットルにつき 一一円
(2) 平成一四年四月一日から平成一八年三月三十一日までに輸入されるもの	(ii) 燃料用のもの（政令で定めるものに限る。） 一キロリットルにつき 七五〇円
	(iii) その他のもの 一キロリットルにつき 一、四〇〇円
(3) 平成一四年四月一日から平成一八年三月三十一日までに輸入されるもの	(2) 平成一三年四月一日から平成一四年三月三十一日までに輸入されるもの 一キロリットルにつき 一、四〇〇円
	(iii) その他のもの 一キロリットルにつき 一、三八六円
(二) 灯油	B その他のもの
(1) ノルマルパラフィン（直鎖飽和炭化水素の含有量が全重量の九五％以上のものに限る。） 無税	(1) ノルマルパラフィン（直鎖飽和炭化水素の含有量が全重量の九五％以上のものに限る。） 無税
(2) その他のもの	(2) その他のもの 一キロリットルにつき 五七〇円
(iii) 平成一四年三月三十一日までに輸入されるもの	(iii) 平成一四年三月三十一日までに輸入されるもの 一キロリットルにつき 五七〇円
(iv) 平成一四年四月一日から平成一八年三月三十一日までに輸入されるもの	(iv) 平成一四年四月一日から平成一八年三月三十一日までに輸入されるもの 一キロリットルにつき 五六四円

(イ) 軽油	(ロ) 重油及び粗油
(1) 平成一四年三月三十一日までに輸入されるもの 一キロリットルにつき 一、二七〇円	A 温度一五度における比重が〇・九〇三七以下のもの (1) 平成一三年三月三十一日までに輸入されるもの 一キロリットルにつき 二、二五七円
(2) 平成一四年四月一日から平成一八年三月三十一日までに輸入されるもの	(ii) 温度一五度における比重が〇・八三以上で引火点が温度一三〇度以下のもの（本邦に到着した時においてこれらの性質を有するもの又は政令で定めるところにより本邦に到着した石油製品に他の石油製品を混合して得たものでこれらの性質を有するものに限る。）のうち、農林漁業の用に供するもの 無税
(iii) その他のもの 一キロリットルにつき 二、六二〇円	(iii) その他のもの 一キロリットルにつき 二、六二〇円
(iv) 平成一四年三月三十一日までに輸入されるもの	(iv) 平成一四年三月三十一日までに輸入されるもの 一キロリットルにつき 二、六二〇円
(v) 平成一四年四月一日から平成一八年三月三十一日までに輸入されるもの	(v) 平成一四年四月一日から平成一八年三月三十一日までに輸入されるもの 一キロリットルにつき 二、六二〇円

(2) 平成一三年四月一日から平成一四年三月三十一日までに輸入されるもの (i) 硫黄の含有量が全重量の〇・三％以下のもの		(ii) その他のもの	三、四一〇 円
(3) 平成一四年四月一日から平成一八年三月三十一日までに輸入されるもの (i) 硫黄の含有量が全重量の〇・三％以下のもの		(ii) その他のもの	一キロリッ トルにつき 二、六二〇 円 一キロリッ トルにつき 三、四一〇 円
B 温度一五度における比重が〇・九〇三七を超えるもの (i) 平成一三年三月三十一日までに輸入されるもの (ii) 製油の原料として使用するもの		(ii) その他のもの	一キロリッ トルにつき 二、五九三 円 一キロリッ トルにつき 三、三〇六 円
(ii) その他のもの 1 硫黄の含有量が全重量の〇・三％以下のもの			一キロリッ トルにつき 二、四〇〇 円 一キロリッ トルにつき
2 その他のもの			一キロリッ トルにつき

(2) 平成一三年四月一日から平成一四年三月三十一日までに輸入されるもの (i) 硫黄の含有量が全重量の〇・三％以下のもの		(ii) その他のもの	三、四一〇 円
(3) 平成一四年四月一日から平成一八年三月三十一日までに輸入されるもの (i) 硫黄の含有量が全重量の〇・三％以下のもの		(ii) その他のもの	一キロリッ トルにつき 二、四〇〇 円 一キロリッ トルにつき 三、四一〇 円
(ii) その他のもの			一キロリッ トルにつき 二、三七六 円 一キロリッ トルにつき 三、二〇二 円

別表第一の三第一七・〇一項中「四六円九八銭」を「三九円九八銭」に改める。

別表第一の三第一七・〇二項中「二六・八％」を「二四・五％」に、「二六・二％」を「二四・六％」に、「二八円二〇銭」を「二三元三〇銭」に改める。

別表第一の三第二二・〇六項中「二六・二％」を「二四・六％」に、「二八円二〇銭」を「二三元三〇銭」に改める。

別表第一の四を次のように改める。

附則
別表第一の四 削除

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定、第三条中関税法の目次の改正規定、同法第二章第二節中第七條の五を第七條の十七とする改正規定、同法第七條の四の改正規定、同条を同法第七條の十六とする改正規定、同法第七條の三の改正規定、同条を同法第七條の十五とする改正規定、同法第七條の二の改正規定、同条を同法第七條の十四とし、同法第七條の次に十二条を加える改正規定、同法第九條、第九條の二、第十條から第十三條まで、第十四條、第十四條の二、第二十四條、第五十八條の二（見出しを含む）、第六十二條の十五、第六十七條、第六十八條、第七

十二条、第七十三条、第九十七条及び第五十五条の改正規定、同法第七十三条の二を同法第七十三条の三とし、同法第七十三条の次に一条を加える改正規定、同法第七十五条及び第六十六条の改正規定、同法第七十七條の改正規定（第七十三條の二を「第七十三條の二（特例申告書を提出期限までに提出しない罪、第七十三條の三に、「第六号まで（許可）」を「第七号まで（許可）」に改める部分に限る。）、第四條中「關稅暫定措置法第十條の三及び第十條の四の改正規定並びに附則第五條及び第七條から第十六條までの規定については、平成十三年三月一日から施行する。

（關稅暫定措置法の一部改正に伴う経過措置）

第二条 この法律の施行前に第四條の規定による改正前の關稅暫定措置法第七條の二第一項の規定により關稅の免除又は輕減を受けた物品については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第三条 この法律の施行前にした行為及び前條の規定により従前の例によることとされる物品に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障條約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆國軍隊の地位に関する協定の実施に伴う關稅法等の臨時特例に関する法律の一部改正）

第四条 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障條約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆國軍隊の地位に関する協定の実施に伴う關稅法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第百二十二号）の一部を次のように改正する。

第十二條第四項中「第三十條第二号」を「第三十條第一項第二号」に改め、「以下」を削り、「すみやかに」を「速やかに」に改める。

（酒稅法の一部改正）

第五條 酒稅法（昭和二十八年法律第六号）の一部

を次のように改正する。

第三十條の三第一項第一号中「保稅地域から引き取らうとする」を「引取りに係る」に改め、同條に次の一項を加える。

3 第一項に規定する者がその引取りに係る酒類につき關稅法第七條の二第二項（特例申告）に規定する特例申告を行う場合には、當該酒類に係る第一項の申告書の提出期限は、當該酒類の引取りの日の属する月の翌月末日とする。

第三十條の五第一項中「引き取る時」の下に（同條第三項の場合にあつては、當該申告書の提出期限）を加え、「同項第四号」を「同條第一項第四号」に改める。

第三十條の六第二項中「引き取らうとする者」の下に（その引取りに係る酒類につき關稅法第七條の二第二項（特例申告）に規定する特例申告を行う者を除く）を加え、同條に次の一項を加える。

3 酒類を保稅地域から引き取らうとする者（その引取りに係る酒類につき關稅法第七條の二第二項に規定する特例申告を行う者に限る。以下「特例輸入者」という。）が、第三十條の三第一項の規定による申告書を同條第三項の提出期限内に提出した場合において、前條第一項の納期限内に納期限の延長についての申請書を第三十條の三第一項の稅關長に提出し、かつ、當該申告書に記載した同項第四号に掲げる酒稅額の全部又は一部に相當する担保を當該稅關長に提供したときは、當該稅關長は、當該特例輸入者が酒類の販売代金の回収に相當期間を要することその他これに類する事由により當該担保の額に相當する酒稅を當該納期限内に納付することが著しく困難であると認められる場合に限り、一月以内、當該担保の額に相當する酒稅の納期限を延長することができる。

第四十六條中「又は酒類の販売業者」を、「酒類の販売業者又は特例輸入者」に、「又は販売

（販売の代理又は媒介を含む。以下同じ。）を、「販売（販売の代理又は媒介を含む。以下同じ。）又は保稅地域からの引取り」に改める。

第四十八條中「因り」を「より」に、「左に」を「次に」に改め、同條第一号中「第二項」の下に「第三十條の三第一項（同條第三項の場合に限る。）」を加える。

第五十三條第一項中「又は酒類の販売業者」を「酒類の販売業者又は特例輸入者」に改め、同項第四号中「販売業者の下に」又は「特例輸入者」を加え、同項第五号中「又は」を「若しくは」に改め、「販売」の下に「又は酒類の保稅地域からの引取り」を加える。

（輸入品に対する内國消費稅の徵收等に関する法律の一部改正）

第六條 輸入品に対する内國消費稅の徵收等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）の一部を次のように改正する。

第三條第二号中「第十六條第五項、第六項又は第七項」を「第十六條第六項、第七項又は第八項」に改める。

第十五條第三項中「前項」を「第二項」に改め、同項を同條第四項とし、同條第二項中「第三十條第二号」を「第三十條第一項第二号」に改め、同項の次に次の一項を加える。

3 消費稅法等の規定により内國消費稅の納期限が延長された課稅物品でその内國消費稅が納付されてないものうち、當該課稅物品に係る内國消費稅が納付されているものとみなして前項の規定を適用した場合に還付することができるとなるものについては、その延長された期限内に限り、政令で定めるところにより、その還付することができるとなる内國消費稅額に相當する金額をその納期限が延長された内國消費稅額から減額することができ、この場合において、その減額された内國消費稅額に相當する金額は同項の規定による還付があつたものとみなして、消費稅法等及びこの法律の規定を適用する。

第十六條第十一項中「第五項から第七項まで」を「第六項から第八項まで」に改め、同項を同條第十二項とし、同條第六項から第十項までを一項ずつ繰り下げ、同條第五項第二号中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同條第六項とし、同條第四項の次に次の一項を加える。

5 消費稅法等の規定により内國消費稅の納期限が延長された課稅物品でその内國消費稅が納付されてないものうち、當該課稅物品に係る内國消費稅が納付されているものとみなして前項の規定を適用した場合に還付することができるとなるものについては、その延長された期限内に限り、政令で定めるところにより、その還付することができるとなる内國消費稅額に相當する金額をその納期限が延長された内國消費稅額から減額することができ、この場合において、その減額された内國消費稅額に相當する金額は同項本文の規定による還付があつたものとみなして、消費稅法等及びこの法律の規定を適用する。

第十六條の三第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同條第三項とし、同條第一項の次に次の一項を加える。

2 消費稅法等の規定により内國消費稅の納期限が延長された課稅物品でその内國消費稅が納付されてないものうち、當該課稅物品に係る内國消費稅が納付されているものとみなして前項の規定を適用した場合に還付することができるとなるものについては、その延長された期限内に限り、政令で定めるところにより、その還付することができるとなる内國消費稅額に相當する金額をその納期限が延長された内國消費稅額から減額することができ、この場合において、その減額された内國消費稅額に相當する金額は同項の規定による還付があつたものとみなして、消費稅法等及びこの法律の規定を適用する。

第十七條第一項中「一」を「いずれかに」に改

め、「第一号」の下に「又は第二号」を加え、「第三十条第二号」を「第三十条第一項第二号」に改め、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 個人的な使用に供する物品で政令で定める販売の方法により販売されたものであつて品質等が当該物品の輸入者が予期しなかつたものであるため返送することがやむを得ないと認められるもの

第十七条第三項中「前二項」を「第一項及び第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 消費税法等の規定により内国消費税の納期限が延長された課税物品でその内国消費税が納付されていないものうち、当該課税物品に係る内国消費税が納付されているものとみなして前二項の規定を適用した場合に還付することができることとなるものについては、その延長された期限内に限り、政令で定めるところにより、その還付することができることとなる内国消費税額に相当する金額をその納期限が延長された内国消費税額から減額することができる。この場合において、その減額された内国消費税額に相当する金額は前二項の規定による還付があつたものとみなして、消費税法等及びこの法律の規定を適用する。

第二十四条第一号中「第十六条第八項」を「第十六条第九項」に改め、同条第二号中「第十六条第九項」を「第十六条第十項」に改める。

第七条 輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律の一部を次のように改正する。

第三条第二号中「第十六条第六項、第七項又は第八項」を「第十六条第七項、第八項又は第九項」に改める。

第六条第五項中「第七条の二第二項」を「第七条の十四第二項」に、「第三項」を「第四項」に、「第七条の三第一項」を「第七条の十五第一項」に、「第七条の四第四項ただし書」を「第七条の

十六第四項ただし書」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「課税物品」の下に「(特例申告に係る課税物品を除く。)」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 保税地域から引き取られる課税物品に係る消費税法第四十七条第一項(引取りに係る課税貨物についての納税申告等)の規定による申告(同条第三項の場合に限る。)、酒税法第三十条の三第一項(引取りに係る酒類についての納税申告等)の規定による申告(同条第三項の場合に限る。)、たばこ税法第十八条第一項(引取りに係る製造たばこについての納税申告等)の規定による申告(同条第三項の場合に限る。)、揮発油税法第十一条第一項(引取りに係る揮発油についての納税申告等)の規定による申告(同条第三項の場合に限る。)、石油ガス税法第十七条第一項(引取りに係る課税石油ガスについての納税申告等)の規定による申告(同条第三項の場合に限る。)、及び石油税法第十四条第一項(引取りに係る原油等についての納税申告等)の規定による申告(同条第三項の場合に限る。)(以下「特例申告」と総称する。)に係る申告書(以下「特例納税申告書」という。)は、前項の規定にかかわらず、当該特例納税申告書に係る課税物品につき提出する関税法第七条の二第一項(申告の特例)に規定する特例申告書と併せて提出するものとする。この場合においては、当該課税物品に係る輸入の許可の日を引取りの日とみなしてこれらの規定を適用する。

第九条第一項中「第九条第二項第一号」を「第九条第二項第三号」に改め、同項第一号中「第七条の五」を「第七条の十七」に改め、同項第二号中「第三項」を「第四項」に改め、同条第三項中「第七条の五」を「第七条の十七」に改める。

第十五条の見出しを「(変質、損傷等の場合の軽減又は還付等)」に改め、同条第二項中「指定

した場所」の下に「(第四項において「保税地域等」という。)」を加え、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 特例申告に係る課税物品が、輸入の許可後引き続き保税地域等に置かれており、かつ、当該課税物品に係る特例納税申告書が提出されるまでの間に、災害その他やむを得ない理由により滅失し、又は変質し、若しくは損傷した場合においては、当該課税物品に係る特例納税申告書がその提出期限内に提出される場合に限る。政令で定めるところにより、その内国消費税の全部又は一部に相当する金額を当該課税物品に課されるべき内国消費税額から控除することができる。

第十六条第十二項中「第六項から第八項まで」を「第七項から第九項まで」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第九項から第十一項までを一項ずつ繰り下げ、同条第八項中「納税申告の特例」を保税作業による製品に係る納税申告等の特例に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項第二号中「前三項」を「第三項から第六項まで」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6 保税工場又は総合保税地域における保税作業について、その原料又は材料として消費し、又は使用する外国貨物がなくなつたこと等により、輸入された課税物品を輸出物品の原料又は材料として消費し、又は使用することが必要であつて、その輸入された課税物品が特例申告に係る課税物品であり、かつ、第三項の規定の適用を受けることが困難であると認められる場合において、あらかじめ税関長の承認を受けて、当該課税物品でその輸入の時の性質及び形状に変更を加えないものを当該課税物品に係る特例納税申告書の提出前に保税工場又は総合保税地域に入れ、これを原料又は材料として製造した製品を当該特例納税申告書の提出前に輸出したときは、当該

特例納税申告書がその提出期限内に提出される場合に限る。政令で定めるところにより、その内国消費税額に相当する金額を当該課税物品に課されるべき内国消費税額から控除することができる。ただし、他の法律の規定によりその原料又は材料として消費し、又は使用した課税物品に係る内国消費税額に相当する金額の控除又は還付を受ける場合は、この限りでない。

第十七条の見出しを「(違約品等の再輸出又は廃棄の場合の還付等)」に改め、同条第一項中「含む。次項」を含む。以下この条に改め、同条第四項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 特例申告に係る課税物品のうち第一項各号のいずれかに該当するものでその輸入の時の性質及び形状に変更を加えないものを本邦から輸出する場合(同項第一号又は第二号に掲げる物品にあつては、返送のため輸出する場合に限る。)(以下「特例課税物品」という。)(当該課税物品が当該課税物品に係る特例納税申告書の提出前に保税地域に入れられたもの(たばこ税法第十五条第一項の規定の適用を受けるものを除く。))であり、かつ、当該課税物品を当該特例納税申告書の提出前に輸出したときは、当該特例納税申告書がその提出期限内に提出される場合に限る。政令で定めるところにより、その内国消費税額に相当する金額を当該課税物品に課されるべき内国消費税額から控除することができる。

5 前項に規定する課税物品を輸出に代えて廃棄することがやむを得ないと認められる場合において、これを当該課税物品に係る特例納税申告書の提出前に保税地域に入れ、あらかじめ税関長の承認を受けて当該特例納税申告書の提出前に廃棄したとき(たばこ税法第十五条第三項の規定の適用を受ける場合を除く。)(は、当該特例納税申告書がその提出期限内に提出される場合に限る。政令で定めると

ころにより、その内国消費税額に相当する金額を当該課税物品に課されるべき内国消費税額から控除することができる。

第十九条第一項中「引き取られる課税物品」の下に「(特例申告に係る課税物品を除く。次項において同じ。)」を加え、「第六条第三項」を「第六条第四項」に改める。

第二十四条第一号中「第十六条第九項」を「第十六条第十項」に改め、同条第二号中「第十六条第十項」を「第十六条第十一項」に改める。

(地方道路税法の一部改正)

第八条 地方道路税法(昭和三十年法律第四号)の一部を次のように改正する。

第十四条の二第一号及び第二号中「又は揮発油税法」を「揮発油税法第十三条第三項に規定する特例輸入者又は同法」に改める。

(租税特別措置法の一部改正)

第九条 租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第八十九条の二第九項中「又は第十六条の三第一項」を「特例輸入者又は第十六条の三第一項に、同法」を「販売又は保税地域からの引取り」とあるのは「又は販売」と、同法に「又は揮発油税法」を「揮発油税法第十三条第三項に規定する特例輸入者又は同法」に改める。

第九十条の四第二項中「石油精製業者で政令で定めるもの」の下に「特例輸入者」を加え、「消費若しくは」を「販売若しくは保税地域からの引取り」に、「消費又は」を「又は販売」に改める。

第九十条の五第五項中「石油精製業者で政令で定めるもの」の下に「特例輸入者」を加え、「若しくは」を「販売若しくは保税地域からの引取り」に改め、「消費又は」の下に「販売」を加える。

第九十条の六第三項中「石油精製業者で政令で定めるもの」の下に「特例輸入者」を加え、「若しくは」を「販売若しくは保税地域からの引取り」に改め、「貯蔵又は」の下に「販売」を加える。

える。

第九十条の六の二第五項中「石油精製業者で政令で定めるもの」の下に「特例輸入者」を加え、「消費若しくは販売」を「消費、販売若しくは保税地域からの引取り」に改める。

(揮発油税法の一部改正)

第十条 揮発油税法(昭和三十三年法律第五十五号)の一部を次のように改正する。

第十一条第一号中「保税地域から引き取らうとする」を「引取りに係る」に改め、同条に次の一項を加える。

3 第一項に規定する者がその引取りに係る揮発油につき関税法第七条の二第二項(特例申告)に規定する特例申告を行う場合には、当該揮発油に係る第一項の申告書の提出期限は、当該揮発油の引取りの日の属する月の翌月末日とする。

第十二条の二第一項中「引き取る時」の下に「(同条第三項の場合にあつては、当該申告書の提出期限)を加える。

第十三条第二項中「引き取らうとする者」の下に「(その引取りに係る揮発油につき関税法第七条の二第二項(特例申告)に規定する特例申告を行う者を除く。)」を加え、同条に次の一項を加える。

3 揮発油を保税地域から引き取らうとする者(その引取りに係る揮発油につき関税法第七条の二第二項に規定する特例申告を行う者に限る。第二十四条において「特例輸入者」というが、第十一条第一項の規定による申告書と同条第三項の提出期限内に提出した場合において、前条第一項の納期限内に納期限の延長についての申請書を第十一条第一項の税関長に提出し、かつ、当該申告書に記載した引取りに係る納付すべき税額の全部又は一部に相当する担保を当該税関長に提供したときは、当該税関長は、二月以内、当該担保の額に相当する揮発油の納期限を延長することができる。

第二十四条中「販売業者」の下に「特例輸入者」を加え、「又は販売」を「販売又は保税地域からの引取り」に改める。

第二十五条第一号中「第十条第一項」の下に「又は第十一条第一項(同条第三項の場合に限る。)」を加える。

(石油ガス税法の一部改正)

第十一条 石油ガス税法(昭和四十年法律第五十六号)の一部を次のように改正する。

第十七条第一号中「保税地域から引き取らうとする」を「引取りに係る」に改め、同条に次の一項を加える。

3 第一項に規定する者がその引取りに係る課税石油ガスにつき関税法第七条の二第二項(特例申告)に規定する特例申告を行う場合には、当該課税石油ガスに係る第一項の申告書の提出期限は、当該課税石油ガスの引取りの日の属する月の翌月末日とする。

第十九条第一項中「引き取る時」の下に「(同条第三項の場合にあつては、当該申告書の提出期限)を加える。

第二十条第二項中「引き取らうとする者」の下に「(その引取りに係る課税石油ガスにつき関税法第七条の二第二項(特例申告)に規定する特例申告を行う者を除く。)」を加える。

第二十四条中「販売業者」の下に「課税石油ガスを保税地域から引き取らうとする者(その引取りに係る課税石油ガスにつき関税法第七条の二第二項(特例申告)に規定する特例申告を行う者に限る。)」を、「払出し」の下に「又は課税石油ガスの保税地域からの引取り」を加える。

第二十五条第一号中「第十六条第一項」の下に「又は第十七条第一項(同条第三項の場合に限る。)」を加える。

(通関業法の一部改正)

第十二条 通関業法(昭和四十二年法律第二百一十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号イの(1)中「申告又は承認」の下に「若しくは指定」を加え、「又は承認を得る」を

「若しくは承認を得、又は指定を受ける」に、「積みもどし」を「積戻し」に改め、同号イの(1)の(三)を同号イの(1)の(四)とし、同号イの(1)の(二)を同号イの(1)の(三)とし、同号イの(1)の(三)の次に次のように加える。

(二) 関税法第七条の二第一項の承認又は指定の申請

第六条中「一」を「いずれかに」に改め、同条第四号中「第百一十三条の二」を「第百一十三条の三」に改める。

第十五条中「第七条の四第一項」を「第七条の十六第一項」に改める。

(石油税法の一部改正)

第十三条 石油税法(昭和五十三年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

第十四条第一項第一号中「保税地域から引き取らうとする」を「引取りに係る」に改め、同条に次の一項を加える。

3 第一項に規定する者(次条第一項の承認を受けた者を除く。がその引取りに係る原油等につき関税法第七条の二第二項(特例申告)に規定する特例申告を行う場合には、当該原油等に係る第一項の申告書の提出期限は、当該原油等の引取りの日の属する月の翌月末日とする。

第十七条第一項中「引き取る時」の下に「(同条第三項の場合にあつては、当該申告書の提出期限)を加え、同項第四号」を「同条第一項第四号」に改める。

第十八条第二項中「引き取らうとする者」の下に「(その引取りに係る原油等につき関税法第七条の二第二項(特例申告)に規定する特例申告を行う者を除く。)」を加え、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 原油等を保税地域から引き取らうとする者(その引取りに係る原油等につき関税法第七条の二第二項に規定する特例申告を行う者に限る。第二十一条において「特例輸入者」とい

う。が、第十四条第一項の規定による申告書を同条第三項の提出期限内に提出した場合において、前条第一項の納期限内に納期限の延長についての申請書を第十四条第一項の税関長に提出し、かつ、当該申告書に記載した同項第四号に掲げる石油税額の全部又は一部に相当する担保を当該税関長に提供したときは、当該税関長は、二月以内、当該担保の額に相当する石油税の納期限を延長することができる。

第二十一条中「石油精製業者で政令で定めるものの下に、特例輸入者」を加え、「若しくは販売」を、「販売若しくは保税地域からの引取り」に改める。

第二十二條第一号中「第十三条第一項」の下に「第十四条第一項（同条第三項の場合に限る。）」を加える。

（たばこ税法の一部改正）

第十四条 たばこ税法（昭和五十九年法律第七十二号）の一部を次のように改正する。

第十八条第一項第一号中「保税地域から引き取らうとする」を「引取りに係る」に改め、同条に次の一項を加える。

3 第一項に規定する者がその引取りに係る製造たばこにつき同条第七條の二第二項（特例申告）に規定する特例申告を行う場合には、当該製造たばこに係る第一項の申告書の提出期限は、当該製造たばこの引取りの日の属する月の翌月末日とする。

第二十条第一項中「引き取る時」の下に「（同条第三項の場合にあつては、当該申告書の提出期限）」を加え、「同条第四号」を「同条第一項第四号」に改める。

第二十二條第二項中「引き取らうとする者」の下に「（その引取りに係る製造たばこにつき同条第七條の二第二項（特例申告）に規定する特例申告を行う者を除く。）」を加え、同条に次の一項を加える。

3 製造たばこを保税地域から引き取らうとす

る者（その引取りに係る製造たばこにつき同条第七條の二第二項に規定する特例申告を行う者に限る。以下「特例輸入者」という。）が、第十八条第一項の規定による申告書を同条第三項の提出期限内に提出した場合において、第二十条第一項の納期限内に納期限の延長についての申請書を第十八条第一項の税関長に提出し、かつ、当該申告書に記載した同項第四号に掲げるたばこ税額の全部又は一部に相当する担保を当該税関長に提供したときは、当該税関長は、当該特例輸入者が製造たばこの販売代金の回収に相当期間を要することその他これに類する事由により当該担保の額に相当するたばこ税を当該納期限内に納付することが著しく困難であると認められる場合に限り、一月以内、当該担保の額に相当するたばこ税の納期限を延長することができる。

第二十五条中「又は製造たばこの販売業者」を「製造たばこの販売業者又は特例輸入者に、又は販売」を、「販売又は保税地域からの引取り」に改める。

第二十六条第一号中「第十七条第一項」の下に「又は第十八条第一項（同条第三項の場合に限る。）」を加える。

（消費税法の一部改正）

第十五条 消費税法（昭和六十二年法律第八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第十九号を同項第二十号とし、同項第十八号を同項第十九号とし、同項第十七号の次に次の一号を加える。

十八 特例申告書（第四十七條第一項の規定による申告書（同条第三項の場合に限るものとし、当該申告書に係る国税通則法第十八条第二項に規定する期限後申告書を含む。）をいう。

第三十条第一項中「課税仕入れを行った場合又は保税地域から課税貨物を引き取った場合には、当該課税仕入れを行った日又は当該課税貨物

物を引き取った日」を「行う課税仕入れ又は保税地域から引き取る課税貨物については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日」に、「中に保税地域から引き取った」における保税地域からの引取りに係る」に改め、同項に次の各号を加える。

一 国内において課税仕入れを行った場合
当該課税仕入れを行った日

二 保税地域から引き取る課税貨物につき第四十七條第一項の規定による申告書（同条第三項の場合を除く。）又は同条第二項の規定による申告書を提出した場合 当該申告に係る課税貨物（第六項において「一般申告課税貨物」という。）を引き取った日

三 保税地域から引き取る課税貨物につき特例申告書を提出した場合（当該特例申告書に記載すべき第四十七條第一項第一号又は第二号に掲げる金額につき決定（国税通則法第二十五条（決定）の規定による決定をいう。以下この号において同じ。）があつた場合を含む。以下同じ。） 当該特例申告書を提出した日又は当該申告に係る決定（以下「特例申告に関する決定」という。）の通知を受けた日

第三十条第二項中「消費税額及び保税地域から引き取った」を「消費税額及び同項に規定する保税地域からの引取りに係る」に改め、同項第一号中「保税地域から引き取った」を「当該課税期間における前項に規定する保税地域からの引取りに係る」に改め、同項第二号中「中の課税仕入れ及び課税貨物に係る」を「における」に改め、同条第四項中「保税地域から引き取った」を「当該課税期間における第一項に規定する保税地域からの引取りに係る」に、「同項第二号」を「第二項第二号」に改め、同条第六項中「をいい」の下に、「第一項に規定する保税地域からの引取りに係る課税貨物とは、保税地域から引き取った一般申告課税貨物又は特例申告書の提出若しくは特例申告に関する決定に係る課税貨物をい

い」を加え、同条第八項第二号中「保税地域から引き取った課税貨物」を「第一項に規定する保税地域からの引取りに係る課税貨物」に改め、「年月日」の下に「（課税貨物につき特例申告書を提出した場合には、保税地域から引き取った年月日及び特例申告書を提出した日又は特例申告に関する決定の通知を受けた日）」を加え、同条第九項第三号中「年月日」の下に「（課税貨物につき特例申告書を提出した場合には、保税地域から引き取ることとなつた年月日及び特例申告書を提出した日又は特例申告に関する決定の通知を受けた日）」を加える。

第三十二条第四項中「引き取った課税貨物に係る」を「の引取りに係る課税貨物（第三十条第一項に規定する保税地域からの引取りに係る課税貨物をいう。以下この条及び第三十六条において同じ。）に係る」に改め、同項第一号中「引き取った課税貨物」を「の引取りに係る課税貨物」に改め、同条第六項中「被相続人により保税地域から引き取られた」を「被相続人により保税地域からの引取りに係る」に、「相続人が保税地域から引き取った」を「相続人により保税地域からの引取りに係る」に改め、同条第七項中「被合併法人により保税地域から引き取られた」を「被合併法人により保税地域からの引取りに係る」に改める。

第三十三条第一項中「課税仕入れ又は保税地域からの引取りを行った日」を「課税仕入れの日又は保税地域からの引取りの日（当該調整対象固定資産に該当する課税貨物につき特例申告書を提出した場合には、当該特例申告書を提出した日又は特例申告に関する決定の通知を受けた日。次条第一項及び第三十五条において同じ。）」に改める。

第三十四条第一項中「又は当該引取りの日」を「の日又は当該保税地域からの引取りの日」に改め、同項第一号中「課税仕入れを行った日」を「課税仕入れの日」に、「を保税地域から引き取った日」を「の保税地域からの引取りの日」に改

める。

第三十五条中「又は当該引取りの日」を「の日又は当該保税地域からの引取りの日」に改め、同条第一号中「課税仕入れを行った日」を「課税仕入れの日」に、「を保税地域から引き取った日」を「の保税地域からの引取りの日」に改める。第三十六条中「中に保税地域から引き取った」を「における保税地域からの引取りに係る」に改める。

第四十七条第一項第一号中「保税地域から引き取ろうとする」を「引取りに係る」に改め、同条に次の一項を加える。

3 第一項に規定する者がその引取りに係る課税貨物につき関税法第七条の二第二項（特例申告）に規定する特例申告を行う場合には、当該課税貨物に係る第一項の申告書の提出期限は、当該課税貨物の引取りの日の属する月の翌月末日とする。

第五十条第一項中「引き取る時」の下に「（同条第三項の場合にあつては、当該申告書の提出期限）を加え、同項第二号を同条第一項第二号」に改める。

第五十一条第一項中「引き取ろうとする者の下に」（当該課税貨物につき特例申告書を提出する者（第五十八条において「特例輸入者」という。）を除く。次項において同じ。）を加え、同条に次の一項を加える。

3 特例申告書をその提出期限までに提出した者が、当該特例申告書に記載した第四十七条第一項第二号に掲げる消費税額の合計額の全部又は一部の納期限に関し、当該特例申告書の提出期限までにその延長を受けた旨の申請書を同項の税関長に提出し、かつ、当該消費税額の合計額の全部又は一部に相当する額の担保を当該税関長に提供したときは、当該税関長は、当該課税貨物に係る消費税については、前条第一項の規定にかかわらず、当該消費税額が当該提供された担保の額を超えない範囲内において、その納期限を二月以内に

限り延長することができる。

第五十八条中「除く。」の下に「又は特例輸入者」を加える。

第五十九条第一号中「又は第四十五条第一項」を「第四十五条第一項又は第四十七条第一項（同条第三項の場合に限る。）」に改める。

第六十条第四項中「引き取った場合」を「引き取る場合」に、「を行い、又は課税貨物を保税地域から引き取った日」を「の日又は課税貨物の保税地域からの引取りの日（当該課税貨物につき特例申告書を提出した場合には、当該特例申告書を提出した日又は特例申告に関する決定の通知を受けた日）」に改める。

（消費税法の一部改正に伴う経過措置）

第十六条 前条の規定による改正後の消費税法第三十条の規定は、同条第一項の事業者が、平成十三年三月一日以後に国内において行う課税仕入れ及び同日以後に保税地域から引き取る課税貨物に係る消費税について適用し、同日前に国内において行った課税仕入れ及び同日前に保税地域から引き取った課税貨物に係る消費税については、なお従前の例による。

（阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部改正）

第十七条 阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成七年法律第十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第五項第二号中「第三十条第二号」を「第三十条第一項第二号」に改める。

（組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正）

第十八条 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第三百三十六号）の一部を次のように改正する。

別表第三十号中「輸入」の下に「又は第百九条の二（輸入禁制品の保税地域への蔵置等）」を加える。

平成十二年四月七日印刷

平成十二年四月十日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局